

令和3年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

令和3年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月29日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議員の辞職許可の件	6
議案第70号～議案第77号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第90号～議案第114号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第90号及び議案第91号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	44
議案第92号～議案第113号（質疑，委員会付託）	44
議案第114号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	45
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	46
散 会	46
12月14日	
議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定による出席者	47
職務のため出席した事務局職員	48
開 議	49
会議録署名議員の指名	49

一般質問	49
新川床 金 春 議員	49
1. 鰻池の水質と小雁渡浄水場整備計画等について	
2. 教育問題等について	
3. 財政問題について	
4. 保存文書の取扱いについて	
新宮領 実 議員	64
1. トイレ事情について	
2. 公文書について	
3. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
4. ヘルシーランド温泉掘削について	
東 勝 義 議員	78
1. 健幸のまちづくりについて	
2. 空き家, 空き地について	
前之園 正 和 議員	90
1. 検討事項としてきたことのその後について	
2. 国保税の負担を軽くすることについて	
3. 「地熱の恵み」活用プロジェクトについて	
高 田 チヨ子 議員	105
1. 安心・安全な生活のために	
延 会	111
12月15日	
議事日程	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定による出席者	113
職務のため出席した事務局職員	114
開 議	115
会議録署名議員の指名	115
一般質問	115
西 森 三 義 議員	115
1. 選挙の投票率向上対策について	

2. コロナウイルス感染症のワクチン接種について	
3. 里道の整備について	
吉村重則議員	125
1. ゼロカーボンシティについて	
2. スクールバスについて	
3. 子供支援策について	
4. ヘルシーランドの温泉掘削について	
恒吉太吾議員	138
1. 災害時における要支援者の避難支援について	
2. 成年後見制度について	
前原五男議員	147
1. 市政運営について	
議案第115号上程	159
提案理由説明	159
議案第115号（質疑，委員会付託）	160
散会	161

12月22日

議事日程	163
本日の会議に付した事件	164
出席議員	164
欠席議員	165
地方自治法第121条の規定による出席者	165
職務のため出席した事務局職員	165
開議	166
会議録署名議員の指名	166
議案第96号及び議案第97号（委員長報告，質疑，討論，表決）	166
議案第92号，議案第98号～議案第103号及び議案第106号並びに議案第107号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
議案第93号～議案第95号及び議案第104号並びに議案第105号（委員長報告，質疑，討論，表決）	170
議案第108号（委員長報告，質疑，討論，表決）	172
議案第112号及び議案第113号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177
議案第109号及び議案第110号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178

議案第111号及び議案第115号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	181
閉会中の継続審査について	184
議案第116号上程	185
提案理由説明	185
議案第116号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	186
議案第117号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	189
選挙管理委員補充員の選挙	190
広報特別委員の補欠選任	191
議員派遣の件	191
議長挨拶	191
市長挨拶	192
閉議及び閉会	193

参考資料

議員派遣書	193
-------	-----

第 4 回 定 例 会

令和 3 年 12 月 議 会

令和3年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月29日～12月22日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月29日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第70号～議案第77号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第90号～議案第114号一括上程 (議案説明) ・議案第90号及び議案第91号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第92号～議案第113号 (質疑, 委員会付託) ・議案第114号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・新たに受理した陳情上程 (委員会付託)
30日	火	休 会	一般質問の通告限 (12時)
12月1日	水	〃	
2日	木	〃	総務水道委員会 (10時開会)
3日	金	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
4日	土	〃	
5日	日	〃	
6日	月	〃	産業建設委員会 (10時開会)
7日	火	〃	
8日	水	〃	
9日	木	〃	
10日	金	〃	
11日	土	〃	
12日	日	〃	
13日	月	〃	
14日	火	本会議	・一般質問
15日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第115号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) 産業建設委員会 (本会議終了後)
16日	木	休 会	
17日	金	〃	
18日	土	〃	
19日	日	〃	
20日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
22日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第92号～議案第113号及び議案第115号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続審査について ・ 議案第116号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第117号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 選挙管理委員補充員の選挙 ・ 広報特別委員の補欠選任 ・ 議員派遣の件

第 4 回 定 例 会

令和 3 年 11 月 29 日

(第 1 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和3年11月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員の辞職許可の件
- 日程第4 議案第70号 令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第71号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第72号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第73号 令和2年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第74号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第75号 令和2年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第76号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第77号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第12 議案第90号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第91号 令和3年度指宿市温泉事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第92号 指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第93号 観音崎公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第94号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第95号 レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について

- 日程第18 議案第96号 指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第97号 指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第20 議案第98号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第99号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第22 議案第100号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第23 議案第101号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第102号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第103号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第104号 指宿市工場等設置奨励条例の全部改正について
- 日程第27 議案第105号 指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について
- 日程第28 議案第106号 指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定について
- 日程第29 議案第107号 指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について
- 日程第30 議案第108号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第31 議案第109号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第110号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第111号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第112号 令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第113号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第114号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第37 新たに受理した陳情上程  
陳情第11号 分煙環境整備に関する陳情書

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 東 勝 義   | 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 |
| 4 番 議 員  | 新宮領 實   | 5 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 | 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 東 伸 行   |
| 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 11 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 | 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 新川床 金 春 | 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |          |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|             |           |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 市 長         | 豊 留 悦 男   | 副 市 長     | 有 留 茂 人   |
| 教 育 長       | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長   | 下吹越 寿     |
| 市民生活部長      | 鶴 本 八 郎   | 健康福祉部長    | 山 元 成 之   |
| 産業振興部長      | 大 迫 格 史   | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏   |
| 建 設 部 長     | 山 崎 一 磨   | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作   |
| 水道事業部長      | 園 田 猛 志   | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一   |
| 開 聞 支 所 長   | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩   |
| 建 設 部 参 与   | 星 倉 淳 一   | 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 |
| 総 務 課 長     | 山 下 浩 二   | 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |
| 地 域 福 祉 課 長 | 内 村 喜 代 志 |           |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 事 務 局 長     | 鮎 川 富 男 | 次 長 兼 議 事 係 長 | 木 下 英 城 |
| 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査     | 古 川 浩 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和3年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間と決定いたしました。

### △ 議員の辞職許可の件

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議員の辞職許可の件を議題といたします。

去る10月28日、坂元茂教議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、同日付けで地方自治法第126条の規定により、これを許可しましたから、会議規則第147条第2項の規定により報告いたします。

### △ 議案第70号～議案第77号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第4、議案第70号、令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第11、議案第77号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（西田義哲） 決算特別委員会に付託されました、議案第70号、指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第77号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月12日から15日及び19日の述

べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、温泉施設管理事業、指宿港海岸整備事業など、3か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第71号から議案第77号までの7議案については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第75号から議案第77号のうち、剰余金処分につきましては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第70号については、反対討論として、学校教育課の予備費について、校長の修学旅行に関する業者とのやり取りなど、分からない部分もあるので、不認定とすべきであるというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に関する主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。

まず、議案第70号、令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

選挙ポスターを貼る掲示板が153か所だが、年々有権者も減ってくる中で、他自治体においては看板の数を減らしたり、投票所が減ったりしていると思うが、令和2年度においてそういう事例はあるのかとの質疑に対し、令和2年度の県知事選では、掲示板が153か所だったが、市長・市議会議員選挙が145か所なので、令和3年度の衆議院選挙からは145か所に掲示板を設置する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

職員の健康診断の結果はどうだったのかとの質疑に対し、令和2年度は健康診断を受けた職員の中で22.5%が異常なし、要観察が38.2%、要治療・要再検査が17.6%となっているとの答弁でした。

公文書の保管の仕方について、担当部署を設けて一元化して管理する考えはないのかとの質疑に対し、公文書に対する職員の認識について反省すべき点が多かった。保管の場所、管理の在り方、文書取扱規程が現状に合っているのかを総体的に見直し、整えていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

交通安全施設整備事業について、要望がたくさんある中で令和2年度中にはどのくらい整備されたのか、また、未整備の部分がどのくらいあるのかとの質疑に対し、令和2年度は防

護柵399m, ラバーポール2基, 外側線が1,612m, 波線・ドットラインが805m, セブラが171m, 矢印・文字等を340m整備した。未整備分は区画線, 文字, 記号などを含むものが2万5千m, 防護柵1,699m, 反射鏡等が17本となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に, 財政課所管分について申し上げます。

休暇村に貸し付けた土地が1万2,249㎡の減となっているが, この理由は何かとの質疑に対し, 主に地籍調査の結果に基づく地籍更生があったためであるとの答弁でした。

予備費充用の理由が有価証券・国債の売却益の積立金が不足したためとあるが, 国債の売却益金は金額が定まっていると思うが, これが不足したとはどういうことなのかとの質疑に対し, 市の所有する国債の売却益から利益相当分を積み立てないといけませんが, 予算がなかったため, その分を予備費から充用したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に, 市長公室所管分について申し上げます。

フットボールパークにある大型遊具施設がすばらしいと好評ではあるが, なぜ遊具場所のみ砂地のままで芝生にしなかったのかとの質疑に対し, 遊具を請負った業者や都市・海岸整備課と協議をしたところ, 芝生を張るとどうしても芝刈り作業が必要で, そのときに遊具の基礎を草払い機などで痛めてしまう可能性があり, そこから腐食するという指摘があった。維持管理上は真砂土が最も良いのではないかということで, 遊具施設のエリアは真砂土を張ったとの答弁でした。

定住促進対策事業では, 結果として何人の移住・定住が図られたのかとの質疑に対し, 平成29年度からこれまでの間に35世帯55人の方が移住しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に, 健幸・協働のまちづくり課所管分について申し上げます。

S I B事業の決算額2,607万7千円の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し, S I B事業はS P C特別目的会社と委託契約をして実施するので, その委託料が1,873万1,685円, そのほか参加者にポイントの還元品として渡す商品券が200万円ほど, 参加者に配る歩数計代が300万円ほどであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に, 農業委員会事務局所管分について申し上げます。

本市の休耕地, 荒廃地はどのような状況になっているのか, 令和2年度において前年, 前々年と比較して増えているのか減っているのか, どういう状況なのかとの質疑に対し, 令和2年度が3件の48 a, 令和元年度は4件で62 a が再生されている。平成30年度までは国の補助を使って再生されていたので, 平成30年度は96 a の再生となっている。再生可能な面積は平成30年度が122ha, 令和元年度が120ha, 令和2年度が118haとなっており, 若干ではあるが

荒廃農地は減ってきている。また、再生が困難と思われる農地については、非農地判断を平成28年から始めており、その関係上、少なくなっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について申し上げます。

令和2年度、10人に対して56万円支給されている新小田奨学資金とはどのようなものなのかとの質疑に対し、新小田奨学資金は昭和45年4月に故新小田栄吉氏からの寄附金1,000万円を基金として積み立て、その基金と益金を原資とした給付型の奨学資金で、高校生を対象に月額5千円を当該年度10人以内に支給する制度であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について申し上げます。

非常時に給食センターが機能しない場合に備えて、救急カレーを2,400食、80万3千円で購入しているが、賞味期限はいつまでか、また、賞味期限になったら廃棄して取り替えるのかとの質疑に対し、台風や大雨などの自然災害及び調理機器の不具合などにより、給食の提供が困難となった場合の緊急時の対策として救急カレーを購入した。温めないで喫食でき、容量は250g、栄養量は450キロカロリーで、アレルギー特定原材料等は使用しておらず、賞味期限は令和5年12月となっている。処分時期や処分方法については今後検討していくが、防災の日や避難訓練などの機会に児童生徒に配ることも一つの案ではないかと考えているとの答弁でした。

コロナ禍により仕事がなくなったり、収入が激減したりしている家庭もあると聞いているが、給食費の滞納はどうなっているのかとの質疑に対し、令和2年度分については小学校が5万5,645円、中学校が10万8,078円で、合計16万3,723円となっているとの答弁でした。

学校給食費補助金の項目に、食物アレルギーなどにより学校給食に弁当を持参する児童生徒の保護者へ交付額3万3千円とあるが、この人数が何人なのかとの質疑に対し、人数は3人で1人がアレルギーによる弁当持参、あとの2人はそのほかの理由で弁当持参となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について申し上げます。

災害復旧費の倒木の撤去で何本程度倒れていたのか、また、撤去するのに何日程度を要したのかとの質疑に対し、9月6日の台風10号による被害が主なもので、山川小学校や徳光小学校の倒木撤去、路肩の補修業務など、全部で9件ある。山川小学校が54万円ほど、徳光小学校が49万円ほど掛かっている。山川小学校については木が6本ほど倒れ、履行期間としては15日ほどを予定していたが、作業員としては2.5日かけている。徳光小学校は体育館の裏のフェンスが倒れたので、その撤去と併せて、2次災害の可能性もあったのでコンクリート打設も行っている。また、大きな木が裂けており、その避けた部分を取り除く作業も行ったと



の答弁でした。

指宿小学校の駐車場整備について、駐車場用地購入729万2,115円とあるが、坪単価は幾らだったのか、また、全体の面積は幾らなのかとの質疑に対し、単価は1㎡当たり、田んぼが2千円、宅地が6,500円である。3筆あり、面積の合計は2,665.71㎡であるとの答弁でした。

意見として、災害復旧費について緊急性の高い現場などは、ある程度随意契約もやむを得ない場合もあると思うが、そういった場合でも、やはり委託料の適正化を図らなければならない。そういった観点から、見積りが妥当なのかどうか、専門である建設部の職員に現場確認と見積書の確認をお願いしてほしい。また、できるだけ2者以上の見積りを取るという方法も念頭において、緊急の場合でもできる限り適正化を図っていくという手法を取っていたきたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について申し上げます。

予備費充用49万5千円で、理由に西指宿中学校修学旅行者選定に関し、顧問弁護士との委託契約を締結する必要が生じたためとあるが、これはどういう内容かとの質疑に対し、西指宿中学校の修学旅行の行程作成等をA社に依頼し、令和2年5月の実施に向け令和元年10月から検討を重ねてきたが、新型コロナウイルス感染症対策のために令和2年3月に実施時期を5月から11月に延期することを決めた。その際、改めてA社とB社の2社による競争入札を行った結果、A社が落札することができず、一連の業者選択の対応についてA社が不服としたためであるとの答弁でした。

こころのプロジェクト夢の教室授業があるが、指宿出身で講師にふさわしい方は、アスリートに限らず、政財界問わずいらっしゃるので、そういった方々の話を聴くのが自分の一番身近な先輩たちだから、もっと効果があると思うのだが、そういった点を令和2年度に検討しなかったのか、また、今後に向けてはどうかとの質疑に対し、各学校ではそれぞれの卒業生や指宿市出身の先輩や知人を頼り、講話をお願いする学校もある。市としてある程度成果が出てきているこの夢の教室は、継続して実施していく意義があるということで、令和2年度、今年度も含めて継続して実施しているところであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、社会教育課所管分について申し上げます。

丹波校区公民館の改修工事について、当初の予定より650万円の追加が発生しているが、この理由は何かとの質疑に対し、当初予定していた工事箇所以外に、アスベストを含んだ資材があることが、改修工事の途中で判明したことから、追加で工事を行ったものであるとの答弁でした。

アスベストの影響で追加工事が発生したとのことだが、工事を実施する前に建築課で積算を行うと思うのだが、そのアスベストがあるというのは分からなかったのかとの質疑に対し、令和2年度に工事を実施する前の段階で建築課とは協議を行い、平成30年6月にアスベ

トの調査も行ったが、その確認調査をした時点で分からなかった箇所になる。アスベストの調査をした段階では仕上げ表に基づいて調査をしており、その仕上げ表にゾノライトというアスベストを使った資材が書き込んである所については調査をしたのだが、仕上げ表と違うものが使われていることが、昨年の工事の段階で分かったとの答弁でした。

意見として、丹波校区公民館改修工事について、改修工事を行ったら平成30年6月に検査をした際に仕上げ表にないアスベストが含まれていたということなので、委託をしたアスベスト検査そのものの契約が不履行ではないか、完全ではないのではないかとという疑いを持たれるので、しっかりと確認し、再度点検をし直していただきたいというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について申し上げます。

いぶすきフットボールパークの建設が終わり、すばらしい施設ができて喜んでいる。整備及び管理運営費で決算額5,485万3千円となっているが、そのうち管理費はどうなっているのかとの質疑に対し、決算額5,485万3千円は備品も全て入った金額である。ほかの維持経費の支出で考えると、概算ではあるが維持管理費は1,200万円程度だと考えているとの答弁でした。

構想段階での説明で維持管理費は1,850万円と聞いた記憶があるが、その後の説明で2,500万円ぐらい、そして現在は3,500万円ぐらいということである。実際の数字はどのようになるのかとの質疑に対し、1,850万円は平成28年の基本構想段階時のあくまでも概算の数字である。その後、職員を1人熊本県大津町に派遣するなどして必要経費が出てきて、約2,500万円程度掛かるのではないかと説明した。令和2年度は管理も途中から始まっているので、全体の維持管理費は決算額で1,200万円程度となっている。1年間を通した維持管理費として大体の金額が出てくるのが令和3年度からになるかと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について申し上げます。

修学旅行引率教員の市外旅費で54万円と説明があったが、場所と何人分になるのか、また、何日間かとの質疑に対し、場所はコロナの関係で当初予定していた関東地方から九州管内へ変更になり、引率教員7人分である。3泊4日の行程で実施しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について申し上げます。

市民会館の整備関連工事を行っているが、いつ頃完成する見込みかとの質疑に対し、工事期間が令和4年5月27日までとなっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について申し上げます。

個人番号カード作成で不用額が相当出ているが、令和2年度で市民全体のうち、何人の方が作成をされ、交付率は何パーセントぐらいなのか、また、交付率の低さの要因をどのよう

に考えているのかとの質疑に対し、交付状況は、令和2年度末で交付件数が9,496件、交付率は23.54%となっている。普及しない理由として、一つ目は個人情報が入りすぎているのではないかと懸念されている方が多いのではないかと。二つ目はまだマイナンバーカードを利用した電子申請による手続があまりないことから、メリットを感じていない。三つ目は単純に申請手続をするのが面倒だということなどが理由として挙げられているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

たばこ販売促進の組合員数はどのくらいなのか。その推移とどういった活動をされているのかとの質疑に対し、構成員数は124の販売店である。たばこ販売促進協議会はたばこの売上げを促進し、市の財政の向上を図ることを目的として運営されている。活動内容は会議費、事業費、表彰費、販売促進費、研修費、雑費諸々あるが、主なものは販売店研修、美化活動、たばこのステッカー、電子ライター等の事業費となっているとの答弁でした。

受動喫煙防止など、たばこの健康被害がいわれて、喫煙者を減らすような運動をやっている中で、たばこを吸ってくださいという活動は矛盾している。わざわざ販売を促進しなくても、喫煙者はある程度いるだろうし、逆に健康被害から守るためには、むしろそういうことを率先してやるべきではないのではないかとという気もするが、今後、どういった見通しを立てているのかとの質疑に対し、たばこに関して健康被害の関係とか、様々な課題や懸念をされている事項があるかもしれないが、たばこ税は非常に大きいので、今後、御指摘の内容も踏まえて、この補助金などについて検討していくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

マイエンザはトイレなどの悪臭防止に使ったり、農業分野など幅広く使用されたりしているが、マイエンザを普及させるための補助金は大分少ないように感じたが、マイエンザを作るイベントや、うまく活用している状況の報告などはないのかとの質疑に対し、講習会などを令和元年度は1回開催して20人参加したが、令和2年度は実績がなかった。農産技術課でマイエンザの販売を行っており、昨年度の販売量は約3万5,3040である。令和元年度と比べると大分多いと思っているとの答弁でした。

小田墓地の管理事業は642万9千円となっているが、この内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、昨年度まで作業員を1人雇用している。雇用形態は月15日勤務で、1日5.5時間の勤務であった。作業内容は小田墓地公苑内法面の草刈り、道路にはみ出した木々の枝打ちなどの樹木の選定作業、草や樹木などの収集運搬、処分業務を行っていた。また、これとは別に、年に1回お盆前の伐木業務を指宿造園組合に依頼しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について申し上げます。

地域介護基盤整備事業はどのような事業に助成されているのかとの質疑に対し、令和2年度は3事業所から申請があった。事業の概要は介護保険事業計画などに基づく介護施設等の施設整備などを支援するため、地域密着型サービスの施設整備、施設開設に係る準備経費等を事業者に補助金として交付しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について申し上げます。

緊急通報体制等整備事業について、緊急通報装置は65歳以上で高齢者であればどのような方でも申請すればいただけるのか。また、今回再給付も含めて16台となっているが、これまでの給付台数は何件かとの質疑に対し、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の方が対象である。支給ではなく機械を買っていただくことになり、申請を行えば本人負担が1割となっている。平成12年からこの事業が始まっており、これまでの整備台数は700台近くを交付している。昨年11月頃に本体に付属している充電式バッテリー交換の案内も含めて通知を出したところ、今は利用していないとか、施設に入っており使っていない、あるいは亡くなられた方もあり、実際に稼働しているのは171台となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

ドクターヘリによる緊急医療の確保で、新型コロナに関する出動は何件ほどあったのかとの質疑に対し、出動を要請した件数は、令和2年度は119件であった。そのうち実際にけがをされた方を運んだのが43件であった。ただ、どういう理由で搬送されたかという情報は入ってきていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

新型コロナ感染症対策事業について、各保育園等でいろいろな対策を取られているようだが、主にどういう対策に充てられたのかとの質疑に対し、主なものとして空気清浄機やパーテーションなどの備品購入が多かったとの答弁でした。

保育所地域活動事業について、3園が取り組んでいるようだが、その保育園名と活動内容はどのようになっているのかとの質疑に対し、ひばりこども園、池田保育園、新西方保育園の3つの園が行っている。内容は放課後児童クラブと同じように、保護者が仕事などで昼間家庭にいないことができない小学生を園で預かって保育しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について申し上げます。

かごしま国体・かごしま大会は、令和5年に延期になったが、負担金は当初予算どおり負担して、今後、新たに負担金が発生することがあるのかとの質疑に対し、負担金については

2億3,015万5,491円が返還されている。令和5年度に開催されるときには、また予算を計上する考えであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

道の駅いぶすきは、コロナ禍の影響で相当痛手を受けたと思うが、どのくらい売上げが減少したのかとの質疑に対し、特産品の販売とファストフードの令和2年度における売上げの前々年と前年の比較は前々年比81.2%、前年比94%となっている。1日当たりの来館者数は前々年比79%、前年比91.5%であるとの答弁でした。

山川の活お海道はどうかとの質疑に対し、活お海道の昨年度の利用者数は30万9,294人で、令和元年度の約76.4%、売上げは前年度比78.1%になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税室所管分について申し上げます。

以前はさとふるというサイトをお願いをしていたが、ふるさと納税室を設けて自前でやるようになった成果をどのように捉えているかとの質疑に対し、以前はさとふるだけだったが、現在はさとふる、ふるさとチョイス、楽天、高島屋、ふるさと市場など、7つのサイトを入れている。寄附金が伸びた原因はそこにあると考えているとの答弁でした。

令和2年度は7万9,659人が寄附されているが、この方々の中で2回目、3回目とリピートして寄附をされている方の数字は把握しているのかとの質疑に対し、アンケート結果の中で大体3割がリピーターになっている。2回目の方が16%ほど、それ以上の方が14%程度となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について申し上げます。

いぶすき観光デザインへの運営負担金について、予算額に対して随分少ない決算額になっているが、その理由は何かとの質疑に対し、一番大きな要因は人件費が執行残となっている。専務理事とプロパーの採用を計画していたが、事業展開がなかなか図れず、採用が延びた経緯等があったとの答弁でした。

菜の花マラソンなどの事業負担金について、延期なり中止なり、代替大会イベントが開かれた段階で年度内にしっかりと精算すべきではないのかとの質疑に対し、昨年度はコロナの影響により事業が延期されるなど、諸々の条件があって実行委員会が開催されなかったという状況もあった。そういったのは年度内に解決して精算できるように努めていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について申し上げます。

愉徒里館のカラオケについて、令和2年度は国もコロナ禍であるためカラオケの利用を少

し控えるようにとあったが、どのくらいの利用件数があったのかとの質疑に対し、令和2年度のカラオケルームの利用件数は140件で、使用料は6万6,300円であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査はあと何パーセントぐらい残っていて、最終年度はいつなのかとの質疑に対し、令和2年度終了分で進捗率89.37%、面積で7.15km<sup>2</sup>が残っている。令和7年終了を目指して進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

道路の維持管理について、草の繁茂に追いつかないというのが現状で、そういった苦情もある。交通事故も引き起こしかねないような場所も出てきたというふうな話も聞いている。将来を見通せば機械化も考えたほうがいいと思うが、そういった協議をしたことはないのかとの質疑に対し、確かに追いついていない状況というものも見えてきている。台風災害など緊急性のあるものを優先して、通常の計画どおりにいかないのが現状である。機械化についても今後、関係機関とも協議していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について申し上げます。

指宿港海岸整備について、令和2年度分で進捗状況はどうなっているのかとの質疑に対し、令和2年度までの進捗率は67.63%であるとの答弁でした。

十町土地地区画整理事業について、令和2年度時点で進捗状況はどうなっているのかとの質疑に対し、進捗率は令和2年度末現在で72.8%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

魚見団地について、令和2年度に1棟5戸のトイレを簡易水洗化したとのことだが、あとどのくらい残っているのかとの質疑に対し、魚見団地の平屋が全体で54戸あり、平成29年度から工事を実施しており、合計22戸終わっている。残りは32戸だが年次的に整備していく予定であるとの答弁でした。

魚見団地以外の市営住宅で、未水洗化のトイレは残っているのかとの質疑に対し、市営住宅が768戸のうち、水洗化された住居が605戸で、未水洗化が163戸である。募集停止中や用途廃止、建替えをする予定であるところは未水洗化であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

収入保険制度支援対策事業費で、南薩農業共済組合に727万8千円を交付しているが、加入者はどのくらいいるのかとの質疑に対し、令和2年度に補助を行った加入者は、加入から2年目

の方が89件、加入から1年目の方が26件で合計115件であるとの答弁でした。

令和2年度に後継者奨励金が8人の方に支給されているが、この方々はUターンやIターンとか、又は転職など、どういう方々が農業をしようとしているのか把握しているのかとの質疑に対し、8人のうち後継者が6人、新規参入者が2人である。参考までに令和元年度は6人で、うち後継者5人、新規参入者1人であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について申し上げます。

肉用牛肥育素牛導入支援事業費で予算額369万円に対して、満額決算額になっているが、これ以上に申請があったのかとの質疑に対し、予算額はこの金額よりも多かったが、最終的に申請件数に合わせて減額補正をしてこの金額になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

畑かんの改修工事は令和2年度現在で予定している工事の何パーセントが終わったのかとの質疑に対し、畑かんの給水栓の更新事業が58.65%、排水路の改修や避難路の新設などが92.52%、ほかに防災減災事業の成川・福元地区が58.77%、シラス対策事業の石嶺地区が22.11%、水路等長寿命化防災減災事業で、南薩土地改良区の水管理システムの更新事業が57.07%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、会計課、監査委員事務局、議会事務局については、質疑、意見ともにありませんでした。

次は、議案第73号、令和2年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

介護認定の審査件数とここ数年間における増減の状況はどのようになっているのか。また、審査会費の中で市外の調査員にお願いした件数は何件ほどあったのかとの質疑に対し、認定件数については、令和2年度が2,942件、元年度が2,959件、平成30年度が3,349件となっている。市外の調査員に委託した調査件数は211件で、そのうち鹿児島市にお願いしたのが167件であるとの答弁でした。

認定調査員が8人で件数が2,900件ぐらい調査を行うとのことだが、単純計算で1人当たり300数件という認識でいいのかとの質疑に対し、調査員の中で令和2年度は常勤の方が3人、そのほかの非常勤で月12日程度の方がいるので、一概に1人何件というわけではないが、実際にこの調査員数で3千件近くの訪問調査を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第74号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

経営戦略策定は、令和2年度から始まっているのか。また、策定の期間はいつまでか。そして200万円ほどの策定費ということだが、これは10年間にわたって毎年200万円ずつ掛かるものなのかとの質疑に対し、経営戦略は令和2年度に作成をし、計画期間は令和2年度からの10年となっている。策定費は10年間で220万円であるとの答弁でした。

経営戦略の公開は、どのように行うのか。全ての人が見られるような状況になるのかとの質疑に対し、市のホームページにアップしているとの答弁でした。

コロナ禍により売上げが58.4%減少した中で、コロナ対策利用促進事業へ参画したということだが、その効果はどうだったのかとの質疑に対し、唐船峡も国・県等が実施しているコロナ対策の利用促進事業に積極的に参加したところだが、クーポンということでレジを改修しなければならず、取り掛かりが若干遅かったという反省点がある。今後、同じようなクーポン事業が行われるときには積極的に取り組んでいきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第76号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

十町土地区画整理事業など新たな加入者も増えていると思うが、加入者について前年度と比較してどのくらいの数になっているのかとの質疑に対し、供用開始区域内の人口は前年度が1万961人で、令和2年度末が1万957人で4人減となっているとの答弁でした。

新たな区画整理事業が終わって加入者が増えるはずだが、なぜ減るのかとの質疑に対し、市全体の人口とともに下水道区域内の人口も減少している。この十町土地区画整理のように供用の始まる所の人口は増えるが、旧来の部分が減っていくので、総体的にその供給を受けている人口も減っていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第71号、議案第72号、議案第75号、議案第77号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分  
再開 午前10時58分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。



討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案70号から72号までの議案の認定に反対する立場から討論いたします。

議案70号の中に、令和2年度当初予算に温泉施設費としてヘルシーランド露天風呂泉源の予備の泉源の掘削工事費として6,180万7千円が計上され、減額修正案が提案され否決され、原案が議決された事業であり、繰越明許で令和3年度に事業は取り組まれています。同僚議員の一般質問の答弁で、事業としてヘルシーランド替掘廃坑工事の金額約5,110万円、監理業務として約579万円、設計業務委託として約562万円、合計で約7,000万円掛けて取り組んだ事業が、温泉が出なかったことを認めております。また、現在の掘削方法を含めた技術など、様々な観点から対応した結果、設計を含め専門業者にお願いしたとも答弁しています。理解できないのは、旧山川町時代の掘削事業を調査、研究がされてないこと、また、地元業者に依頼した取組がなされてないこと、320mの掘削になぜ7,000万も掛けなければならなかったのか。露天風呂の予備の泉源は今後も検討すると答弁しているが、誰が理解できるでしょうか。掘削工事中に泉源確保を最大限の努力すべきであります。この事業については、問題提起がなされ否決にはなりましたが、減額修正が提案された議案であっただけに、慎重に対応すべきではなかったのか。

それと、自衛隊地方協力本部は市町村長に対して、自衛隊法97条及び自衛隊法施行令第120条等に基づき、適齢者情報を市町村に求めることができるとなっていることを根拠にして、例年4情報について適齢者情報を本人や保護者の同意もなく、また、事後の連絡も提供していません。名簿の提供は紙ベースで行い、用紙は自衛官募集事務に係る需用費で賄っているとのことであり、自衛隊法及び自衛隊法施行令の定めは自衛隊側から求めることができるというものであり、自治体が応じなければならない規定ではありません。義務でもないのに対して個人情報を出し流しさせることは許すことはできません。

マイナンバーの予算が含まれています。マイナンバーカードの普及促進ため、同カードを活用してサービスや商品を購入できるマイナポイントを付与します。マイナンバーカードを新規に取得すると5千円相当のポイント、健康保険証をひも付けをすると7,500円相当のポイント、預貯金口座をひも付けると7,500円相当のポイントを付与します。政府が国民一人ひとりに生涯変わらない番号を付けるマイナンバー、多くの分野の個人情報をひも付けして、利用できるようにするなど、プライバシー権を侵害する危険があります。マイナンバーカードが普及しないのは、個人情報がリスクにさらされることへの不安があるからです。むりやり給付金とセットで押し付けるやり方は取るべきではありません。

以上の理由で、認定に反対いたします。

国保会計に反対する立場から討論いたします。

県が定めた鹿児島県国民健康保険運営方針において、資産割を除く3方式に統一することになり、指宿市も令和2年度から3方式にしたことにより、これまで資産割分の課税額が市内で6,700万円相当あり、これを所得割、均等割、平等割に割振りのために資産割が少なかった世帯は値上がりをします。均等割は被保険者1人当たりの税額であります。子供が多ければ多いほど税額が増えます。子育て支援のためにも18歳未満の子供の均等割はゼロ円にすべきです。また、法定外繰入は3,000万円減額しています。

以上の理由で、認定に反対します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を切って国保や健保から切り離し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込みます。保険料については、年金額が年額18万円以上、かつ同一の月に徴収される介護保険との合計額が対象となる年金額の2分の1を超えない方は年金から天引きされるが、介護保険が年金から天引きされていない方は普通徴収になり、滞納すると短期保険証や資格証明書を交付されることになっており、高い負担を押し付けられ医療報酬も別枠にする、別立てにすることで差別医療を押し付けるものになっています。後期高齢者制度の廃止を求める声も強く、後期高齢者医療制度に反対し廃止を求める立場から、認定に反対します。

**○議長（木原繁昭）** 次に、齋藤佳代議員。

**○7番議員（齋藤佳代）** 先ほど委員長報告からありましたとおり、学校教育課の予備費充用について不適切と思うため、反対の立場で討論いたします。

先ほど委員長報告からありましたとおり、西指宿中学校修学旅行業者選定に関し、顧問弁護士との委任契約を締結する必要が生じたため発生した費用と認識しておりますが、充用額49万5千円の内訳を確認したところ、当初打ち合わせをしていた業者Aから質問書が届いたために、提訴の恐れがあるとのことで指宿市の顧問弁護士との間で発生した着手金16万5千円、さらに提訴された場合の保証金として33万円の費用という説明を受けました。16万5千円に関しては、令和2年度に執行されているものと認識しておりますが、提訴が行われていないため33万円の保証金は執行されておられません。執行されていない予算の認定を決算として認定することは通常考えられないために不認定とすべきと考えます。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第73号及び議案第74号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、認定であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第74号の2議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号、令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) ただいまの採決については、起立者の多少が認定できません。

会議規則第70条第2項の規定により、議案第70号、令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、は記名投票により採決いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時51分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第70号を採決いたします。

この採決は記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(木原繁昭) ただいまの出席議員は18人であります。

投票札を配布いたさせます。

(投票札配布)

○議長(木原繁昭) 投票札の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長(木原繁昭) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(木原繁昭) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(木原繁昭) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下川床泉議員、新川床金春議員、福永徳郎議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(木原繁昭) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成9票、反対9票であります。

ただいま報告しましたとおり、可否同数であります。

#### 〔記名投票結果〕

・賛成(白票)を投じた議員

3番 西田 義哲, 5番 前原 五男, 6番 山本 敏勝, 8番 恒吉 太吾  
11番 西森 三義, 14番 松下喜久雄, 15番 高橋 三樹, 16番 高田チヨ子  
19番 福永 徳郎

・反対(青票)を投じた議員

2番 東 勝義, 4番 新宮領 實, 7番 齋藤 佳代, 9番 東 伸行  
10番 井元 伸明, 12番 吉村 重則, 13番 前之園正和, 17番 下川床 泉  
18番 新川床金春

○議長(木原繁昭) よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議案第70号については、議長は、認定と裁決いたします。

次に、議案第71号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第71号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（木原繁昭）** 起立多数であります。

よって、議案第72号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第75号、令和2年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第75号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第76号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第77号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時15分

**○議長(木原繁昭)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第90号～議案第114号一括上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第12、議案第90号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第36、議案第114号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、までの25議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(豊留悦男)** 今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、指定管理者の指定に関する案件4件、条例に関する案件12件、補正予算に関する案件7件の計25件であります。

まず、議案第90号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和3年10月20日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとであります。

次は、議案第91号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承

認を求めることについて、であります。

本案は、令和3年10月4日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第92号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第93号、観音崎公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、観音崎公園の指定管理者として、一般社団法人いぶすき観光デザインを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第94号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、であります。

本案は、セントラルパーク指宿の指定管理者として、公益社団法人指宿市観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第95号、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者として、有限会社池田興産を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第96号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、パートタイム会計年度任用職員の給与について、給与改定の適用日の明確化及び期末手当の支給期日の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第97号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第98号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ

たことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第99号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第100号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第101号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第102号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第103号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第104号、指宿市工場等設置奨励条例の全部改正について、であります。

本案は、市の産業の将来にわたる持続的発展を見据え、工場等設置に係る優遇措置を見直し、事業者の投資意欲の促進並びに市民の雇用機会の確保及び拡大を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第105号、指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について、であります。

本案は、池田湖観光施設公園の整備に伴い、公園の管理運営に関する規定を設けるため、この条例の制定をしようとするものであります。

次は、議案第106号、指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定について、であります。

本案は、三光機械株式会社から3,000万円の寄附があり、奨学資金基金の充実を図るため、この条例を制定しようとするものであります。



次は、議案第107号、指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について、であります。

本案は、向学の意味能力が十分であるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成するため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億3,962万2千円を追加し、予算の総額を278億4,006万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第109号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4万円を追加し、予算の総額を69億5,358万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第110号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2,464万1千円を追加し、予算の総額を57億8,823万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第111号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

次は、議案第112号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的支出から91万7千円を減額し、収益的支出の予定額を6億8,750万9千円に、職員給与費を1億1,455万円にしようとするものであります。

次は、議案第113号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的収入に22万6千円を追加し、収益的収入の予定額を7億9,116万1千円に、収益的支出に1万8千円を追加し、収益的支出の予定額を7億7,951万6千円に、資本的収入に334万1千円を追加し、資本的収入の予定額を2億9,487万5千円に、資本的支出に90万円を追加し、資本的支出の予定額を5億8,586万8千円に、職員給与費に1万8千円を追加し、職員給与費の総額を4,153万円にしようとするものであります。

次は、議案第114号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ5億7,294万8千円を追加し、予算の総額を284億3,871万6千円

にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第90号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和3年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第10号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,705万6千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を277億3,763万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節11役務費138万2千円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に伴う接種券郵送料及びコールセンター電話料を計上したものであります。

同じく、節12委託料6,567万4千円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に伴う接種業務委託料等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金6,250万6千円、同じく、項2国庫補助金455万円の補正につきましては、説明欄にお示しの負担金及び補助金であります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第96号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、人事院勧告等に基づく給与改定について、施行日の属する年度の翌年度から、パートタイム会計年度任用職員へ適用されるよう改正を行い、併せて、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給期日について、改正するものであります。

改正の内容について御説明申し上げます。10ページを御覧ください。

第12条において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給期日について、規則で定めるものであります。

また、附則において、給与改定が行われるときにおけるパートタイム会計年度任用職員の給与についての当該給与改定の効力を施行日の属する年度の翌年度から生ずることとするものであります。

なお、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第97号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

デジタル庁設置法の一部改正に伴い、第31条第2項で規定する情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改正し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同条同項中の引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の46ページを御覧ください。

議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,813万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を278億6,576万8千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。

内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債の追加及び起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから主なものについて御説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減及び鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回るため単価改定を行いました。既存の予算で不足する部署において、報酬等を計上するものであります。

なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を御参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページから19ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから主なものについて御説明をさせていただきます

ので、16ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目2職員総務費，節12委託料19万8千円の補正につきましては，職員児童手当システム改修に係る委託料を計上するものであります。

目7企画費，節10需用費242万6千円の補正につきましては，なのはな館の修繕料を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

目13諸費，節22償還金利子及び割引料1,537万5千円の補正につきましては，国庫支出金精算返納金を計上するものであります。

19ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費，節12委託料19万8千円の補正につきましては，情報連携システム改修に係る委託料を計上するものであります。

目5国民年金事務費，節12委託料13万2千円の補正につきましては，年金システム改修に係る委託料を計上するものであります。

目6国民健康保険総務費，節27繰出金7千円の補正につきましては，国民健康保険特別会計への繰出金を計上するものであります。

目8介護保険総務費，節27繰出金311万6千円の補正につきましては，介護保険特別会計への繰出金を計上するものであります。

20ページをお開きください。

項2児童福祉費，目2児童措置費，節12委託料99万円の補正につきましては，児童手当システム改修に係る委託料を計上するものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金651万5千円の補正につきましては，放課後児童クラブ支援員キャリアアップ処遇改善事業等に係る補助金を計上するものであります。

目3母子等福祉費，節19扶助費563万7千円の補正につきましては，ひとり親家庭等医療費助成の扶助費を計上するものであります。

21ページを御覧ください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目1保健衛生総務費，節12委託料14万円の補正につきましては，産後ケア事業の委託料を計上するものであります。

同じく，節19扶助費50万円の補正につきましては，不妊治療費助成の扶助費を計上するものであります。

目3健康増進費，節12委託料67万7千円の補正につきましては，健診結果等の様式及び健診情報の自治体間連携におけるシステム改修に係る委託料を計上するものであります。

22ページをお開きください。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節18負担金補助及び交付金200万円の補正につきましては，令和3年度経営継承発展等支援事業の補助金を計上するものであります。

目4農業施設費，節10需用費15万8千円の補正につきましては，農業環境改善センターの光熱水費を計上するものであります。

目6農地費，節18負担金補助及び交付金142万7千円の補正につきましては，県営事業に伴う県への負担金を計上するものであります。

23ページを御覧ください。

項3水産業費，目2水産業振興費，節18負担金補助及び交付金170万円の減額補正につきましては，山川みなと祭り等の中止に伴い負担金等を減額するものであります。

目3水産業施設費，節10需用費208万1千円の補正につきましては，いぶすき山川港特産市場の修繕料を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節18負担金補助及び交付金4,445万円の補正につきましては，緊急経営安定化助成事業に係る補助金1,205万円，事業継続緊急支援金及び公共交通事業者等の支援に係る補助金3,240万円を計上するものであります。

24ページをお開きください。

目3観光費，節18負担金補助及び交付金300万円の補正につきましては，緊急経営安定化助成事業の補助金を計上するものであります。

目4温泉施設費，節10需用費550万円の補正につきましては，塩田跡地観光用泉源の修繕料を計上するものであります。

同じく，節12委託料93万5千円の補正につきましては，ヘルシーランド温泉保養館泉源水中ポンプの点検等に伴う委託料を計上するものであります。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目2道路維持費，節12委託料450万円の補正につきましては，大雨災害などの復旧維持管理に係る業務委託料を計上するものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金41万3千円の補正につきましては，大園原地区への認定外道路整備事業補助金を計上するものであります。

26ページをお開きください。

項6住宅費，目1住宅管理費，節10需用費及び節12委託料の合計636万円の補正につきましては，市営住宅の修繕料等を計上するものであります。

同じく，節11役務費30万円の補正につきましては，市営住宅の空き家に係る浄化槽維持管理手数料を計上するものであります。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，節10需用費及び節12委託料の合計175万2千円の補正につきましては，スクールバス運転手事務所設置等に係る委託料等を計上するものであります。

目3教育振興費，節13使用料及び賃借料87万4千円の補正につきましては，市内小中学校への校務支援システム導入に伴う使用料を計上するものであります。

27ページを御覧ください。

同じく、節18負担金補助及び交付金106万円の減額補正につきましては、指宿市・千歳市青少年相互交流事業の見直しに伴い、補助金を減額するものであります。

同じく、節24積立金3,000万1千円の補正につきましては、三光機械株式会社から奨学資金への活用を希望する3,000万円の寄附があったことから、新たに今村光雄奨学資金基金を設置し、寄附金及び預金利息を基金への積立金として計上するものであります。

項2小学校費、目3学校教育振興費、節13使用料及び賃借料36万5千円の減額補正につきましては、市小学校陸上記録会の中止に伴う大型バス借上料を減額するものであります。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費91万3千円の補正につきましては、北指宿中学校校舎教室の雨漏りに伴う修繕料を計上するものであります。

28ページをお開きください。

項6社会教育費、目7社会教育施設費、節12委託料195万円の補正につきましては、山川文化ホール空調機設置工事設計業務委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

款15国庫支出金の合計488万3千円の補正につきましては、説明欄にお示しの事業に係る補助金及び委託金であります。

款16県支出金499万円の補正につきましては、説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

15ページを御覧ください。

款17財産収入千円の補正につきましては、説明欄にお示しの基金の利子であります。

款18寄附金3,000万円の補正につきましては、説明欄にお示しの寄附金であります。

款19繰入金8,496万3千円の補正につきましては、説明欄にお示しの基金からの繰入金であります。

款22市債330万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

次は、提出議案のその2の1ページを御覧ください。

議案第114号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,294万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を284億3,871万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目6子育て世帯への臨時特別給付金事業費、節3職員手当等56万3千円から節19扶助費5億6,600万円までの合計5億7,294万8千円の補正につきましては、18歳以下の子供1人につき、10万円の給付を行う子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る扶

助費等を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金5億7,294万8千円の補正につきましては、説明欄にお示しの補助金であります。

以上で、説明をおわらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の13ページを御覧ください。

まず、議案第98号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、14ページを御覧ください。

内容といたしましては、第1条及び第5条第1項中の引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第99号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、租税特別措置法の一部改正及び租税特別措置法施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明いたしますので、16ページを御覧ください。

題名を、指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に改めるものであります。

第4条は、租税特別措置法等の見直しに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところであります。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第100号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、この

条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

題名を、指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に改めるものであります。

第1条は、既存の制度を維持しつつ、地域企業の持続性を高める観点から見直しを行うもので、指宿市過疎地域持続的発展計画に記載された区域内において、対象業種として新たに情報サービス業等を追加するとともに、対象となる設備については、取得又は製作、若しくは建設したもの及び改修等により設備の取得等をしたものに係る固定資産税の課税免除を行うこととしております。

第2条及び第3条は、課税免除の対象となる設備の取得価格について、既存の要件である取得価格2,700万円を超える額から、対象業種の資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げるもので、また、資本金が5,000万円を超える対象業種においては、新設、増設のみを対象として資本金の額に応じた取得価格を対象とするものであります。

また、固定資産税の課税免除の適用期間については、令和6年3月31日までの3年間とするものであります。

なお、奨励金の交付については、指宿市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例から、指宿市工場等設置奨励条例に移管し、改正するものであります。

第4条以降については、改正規定の削除及び条項の整理並びに文言整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところであります。

次は、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第101号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

改正の内容といたしましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全世帯の未就学児を対象に、被保険者1人当たりの均等割額を5割軽減するもので、低所得者への法定軽減である7割、5割、2割軽減の世帯における未就学児の被保険者均等割においては、軽減後の均等割を5割軽減するものであります。

本則及び第5条から第23条におきましては、所要の規定の整備を図るため、引用条項の整理及び文言の整理をするものであります。

第23条第2項は、未就学児1人についての被保険者均等割額の減額について規定したもの



で、第1号につきましては、基礎課税額である医療分の保険税に係る軽減額を定めたもの  
あります。

第2号につきましては、後期高齢者支援金等課税額である支援分の保険税に係る軽減額を  
定めたものであります。

第23条の2から附則第13条につきましては、所要の規定の整備を図るため、引用条項の整  
理及び文言の整理をするものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところ  
であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げま  
す。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまし  
て、追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

議案第92号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定につい  
て、であります。

本案は、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉  
法人指宿市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定  
により、議会の議決を求めるものであります。

両老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定することに  
つきましては、社会福祉協議会が老人福祉センターの設置目的と密接に関連した団体であ  
り、平成18年度から指定管理者として本施設を適正に管理運営していることから、指定管理  
者候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、公募によらず  
指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき候補者  
を選定したものであります。

なお、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする  
ものであります。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第102号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、産科医療保障制度が見直されることなどを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を  
改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものでありま  
す。

改正の内容について御説明いたしますので、25ページを御覧ください。

国民健康保険被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給  
される出産育児一時金を、現行の40万4千円から40万8千円に改正するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところであり  
ます。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第103号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について、であります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設  
等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布  
されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て  
支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をし  
ようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、27ページを御覧ください。

特定教育・保育施設等の業務負担軽減を図る観点から、特定教育・保育施設等における書  
面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定し、また、保護  
者の利便性向上や特定教育・保育施設等の業務負担軽減の観点から、保護者への説明等の中  
で書面で行うものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものでありま  
す。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第109号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であ  
ります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算の35ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加して、歳入歳  
出予算の総額を69億5,358万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、44ページを御覧くだ  
さい。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬2万5千円の補正につきましては、報  
酬単価改正に伴い会計年度任用職員の報酬を計上するものであります。

款5保険事業費、項2保険事業費、目2疾病予防費、節1報酬1万5千円の補正につきましては  
は、報酬単価改正に伴い会計年度任用職員の報酬を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、43ページを御覧ください。

款3県支出金、項1県補助金3万3千円の補正につきましては、会計年度任用職員報酬に対す  
る県補助金であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金7千円の補正につきましては、会計年度任用職員報酬に対す  
る一般会計繰入金であります。

次は、提出議案の48ページを御覧ください。

議案第110号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算の49ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,464万1千円を追加して、歳入歳出予算の総額を57億8,823万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、59ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7報償費1万8千円の補正につきましては、地域密着型サービス運営委員会委員への報償費を計上するものであります。

同じく、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節1報酬2万3千円の補正につきましては、単価改定に伴う会計年度任用職員の報酬を計上するものであります。

60ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節18負担金補助及び交付金2,000万円の補正につきましては、介護予防通所リハビリテーションに係る給付費の増加が見込まれることから、負担金を計上するものであります。

同じく、目2地域密着型介護予防サービス給付費、節18負担金補助及び交付金460万円の補正につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る給付費の増加が見込まれることから、負担金を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、57ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金492万円の補正につきましては、介護予防給付費に対する国庫負担金であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金664万2千円の補正につきましては、介護予防給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款5県支出金、項1県負担金307万5千円の補正につきましては、介護予防給付費に対する県負担金であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金311万6千円の補正につきましては、介護予防給付費等に対する市負担分の繰入金であります。

58ページを御覧ください。

項2基金繰入金688万8千円の補正につきましては、介護予防給付費の増額補正の財源調整として繰入金を計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（大迫格史）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追

加して御説明申し上げます。

提出議案の6ページを御覧ください。

議案第93号、観音崎公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、観音崎公園の指定管理者として、一般社団法人いぶすき観光デザインを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の指定管理者として同社を指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、公募により選定したものであります。

選定の理由につきましては、第1に、地域の一次産業の活性化及び観光等の情報発信拠点を目指すを運営の基本コンセプトに定め、コンサルタントやテレビ局、指宿商業高等学校等と連携した運営を計画しており、多方面かつ広範囲へのプロモーションが期待できること。第2に、指定管理料がゼロという条件の中、堅実な予算計上をしており、その上で市に利益の25%を納付することを提案していること。第3に、防犯体制を強化することに加え、災害時においても風水害や地震等に応じて適切な対応を取る体制を構築し、防災道の駅の認可に向けて機能強化を図ることが認められること。第4に、現在の職員の継続雇用、地元産品を使ったオリジナル商品の開発、指宿商業高等学校との連携による販売促進活動、B級品、C級品の農産物を活用した加工食品の開発等を計画していることから、観音崎公園の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第94号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定に当たり、議会の議決を求めるものであります。

セントラルパーク指宿の指定管理者に公益社団法人指宿市観光協会を指定することにつきましては、本施設内に併設されておりますビジターセンターの設置目的と本法人の設立目的が密接に関連した団体であり、平成18年度から約16年間、指定管理者として同施設の安定的な管理運営を行ってきております。また、本施設はJR指宿駅周辺にありますことから、観光客への対応には本法人がこれまでの経験を十分に発揮できること。観光産業の振興と地域活性化などに寄与するイベントの開催運営を観光事業者や市と連携して展開できること。さらに、JR指宿駅から整備が進んでいる海岸線への導線上において重要な観光拠点になると考えることから、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、候補者を選定したものであります。

なお、その期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は、提出議案の31ページを御覧ください。

議案第104号、指宿市工場等設置奨励条例の全部改正について、であります。

本案は、市の産業の将来にわたる持続的発展を見据え、工場等設置に係る優遇措置を見直し、事業者の投資意欲の促進並びに市民の雇用機会の確保及び拡大を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

32ページを御覧ください。

これまでの指宿市工場等設置奨励条例は、指宿市過疎地域産業開発促進条例又は指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の適用を受ける工場等を新設等した事業者を対象とし、奨励措置として工場等設置奨励金及び用地取得奨励金の交付や工場用地等のあつせん、道路及び用排水施設の整備について便宜の供与を行うことを定めておりましたが、今回の改正では、指宿市過疎地域産業開発促進条例又は指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の適用を受ける工場等であることという要件を設けず、対象業種を拡大した上で、これまでと同様に目的達成のための支援を行うとともに、投下固定資本の額や新規雇用者の人数に応じ補助金を交付できるよう改めようとするものであります。

なお、対象となる工場等の種類や指定の手続、補助金の額等については施行規則を定め、運用してまいりたいと考えております。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第105号、指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について、であります。

本案は、池田湖観光施設公園の整備に伴い公園の管理運営に関する規定を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容につきまして御説明いたしますので、35ページを御覧ください。

第1条は、制定の趣旨でございます。池田湖観光施設公園は市民及び観光客の交流促進を通じて、観光振興及び地域経済の活性化を図る目的で設置するものであります。

第2条及び第3条につきましては、公園の名称や位置、施設内容を定めるものであります。名称は池田湖観光施設公園で、位置は指宿市池田5123番7及び5123番10であります。公園には観光施設、公衆トイレ、交流広場、水上デッキ、駐車場及び遊歩道の施設を置くものであります。

第4条は、休館日を定めるものであります。休館日は土曜・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日以外の日で、年間30日以内と定めております。ただし、市長が必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができることにしております。

第5条は、開館時間を午前9時から午後6時までと定めるものであります。ただし、市長が必要と認めるときは開館時間を変更することができることにしております。

第6条から第8条までは、施設等の使用許可、行為の制限、使用の不許可等に関する措置を定めたものであります。

37ページを御覧ください。

第9条から第11条までは、使用料の取扱いに関する措置を定めるものであります。40ページの別表において使用料を定めております。観光施設内のホワイエや使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり350円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり700円といたします。観光施設内のフリースペースは、使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり350円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり700円といたします。交流広場は、使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり千円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり2千円といたします。水上デッキは、使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり千円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり2千円といたします。駐車場6㎡当たりの区画は、使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり350円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり700円といたします。遊歩道6㎡当たりの区画は、使用者が営利目的以外で占有する場合、1時間当たり350円、使用者が営利目的で占有する場合、1時間当たり700円と定めるところであります。その他の附属設備につきましては、施行規則で定めるものであります。

37ページを御覧ください。

第12条は、目的外使用及び使用権の譲渡等の禁止に関する措置を定めるものであります。

第13条は、使用者が施設等で特別な設備を施して使用する際の措置を定めるものであります。

38ページを御覧ください。

第14条から第15条までは、施設等の原状回復義務や損害賠償に関する措置を定めるものであります。

第16条は、立入検査及び指示に関する措置を定めるものであります。

第17条は、市長が地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの、いわゆる指定管理者に公園の管理を行わせることができることを定めるものであります。

第18条は、指定管理者が行う業務として、施設等の維持管理に関する業務、施設等の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、施設等の利用に係る料金に関する業務、その他市長が必要と認める業務を定めるものであります。

第19条は、第17条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の取扱いについて定めるものであります。指定管理者は、別表に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとしております。また、利用料金は指定管理者の収入とすることを定めております。

39ページを御覧ください。

第20条は、第17条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における条例の文

言を読み替えることを定めるものであります。

第21条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものであります。

なお、附則につきましては、条例の施行期日及び準備行為について規定しております。条例の施行期日は、令和4年10月1日から施行するものとしております。また準備行為として、条例第17条の規定により、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができることを定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（寺田昭宏）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の8ページを御覧ください。

議案第95号、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者として、有限会社池田興産を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年8月16日から8月31日にかけて公募を行いましたところ、レイクグリーンパークは平成29年9月からの4年7か月間、指宿市池田湖畔艇庫は平成31年4月からの3年間指定管理者として管理運営をしていただいている同社1社のみの応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

選定の理由につきましては、第1に、現指定管理者として本施設の運営におけるノウハウを熟知し、本業である建設業の専門的な知識や機動力を生かした施設の維持管理や衛生管理がなされていることが評価できる。また、本施設だけでなく敷地外の沿道に植栽をし、観光客を本施設に誘導するなど、利用促進に向けた対策を講じており、今後も施設の適切な運営管理が期待できること。第2に、異種事業における食品提供部門及び農産物生産部分においては、地域住民の雇用や地元農産物の販売など、地域の関係団体と連携した施設の運営を行う計画であり、また、地元小中学校等の奉仕作業や、地元と連携した地域活動に取り組むなど、地域コミュニティの強化及び地域経済の発展に寄与することが期待できること。第3に、安定した財政基盤を有しており、土木建築のノウハウを生かした遊具の設置や多目的広場の管理、イベント開催、艇庫における各種水上アクティビティ体験の充実を図るなど、幅広い層をターゲットし池田湖を生かした滞在型の魅力ある観光施設を目指していきたいという意欲が評価できること。以上のことから、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするもの

であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます

提出議案の49ページを御覧ください。

議案第111号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

補正予算書の67ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

それでは、74ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節4共済費5万3千円の補正につきましては、標準報酬月額定時決定に伴う人件費の補正であります。

同じく、節24積立金5万3千円の減額補正につきましては、今回補正の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の41ページを御覧ください。

議案第106号、指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定について、であります。

本案は、三光機械株式会社から3,000万円の寄附があり、奨学資金基金の充実を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容につきまして御説明申し上げますので、42ページを御覧ください。

第2条において、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条において、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も有利な方法により保管し、また、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。

第4条において、基金の運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の基金設置の目的の経費に充てるものとし、第5条において、基金は、第1条に規定する目的のため、必要に応じ、その全部又は一部を処分することができるとしております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。



次は、提出議案の43ページを御覧ください。

議案第107号、指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について、であります。

本案は、向学の意味能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成するため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容につきまして御説明いたしますので、44ページを御覧ください。

第2条において、奨学資金の名称を、今村光雄奨学資金と定めるものであります。

第4条において、奨学資金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、第1号において、市に住所を有する者の子弟であること。第2号において、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校第4学年以上に在学していること。第3号において、奨学資金の支給を受けようとする年度の3月31日現在において満23歳未満である者、第4号において、学資の支弁が困難と認められること。第5号において、学業及び素行が優秀であること、としております。

第5条において、奨学資金の額は月額1万円とし、1人当たり12万円を限度とする、としております。

45ページを御覧ください。

第7条において、奨学生は毎年度10人以内とするとしております。

なお、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（園田猛志）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第91号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和3年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款温泉供給事業費用を550万円増額し、3,710万5千円に、第1項営業費用を3,481万4千円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、元湯泉源において閉塞した泉源井戸を浚渫し、故障した水中ポンプ及び揚湯管を修繕するものであります。

なお、7ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の50ページを御覧ください。

議案第112号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、指宿市水道事業会計補正予算（第2号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を91万7千円減額し、水道事業費用を6億8,750万9千円に、営業費用を6億3,635万5千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を91万7千円減額し、1億1,455万円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、会計年度任用職員の給与が改定されたことと、会計年度任用職員の雇用形態の変更によるものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の51ページを御覧ください。

議案第113号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ、污水管きょ建設費を90万円増額し、9,155万8千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入に係る第1款公共下水道事業収益を22万6千円増額し、7億9,116万1千円に、第3項特別利益を22万6千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用を1万8千円増額し、7億7,951万6千円に、第1項営業費用を7億2,612万2千円にしようとするものであります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入を334万1千円増額し、2億9,487万5千円に、第7項工事負担金を1,530万円にしようとするものであります。支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出を90万円増額し、5億8,586万8千円に、第1項建設改良費を1億5,890万4千円にしようとするものであります。支出の主な内訳につきましては、水道事業と同様に会計年度任用職員の給与が改定され、既存予算で不足すること及び委託料を補正するものであります。

第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を1万8千円増額し、4,153万円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していた

だきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時39分 |
| 再開 | 午後 | 2時50分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第90号及び議案第91号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、議案第90号及び議案第91号の2議案について、質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第90号及び議案第91号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第91号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第90号及び議案第91号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第91号の2議案は承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第92号～議案第113号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第92号から議案第113号までの22議案について、質疑に入りま

す。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第108号を除く21議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第108号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### **△ 議案第114号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(木原繁昭)** 次に、議案第114号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第114号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議案第114号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第12号)については、今期定例会に上程されました議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、に先だって議決となったことから、両議案に記載されている補正前後の金

額等について、計数整理が必要となります。

よって、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、計数整理を議長に委任することに決定いたしました。

#### △ 新たに受理した陳情上程(委員会付託)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第37、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり総務水道委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長(木原繁昭) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 高 橋 三 樹

議 員 高 田 ちよ子

# 第 4 回 定 例 会

令和3年12月14日

(第2日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和3年12月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	東 勝 義	3 番 議 員	西 田 義 哲
4 番 議 員	新宮領 實	5 番 議 員	前 原 五 男
6 番 議 員	山 本 敏 勝	7 番 議 員	齋 藤 佳 代
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	東 伸 行
10 番 議 員	井 元 伸 明	11 番 議 員	西 森 三 義
12 番 議 員	吉 村 重 則	13 番 議 員	前之園 正 和
14 番 議 員	松 下 喜久雄	15 番 議 員	高 橋 三 樹
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	新川床 金 春	19 番 議 員	福 永 徳 郎
21 番 議 員	木 原 繁 昭		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山川支所長	中 島 裕 一
開聞支所長	山 下 秀 一	総務部参与	野 元 伸 浩
総務部参与	増 永 智 美	建設部参与	星 倉 淳 一
教育部参与	中 摩 浩太郎	市長公室長	渡 部 徹 也
総務課長	山 下 浩 二	危機管理課長	竹 山 修 一
財政課長	東 忠 孝	税務課長	坂 元 一 博
環境政策課長	湯ノ口 孝	国保介護課長	湯ノ口 繁 生
長寿支援課長	大岩本 幸 司	健康増進課長	廣 森 政 宏
商工水産課長	宮 地 主 税	観光施設管理係長	岩 林 茂 樹
建築課長	山 田 昭 浩	学校整備室長	上 村 圭一郎
学校教育課長	常 深 章	スポーツ振興課長	和 田 哲 郎
学校給食センター所長	紺 屋 聖 一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） おはようございます。18番、新川床。通告に従い一般質問を行います。

1番目の鰻池の水質と小雁渡浄水場整備計画等について。（1）鰻池のジェオスミン対策と現状について、水中のカビ臭のことをジェオスミン等の呼び方があり、指宿市議会ではジェオスミンと議会だよりに記載してましたので、今後はジェオスミンで質問させていただきます。平成30年2月、鰻池に水質浄化装置を設置し、3年10か月ほど、原水の浄化に取り組んでいただきましたが、平成29年8月、水道水の異臭問題が発生してから、令和3年10月までのジェオスミン濃度の推移について、年度ごとに答弁を求めます。

教育問題について。学校安全対策の推進等について、国の基本方針が出ていますが、学校施設の整備、活用の中で、学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提案がなされていますが、小中学校のバリアフリー対策は十分なのか伺います。併せて、令和2年5月25日、改正バリアフリーが交付されていますが、市内の小中学校の施設は改正バリアフリー法の基準に適合しているのか、答弁を求めます。

財政問題について。1、基金残高等の推移について、平成27年から令和3年度、基金残高が激減していますが、平成28年度決算から令和2年度決算における、各年度の金額と前年度の差額について、答弁を求めます。

4番目の永久保存文書の取扱いについて。永久保存文書の保存場所を山川文化ホールに変更し、永久保存文書庫鍵貸出簿と永久保存文書入出簿があるということが、今回開示した書類で分かりました。山川文化ホール永久保存文書庫で文書を閲覧するとき、常時、山川の文書管理係長が立ち会って実施しているのか、答弁を求めます。また、平成18年から平成22年度までの永久保存文書の管理はどのようになっているのか答弁を求めて、1回目の質問とさ

せていただきます。

○市長（豊留悦男） 鰻池のジェオスミン対策等の質問をいただきました。環境政策課では、平成29年8月と平成30年1月、さらに、平成30年度からは毎年、年9回ほどの水質検査を行っているところであります。また、平成30年2月には、鰻池にアクアファインを設置し、現在も稼働を続けているところであります。カビ臭の原因となりますジェオスミンは、平成30年の9月頃に基準値をややオーバーしておりましたが、それ以外は基準値以下の測定結果でもあり、安定した水質の提供を行っているところであります。

ほか、学校関係については関係部長等、その他の質問についても関係部長等が答弁をいたします。

○教育長（吉元鈴代） 小中学校のバリアフリーはバリアフリー対策指針に基づいているかという御質問をいただきました。改正バリアフリー法は令和3年4月1日に施行されております。今後、学校施設のバリアフリー化については、改正バリアフリー法の趣旨や学校施設バリアフリー化推進指針に基づき、推進してまいりたいと考えております。

○総務部長（下吹越寿） 基金残高について、でございますが、一般会計の基金残高合計につきまして、平成28年度末86億9,400万円、平成29年度末85億9,500万円、平成30年度末81億8,800万円、令和元年度末78億7,300万円、令和2年度末69億1,800万円となっております。また、前年度との増減額につきまして、平成28年度が8,700万円の増、平成29年度が9,900万円の減、平成30年度が4億700万円の減、令和元年度が3億1,500万円の減、令和2年度が9億5,500万円の減となっております。

続きまして、保存文書等の取扱いについて、でございます。永久保存文書につきましては、平成18年1月1日から平成21年度までは、指宿庁舎の西側別館2階書庫で管理したところであります。その後、同書庫に空きがなくなってきたことから、平成22年度以降は山川文化ホール内や指宿庁舎の地下室に永久文書書庫を設置し、管理しているところでございます。山川文化ホールの鍵貸出簿等のチェックにつきましては、現状としては文書主管課長となっておりますが、毎日のチェックというのはされていなかったところでございます。

○18番議員（新川床金春） ただいま、鰻池のジェオスミン対策と現状について答弁をいただきました。平成29年12月、藍藻類、または、放線菌により産生されるジェオスミンという物質がカビ臭の原因であるということですが、湖低層部の水中の酸素がなくなると放線菌という微生物が死滅し、ジェオスミンがカビ臭を発生しているということですが、確認ですので、間違いはないか、間違いあるか、間違いなのか、答弁をお願いします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 断定的な話ということではございませんが、考え方としてはやはり、低酸素状態になって、放線菌が死滅し、ジェオスミンが発生をしているということでございます。

○18番議員（新川床金春） 鰻池は山川地区の水瓶です。鰻池の水質改善が急務だと捉えた環

環境政策課や水道課は、平成25年度に、鰻池が地球温暖化の影響で湖水の上層部と低層部の水の循環ができなくなり、低層部の水中の酸素がなくなることを予測し、硫化水素の発生対策を実施する計画があったようですが、4社がそれに対して提案をしていますが、どのような提案が行われたのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 当時におきましては、池田湖で一定の実績のあったアクアファインのほかにも機種がないのか調査を行い、見積もりや仕様書等を徴して検討を重ねております。県にも相談をいたしました。なるべく自然力に委ねたほうが良いとの回答を得ております。また、浄水につきましては水道課で、平成25年度から新たな急速ろ過装置が稼働しており、該当する補助事業もなく、予算要求までは至らなかったようでございます。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。当時の副市長にこの件について確認しましたが、国・県の補助金等がないか検討する段階でこの計画は頓挫しています。平成26年以降、環境政策課と水道課で鰻池原水の水質改善について、定期的にどのような協議が開催されたのか、答弁を求めます。平成26年以降に協議がされたのかだけで良いんですけど、そういう協議はされたか、予算がなかった、要するに、頓挫したので何もしなかったか、それだけお願いいたします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 先ほども申し上げましたが、平成21年度から25年度にかけて、急速ろ過機等の手当を水道課のほうでいたしておまして、その後、26年度以降において、その異臭に関する課題ということですね、話し合いというのが特段、記録としては残っていないところですが、大きな検討ということではなく、やはり、水質の経緯を見守るということではなかったかと考えております。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。平成29年8月、ジェオスミンが発生し、水道水に異臭が発生したとき、平成25年11月、鰻池の水質改善装置による原水の水質改善計画があったことを、環境政策課は庁議で提起したのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 先ほど答弁いたしましたとおり、予算要求には至らなかったというところでございます。

○18番議員（新川床金春） 水質改善が必要だということを提起したかということです。

○市民生活部長（鶴本八郎） その辺のところにつきまして、資料等残っておりませんが、提起しなかったのではないかと考えております。

○18番議員（新川床金春） 平成30年2月に設置し、稼働中のプロペラ式循環装置の効果はどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 鰻池におけるジェオスミンの発生を受けて、平成30年2月より、水質改善装置としてアクアファインを稼働をさせております。本装置はプロペラと送水管を用いて、表層の酸素を多く含んだ表層水を低層へ送ることによって、湖水の循環を即して、溶存酸素量の改善を図っているところでございます。平成30年11月以降は、ジェオスミンは

基準値内であり、現在稼働しているアクアファインにより、一定の効果があるものと考えております。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。2番目の鰻池の水質と透明度について、平成29年9月当時の水質検査結果と透明度と比べて、平成3年9月時点ではだいぶ改善されていると伺っています。平成29年から平成3年9月現在までの水質検査結果と透明度の推移について、年度ごとに答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） すみません。反問権の許可をお願いします。

○議長（木原繁昭） ただいまの反問については、これを許可します。

○市民生活部長（鶴本八郎） 先ほど平成3年とありましたけども、これは令和3年でよろしいですか。

○18番議員（新川床金春） 令和3年でお願いします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 水質検査の項目の中では、COD化学的酸素要求量や窒素の濃度については大きな変化は見られませんが、ジェオスミンやその発生原因の一つと考えている放線菌の数値は、平成30年度をピークに下がっているところです。また、水深20mの測定点における湖水の溶存酸素量は、平成30年11月には1.2mgまで低下していましたが、令和元年11月には2.7mg、令和2年11月には2mg、令和3年11月には5.6mgとなっております。また、鰻池の透明度につきましてですが、平成30年度の7月には3.5mと、一番悪い状況でありましたが、令和元年の7月には4.5m、令和2年の7月には5.5m、令和3年の7月には8mと改善しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。次に入ります。3番目の山川地区の上水道水質検査結果等について、平成29年8月に山川地区内の水道水は異臭問題が発生し、既に4年経過しています。平成30年2月から鰻池の水質浄化に取り組んでいますが、水道水の異臭問題はどのように改善されたのか、答弁を求めます。

○水道事業部長（園田猛志） 山川地区に供給されている水道の水質検査についてですが、これにつきましては、水道基準に関する政令で定められた水質基準をもとに、月1回実施をいたしております。そのうち、カビ臭の原因となるジェオスミンにつきましては、6月から11月は毎週、12月から5月までは月1回の測定を行ってきております。その結果としまして、平成28年度から令和3年度までの推移につきましては、平成29年度にアクアファインが稼働して以降、平成30年の8月と9月に基準値をややオーバーしてはりましたが、それ以外は基準値以下の測定結果であり、安定した水質となっているところであります。

○18番議員（新川床金春） 平成30年第3回定例会で、水道部長が、水質が改善されたら早急な浄化施設の確保は不要であると思われるので、私に答弁しています。確認しますが、最近の水質検査が基準内であれば、小雁渡浄水場の脱臭装置設備は不要になるのではないかと、答弁を求めます。

- 水道事業部長（園田猛志）** ジェオスミンの濃度の水質試験結果は、平成29年度に発生して以降は、ほぼ基準値内に収まっております。安定した水の供給がされていることから、現段階では、早急な浄水施設の建設は必要ないものと考えているところであります。しかしながら、今後、水質悪化が懸念される状況が確認される場合には、山川地域の安全安心な飲料水の供給を行うためには、浄水施設の建設の検討も必要と考えているところであります。
- 18番議員（新川床金春）** 山川地区の冷たい美味しい水を取り戻すため、どのような対策を講じることが最少の経費で最大の効果が出る事業と捉えているのか、答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** 現在、鰻池ではアクアファインが稼働しております。これが稼働したことによりまして、水質が安定していることから、現段階では、先ほども申し上げましたが、脱臭施設等の建設は当面は考えていませんが、水の状況につきましては常に監視をして、山川地域の皆様には安心安全な水の供給に努めてまいりたいと考えているところであります。
- 18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。4番目の小雁渡浄水場の整備計画と水道料金等について、ただいま、水道部長から工事の必要はないということでしたけども、確認させてください。平成30年第4回定例会において、小雁渡浄水場の脱臭施設整備費を4億円と聞いていましたが、現在は脱臭施設整備工事費の総額を幾らと見積もっているのか、答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** 恒久的なカビ臭の対策としまして、新たな浄水施設の脱臭施設を検討しておりますが、本年度に敷地造成を完了し、どのような脱臭方法の施設建設にも対応が可能となっているところであります。新たな浄水施設の建設計画につきましては、いろいろな処理方法がある中で、当初は粉末活性炭での処理方式を検討しておりましたが、調査の結果、ジェオスミン濃度が粉末活性炭での処理能力を超えたことから、現状としましては、粒状活性炭での処理方法で考えているところであります。今後の水質の状況を見極めながらではありますが、処理方法を決定していく必要があるところですが、現在の考えている粒状活性炭での処理施設を建設した場合になりますと、建設費として今後、約10億円掛かるものと想定をいたしております。
- 18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。脱臭装置整備を合併特例債や補助金で整備すると、上水道の異臭問題が改善されても、補助金適化法の縛りで、脱臭装置施設は毎年稼働しなければならない施設になると思いますが、どうなのか答弁を求めます。
- 水道事業部長（園田猛志）** 水道企業の場合はこれを起債で実施することとなりますので、補助金適化法には該当しないというふうに考えているところであります。
- 18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。補助金の適化法には抵触しないみたいですが、10億円掛けてしまいますと、償還金の年度とか、維持管理費とか、いろいろ掛かると思います。もし、お金を借りないで市民の負担でするのでなるのか、どうなのか答弁を求め

ます。

○**水道事業部長（園田猛志）** 仮に現在想定している粒状活性炭による浄水施設を建設した場合には、総額約10億円の借入れをするということになります。これを償還期間を30年、償還利率を0.5%で償還すると試算しましたときに、総額で約8,000万円の利息を支払うということになるところであります。

○**18番議員（新川床金春）** 維持管理はどのようになるのか、お願いします。

○**水道事業部長（園田猛志）** この新たな脱臭施設を、臭気対策をする浄水施設を稼働した場合には、年間に維持費としては、臭気を除去する活性炭の交換や施設の稼働に必要な動力等の概算額としまして、年間約2,000万円ほど掛かると見込んでいるところであります。

○**18番議員（新川床金春）** 市の人口減少は著しく、令和2年2月に作成した人口ビジョンでは、20年後の令和22年の人口は2万9千人になります。人口減少により、水道料金が高くなると予測されますが、水道料金の受益者負担は、10億円借りた場合はどのように推移すると捉えているのか、答弁を求めます。

○**水道事業部長（園田猛志）** この臭気対策をする粒状活性炭の施設も含めまして、市の水道施設は老朽化、また、地震対策等が必要となってきたところであり、これらの総合的な施設の更新、また、新たな施設の建設をするようになりますと、水道料金の改定も考えなければならぬというふうを考えているところであります。

○**18番議員（新川床金春）** 10億円借りて、そして、金利、利息が、償還金を払うときの利息が、8,000万、その、10億8,000万による水道料金の値上げのことを聞いていますので、よろしくをお願いします。

○**水道事業部長（園田猛志）** 10億8,000万円を単純に現在の市民で割り込みますと、額が出るわけですが、ここの水道の施設を利用する方の部分についてはちょっと、この場では数字的なものは答弁が、資料を持ち合わせていないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 鰻池の水質改善装置はですね、以前、書類、業者に見せてもらいました。大体1億円ということでした。現在稼働中のプロペラ式循環装置を増設するか、最新の水質改善装置等、費用対効果を検証し、異臭の元である放線菌やジェオスミンの発生を根絶する考えはないか、答弁を求めます。

○**副市長（有留茂人）** 鰻池の水質というのは、非常に大事だろうと考えております。また、山川地域の市民の生活に欠かせない、非常に大切な水源であると考えております。水質検査等を継続し最新の注意を払っていききたいと、今後も考えているところです。また、様々な水質改善の方向についても、今後、機会を捉えて検討を重ねていくというふうな考えでいるところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。平成25年度に環境政策課と水道課で取り組んでいた、水質改善装置を設置することを実施すると、10億円掛かる事業が約1億円で

きると私は思います。最少の経費で最大の効果を上げることが行政の役割で、併せて、市民の水道料金の値上げを抑制することも行政の仕事だと思います。なので、今あるプロペラ式循環装置の増設、あるいは、新しい施設を調査・研究して取り組む考えはないか、答弁を求めます。

○副市長（有留茂人） 今、設置をしておりますアクアファインについて、1台稼働してはいますが、今、水質が非常に安定をしているというふうなことであります。先ほども答弁させていただきましたけれども、鰻池の水質については、更なるその検討等も加えながらですね、今後も維持をしていきたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。2番目の教育問題について。①の小学校のバリアフリー対策についてですが、以前から私が指摘している山川小学校西門の階段は、バリアフリー法に抵触すると思いますが、どうなのか答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 山川小学校の西門につきましては、改正バリアフリー法等の趣旨に沿うようにするためには、一定の改修が必要になると認識しております。

○18番議員（新川床金春） 2番目の山川小学校西門から建物までの段差解消等についてですが、ただいま、部長から必要だということを知りましたが、令和3年12月1日、南薩地域振興局に出向き、いろいろ調査してきました。南薩地域振興局は、改正バリアフリーに準じた整備が望ましいということを知っていますが、間違いはないか答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 南薩地域振興局からは西門の階段の段差についての指導をいただいたところであります。

○18番議員（新川床金春） ですから、16cm以下の段差じゃないといけないのに、19cmあるので、改正バリアフリーの中の対象だということではと、私は直接、担当者から聞いてきましたが、どうなのか答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 特に改正バリアフリー法に基づく指導ではなくて、建築基準法に基づく指導としまして、建築基準法に基づく建築物としての階段の蹴上げの高さに準じるよう、改修したほうが望ましいという意見をいただいたところであります。

○18番議員（新川床金春） 山川小学校の西門階段は、改正バリアフリー法が施行されてから対象になったと。そして、児童が120名くらい通学していますが、そのうちの6分の1が手すりを使わないといけない危ない階段なんです。1人の子供もけがをさせてはいけない施設なんです。先ほど答弁をもらいましたが、子供の命を守るために、早急に対応する考えはないか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 既存の学校施設につきましては、バリアフリー基準に適合させるために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされております。山川小学校の西門につきましても今後、バリアフリー化について検討していきたいと考えております。

- 18番議員（新川床金春） 120名の6分の1は、1年生だと私は思います。毎年1年生は、新しい1年生は来るんですよ。その子たちの命を守るために、早急にする考えはないのか、実際、実施設計は取っているんですよ。あの階段の改修するのに、100万くらいあればできるんじゃないかなと私は思います。子供の命を守るために、100万掛かるとは思いますけれども、工事は早急にできないのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 改修時期につきましても、今後、検討していきたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。次に入ります。3番目の小中学校の校舎の安全対策等について。学校安全対策の推進の施設事業の展開（3）学校の防災対策の充実で、学校施設の非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進するようになっています。市内の小中学校で校舎の窓枠がスチールサッシの学校が1校あり、ガラスにひびがたくさん入っていて、児童や教職員の安全が脅かされています。その学校のガラスにひびが入っている窓枠は多数ありますが、ひびが入った窓枠はどのくらいあると認識しているのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 市内の小学校におけますスチールサッシ部分のガラスについて、56枚ひびが入っているということを確認しております。
- 18番議員（新川床金春） 児童が安心して楽しく学ぶことができるように、また、円滑な学校運営を行うため、令和2年度窓枠改修設計業務委託を実施していますが、間違いはないか答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） そのとおりでございます。
- 18番議員（新川床金春） 児童や教職員の安全が脅かす小学校の窓枠改修事業、ガラスにひびが入ったのは56枚ということです。予算がないからといって今年度先送りにされていると伺っています。児童や教職員の安全対策を上回る事業はどのような事業があつて先送りになったのか、教育長に答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 窓枠の改修につきましては、国の交付金の活用や実施時期等も含めまして、今後、検討していきたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春） 学校は児童生徒が安心して、安全で安心して学ぶ場所だと私は考えております。児童や生徒、教職員の安全が確保されない校舎の窓枠改修工事がなぜ先送りされたかという、交付金ということですが、子供の命を守るのに一般財源でも使つてすることはできないのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたが、財源等も含めて、また、実施時期等も含めまして、今後、検討していきたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春） ガラスが56枚割れている。そのガラスが地震や台風で破損したときのことを考えれば、時期を待つことは大変なことになるとは思いますよ。早急に取り組む考

えはないのか、再度答弁を求めます。

- 教育部長（鶴窪誠作）** 早急に実施できるよう、検討していきたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春）** 子供の命を守るために、いろんな事業をしていますが、要するにこの命が一番なんですよ。そのためには、学校設置者である市長に、明確な答弁を求めます。
- 副市長（有留茂人）** 安心して安全な学校で教育を受ける、教育をするというふうなことは、非常に大事なことだと考えております。今、窓枠ガラスの件が出ましたけれども、その修繕等についての実施時期、また、財源の確保については、今後、早急に検討していくというふうに考えております。
- 18番議員（新川床金春）** この窓ガラスが割れて、スチールサッシの学校は、副市長、あなたの母校、総務部長、あなたの母校ですよ。自分の母校がそういう状況におかれて、そんな悠長なことを考えてよろしいんですか。答弁を副市長、もう1回お願いします。
- 副市長（有留茂人）** 母校というのは非常に大事なところでありまして、また、愛着のある学校でもあります。そういうことも含めて、また、市内全域の小中学校のことも考えながらですね、その修繕等についても実施時期等について、更に検討をしていきたいというふうに考えます。学校というのはその地域に根ざした、さっき言いましたように、母校というふうなものもありますけれども、全市内の学校等も視野に入れながらですね、検討を進めていきたいというふうに思います。
- 18番議員（新川床金春）** よろしく申し上げます。次に入ります。2番目の小中学校のいじめ問題等について、令和3年9月16日の私の一般質問の答弁で、教育長はX小学校で行われた行為についていじめであると明言しましたが、いじめに遭った生徒への心のケア等のどのような措置を講じるように学校に指示したのか、教育長に答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代）** いじめ問題につきましては、各学校で設置している心の教育推進委員会や生徒指導委員会など、いじめ防止対策組織を中心にしながら、全職員で組織的に対応するよう指導しております。具体的には、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめが起きやすくなる休み時間や、教職員の目に付きにくい場所を巡回して見守りを行ったり、個々のケアとしてスクールソーシャルワーカーと連携し、スクールカウンセラーによるカウンセリングや教育相談委員と相談を行ったりしております。また、必要に応じて県にスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣を要請し、いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めております。
- 18番議員（新川床金春）** 被害者が開示請求した書類に、いじめにより今でもパニックや不安、適応障害の被害に遭っていると家族が記載しています。悲惨ないじめにより、適応障害の生徒に対し、なぜ多くの教職員が関わっているのか、家族は不審に思っています。対人関係でパニックや適応障害の児童生徒に対する対応で、重要な点について3点ほど、教育長に

答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 心のケアにつきまして、教育委員会が対応している点でございます。

まず、生徒の心のケアについて、管理職研修会や生徒指導主任等研修会など、様々な機会を捉えて生徒指導の研修を実施し、未然防止、初期対応、魅力ある学校づくりの取組を重視するように指導しております。また、初期段階できちんと対応できないと生徒指導の問題は長引く傾向がありますので、各学校で問題が発生したら、時期を逸することなく適切に対応するように指導しているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 適応障害の児童生徒に対して複数の教職員が対応すると、怖がって大変だと伺いますが、適応障害の児童生徒にはどのようにするのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 適応障害の児童生徒に対しましては、個に応じたきめ細かい指導を行っております。

○**18番議員（新川床金春）** 小学校でいじめに遭い、心のケアの必要な生徒に対して、中学校で問題が発生したと伺っておりますが、どのような事件が発生したのか、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 個別の案件につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

○**18番議員（新川床金春）** けがを負っていますけれども、そのけがに対して答弁はできないということです。適応障害の子供がいろんな行動をするかもしれないけど、それは5年前に起きたいじめが発端です。5年前に適正な処理をすれば良かったんです。先ほど部長も早期の対応がということを答弁されました。実際、市内の小中学校にいじめに遭っている児童がたくさんいると伺っています。その子たちのケアをしっかりとさせていただきたいと。これは要望しておきます。

次に入ります。財政問題について、先ほど基金残高についていろいろ聞きました。平成27年から令和2年度決算で20億くらい基金が減っています。その使い道は大型事業、サッカー場、野球場、市民会館に使ったと思います。実際ですね、基金が減っていくと市民の負担が増えていくんですよ。今後、基金はどのように推移していくのか。令和5年にはですね、市民会館が出来上がります。19億5,000万の予定の市民会館が32億掛かるんですよ。12億5,000万、補正で増額になってるんです。そのようなことをするから基金がどんどん目減りしているんじゃないかと思いますが、今後5年間の基金の推移について、答弁を求めます。

○**総務部長（下吹越寿）** 基金の財政状況ですけれども、基金の取崩しですけれども、平成27年度が5億5,000万円、平成28年度が12億6,100万円、平成29年度が12億2,200万円、平成30年度が10億4,800万円、令和元年度が15億4,600万円、令和2年度、21億1,700万円となっているところでございます。ここ数年、大型事業に取り組んできたことから地方債の発行や基金を多く取り崩したところですが、今後は、大型事業が終了することに伴って、起債額も抑制され、起債残高も減少していくものと考えておりますが、後年度、公債費償還に備えて、減債基金等の確保など、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。もう基金がどんどんなくなっていくます。次の2番目の公債費と起債等の推移についてですが、平成27年から令和2年までの各年度決算ベースで公債費と起債の推移、並びに、公債費と起債の差額について、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 公債費と起債についてでございますが、公債費につきましては、平成27年度、27億1,400万円、平成28年度、28億300万円、平成29年度、28億4,600万円、平成30年度、28億9,900万円、令和元年度、29億3,400万円、令和2年度、28億4,100万円となっております。また、起債額につきましては、平成27年度、28億5,700万円、平成28年度、32億900万円、平成29年度、37億2,900万円、平成30年度、41億7,300万円、令和元年度、33億3,400万円、令和2年度、53億400万円となっております。なお、いずれの年度も起債額が公債費を上回っており、その額につきましては、平成27年度、1億4,300万円、平成28年度、4億600万円、平成29年度、8億8,300万円、平成30年度、12億7,400万円、令和元年度、4億円、令和2年度、24億6,300万円となっているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 公債費を超えた起債の借入れをすると財政に大きなダメージを与えると、私がこれまで参加した複数のセミナーの講師が話しています。ただいま、しっかりと説明を受けたので、あれなんです、実際、公債費を超える起債はですね、どんどん増えていくと、個人で考えると100万しかないのに150万とか、起債がどんどん、そのツケはですね、全て市民に返ってくるんですよ。良いことをしてるみたいですけど、全ては市民が税金で賄わなければならないと思いますが、間違いないか答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） いろいろ財政のこと等を質問をしていただいております。今、なぜ市民会館を造るのか。サッカー場を造るのか。なぜ野球場の改修をするのか。その目的、今やるべき事業として、議員はどう考えているのかは私はなかなか理解ができません。今やらないと財政の厳しい指宿にとっては、これからはできないであろうと。その1つの原因は、合併特例債という合併後何年以内にやったら、それなりの財政的な優遇措置が得られるだろうという考え方でありまして。つまり、市民会館、造らないでそのまましておくということも1つの方法でしょう。しかし、行ってみてください。照明も問題がある。空調も問題がある。音響はミキシング等は借りて、そして、今使っている音響装置等はないわけでありまして。修繕しよう、取替えようと。つまり、それ等を改修するとしたらどのくらいのお金が掛かるのか。そうだったら、今、市民会館を造ることで、財政の厳しい指宿にとってはプラスだという考え方です。サッカー場も考えてみてください。平成3年からあそこは土地開発公社が先行取得をして、塩漬けになっている土地をそのままにしたら、銀行等に幾ら利息をこれまで払っているとお思いでしょうか。4億から5億くらい先行取得した土地に利息を銀行に払っているわけでありまして。つまり、なぜあそこをそのような形で先行取得したのか、平成3年7月の市の広報紙を見たら、これからあそこをどのような形で利用するのかというのは書いてあ

りますから、議員も御存じのはずであります。そのままにしておいて、土地開発公社の経営を含めた、その状況を考えないでおくというのは、私にとっては無責任だと思ったから、あそこは使ったわけでありまして。つまり、有効利用することによって、スポーツ交流人口、文化交流人口が増えて、地域経済が活性化するであろうという。是非、土日のサッカー場の状況を見ていただきたい。そして、今後、これらの市民会館を含めて、利用の方法を考えたところで、市の財政に対する不安というのを取り除くような努力を私はしたいと思うんです。箱物と言いますが、私は箱物と思っておりません。未来への投資というのはそこにあります。つまり、何を申し上げたかったかと言うと、様々な事業を成すに当たっては、財政状況を無視して造るような建物、その他はありません。財政がそのようになった、これは、市民会館とかサッカー場とかそれだけではありません。よく考えてみてください。この庁舎の耐震で幾ら掛かりましたか。山川も変えました。開聞庁舎も新しく造りました。環境問題についても汚泥処理センターも造りました。それから、最終処分場も造りました。そして、リサイクルセンターも造りました。100億円を超える公共事業であります。つまり、今、やらなければならない事業は、合併特例債がなくなった後ではできない。だから財政を健全化するためにやっただけで。財政の厳しい指宿だから、今、少々我慢してでも事業というのはやるべきだという私の判断でありました。それが間違っているとは私は今も思っておりません。1つずつ一般質問を聞いておきますと、なぜこれをやったのか、財政が厳しくなるからやらないでいいのかということをお聞きしたい、つまり、議員に問いかけたい。そのような形で今立って答弁をさせました。あなたも、議員も、サッカー場を造るのは賛成だったじゃないですか。それが今、財政が、そして、その利用の方法はというのは、私はどうしても理解できないところであります。

○18 番議員（新川床金春） 市長が語る説明しました。私はびっくりしました。私が塩漬けの土地を、平成13年にソフトボールもサッカーもできる芝生広場を造ってくださいと、土地が生きますよということで、私は9億円の、土地が高いのでそのくらい掛かるだろうと、それで市民の交流の場ということで私は提案しました。25億のサッカー場を造ってくれとは私は一言も言っていない。そして、21億から掛かるサッカー場、そして、山川の地熱発電、そうしたときに、山川の地熱発電の計画の横にブルーラグーン計画がありまして、そういう計画は指宿の財政ではもたないと思ひまして、平成28年度に予算を修正して取消しましたその事業は。私は市民のためになることなら何も反対しません。市民が後年度、税金で負担しないといけなものは考えてほしいということで言っています。実際、私が財政の状況でいうところのことを今市長が答弁したので言いますよ。大規模工事の予算額、サッカー場21億、野球場4億9,000万、市民会館19億でした。それが、事業を始めたら、20億5,000万、事業費の3分の1ぐらいいは補正で高くなってるんですよ。そういう事業が民間でありますか。だから財政のことを言ってるんですよ。当初決めた事業をすればいいんですよ。それにいろんなこ

とをするからこういうことになっていくんですよ。この20億5,000万、この問題は、本当に財政に影響をもたらしてきますけど、必要なものは必要、そして、議会で当初通ったものには、10対9であろうが従うのが議員です。しかし、その当初計画ようにしされてないから私は確認をしているところです。私はサッカー場に賛成していませんよ。多目的芝生広場を造ってくださいと言って、平成13年に言ってるんですが、それに間違いはないか答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 多目的広場を造ったほうがいいのか、現在あるサッカー場を造ったほうがいいのか、それは市民の判断に任せたいと思いますけれども、私はサッカー場を造って様々なスポーツ交流人口、または、サッカー合宿、そういう高校生、中学生、小学生があそこで技術を高めながら、交流を図りながら、あの場をスポーツ交流のメッカとしてしたいという、そういう考え方があったから、私は公約にも掲げたわけでありまして。つまり、市民広場として芝生広場を造ったら、どの程度の活用でどういう方々が交流人口を増やして、あそこで頑張って、指宿においでいただいて、そして、そのことが地域経済に役立つかと考えたら、一目瞭然ではありませんか。もっと申し上げます。11億でサッカー場はできるはずがありません。なぜですか。それは土地購入だけで6,7億円掛かったわけですから。そういうことを考えていろいろ財政のこととか、今後の指宿の将来、子供の将来を考えた上で造ったのがサッカー場であります。それがあたかも財政が圧迫する原因となったと、そういうのを造るべきではないという観点で議員は言っているかもしれませんが、私はサッカー場、市民会館というのは、3期目の公約として掲げて、市民の信頼を得て造った施設だということで、いろいろ議員が言っている批判には当たらないと、そういう意味で今、答弁をしているわけでありまして。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 手を挙げて言ってください。

○18番議員（新川床金春） 実施計画で21億だったので、21億と言っています。11億とは言っていないので、訂正をお願いします。

○市長（豊留悦男） 言葉の聞き間違いかもしれません。数値をはっきり、10か20かというのを私は聞き間違えたのだと思います。数値というのは大切ですので、明確に数値は指摘して、私もその数値に基づいた的確な答弁をしたいと思います。

○副市長（有留茂人） ただいまの数値の問題がありましたけれども、この今年の第3回定例会において、財政の健全化判断比率の報告もさせていただいております。その中では、財政の状況を示す4つの指標がありますけれども、いずれも早期健全化基準の数値より遥かに下回っていて、今の令和2年度の決算においても健全な運営がなされているというふうな報告もさせていただいたところであります。

○18番議員（新川床金春） 今、副市長が答弁したので、ちょっと元に戻って、将来負担比率

等についてということで、令和2年第4回定例会の一般質問で、市の経常収支比率は93.8%、公債費負担比率は18.9と答弁いただいています。令和2年度決算で経常収支比率は98%と県が発表し、多くの市民が新聞報道を目にして、市の財政が硬直化し、危機的状況に置かれていると把握していると思います。98%というのは、100円の中の2円しか自由に使えるお金はないんですよ。残りは借金によって事業をしているということですよ。数値的には健全化かもしれないけど、98%というのはどういう状況なのか、副市長、答弁を求めます。

○副市長（有留茂人） 経常収支比率につきましては98%というふうなことですけれども、先ほど私、答弁させていただきましたが、法に基づくこの健全化判断比率の根拠というふうなものは、将来負担比率につきましては49.2%ということで令和2年はなっております。これが早期健全化基準は350%ということで、この350%に比べて49%というふうなことで、健全化が図られているというふうに答弁をさせていただいたところでありまして。また、普通交付税につきましても、令和3年度の基金残高は令和2年度を上回るというふうなことで今、見込んでいますし、また、国の骨太の方針2021年においても、令和4年度から令和6年度までの3年間の地方一般財源総額について、地方の令和2年度の財政計画を下回らないように、実質的な同水準を確保するというふうな内容になっておりますので、今後、その財政の基金というふうなものも改善を更に図っていけるというふうに見込んでいます。

○18番議員（新川床金春） 次にですね、市営野球場の当初予算に対し、4億円の補正がなされていますが、主な理由について答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 今、議員は4億円の補正ということでしたけど、野球場につきましては令和2年度に工事請負費として約4億9,800万円の予算計上をしたほか、債務負担行為を設定しまして、令和3年度の市営野球場改修工事費等として約3億4,200万円を計上し、合わせて約8億4,000万円の予算を認めていただいたところでありまして。特に補正では対応しておりません。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。野球場の書類の開示請求をし、じっくり見ました。令和3年11月30日、南薩地域振興局の建築課に電話をし、内容を確認したら、耐震基準に合っていないということで、補正を組んだ金額は、金額の場所は、特に1塁、3塁のサイドスタンドは建築物であるが、建築基準法の対象ではないということで、改修をする必要はないと。ただし、安全の確認はしてくださいと当時の担当者は説明したと伺っていますが、間違いのないか答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 野球場の本部等の設計を進める中で、南薩地域振興局との建築関係の協議を行いました。サイドスタンドは観覧のための工作物であり、建築物に該当するということを指摘されたことから、構造物設計の検証を行った結果、鉄筋量の不足等があり、安全が確保されていないことが判明いたしましたので、既存のスタンドを撤去し、新設する内容

へ変更したところでございます。

○18番議員（新川床金春） そう言うだろうと思って、私は令和3年12月1日、直接出向き、担当者と話しました。電話で聞いたことは確実ですかと言ったら、そのように前の担当者から、異動しているの、確認取ったので、答弁しますと。録音も取っています。実際、なぜこのような改修計画をしたのか戸惑っていましたが、いつ誰が南薩地域振興局に出向き協議したのか、今後調査に行きますので答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） この南薩地域振興局との関係につきましては、本部棟の設計を進める中で、建築確認の協議をコンサルタントを含めて実施しております。その中で観覧のための工作物であると、建築物であるというような回答を、指摘をいただきましたので、建築基準法に合致する構造上の安全の確認が必要ということで、実施したところでございます。

○18番議員（新川床金春） 誰が南薩地域振興局に出向き、その会議をしたのか、お願いします。

○建設部長（山崎一磨） この場に、今日資料がございませんので、この場では回答できないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、永久保存文書の取扱いについてですが、山川の文化ホールが永久保存文書庫になっています。鍵の貸出簿、入出簿の管理は主管課長がすると明記されていますが、毎日チェックしているのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 山川文化ホールの貸出簿につきましては、現状ではチェックは行われておりませんでした。

○18番議員（新川床金春） 永久保存文書庫の公文書の管理は主管課長がするとなっていますよ。なぜ毎週チェックする、最低でもですね、毎週、月曜日か、するべきなんですけど、なぜそれを怠ったのか。職務怠慢じゃないのか。公文書がなくなり、山川のヘルシーランドの排水管、300万出しています。そういうのを考えたときに、平成29年以降、62件の文書がまだ返ってきていないんですよ。その文書の管理も、なぜ山川のヘルシーランドの問題が発生してから改善されなかったのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 永久文書の貸出簿に返却の記載がなかった文書につきましては、全て確認が完了してございまして、本日時点で未返却、所在不明の文書はないと認識しております。なお、未返却になっていた文書につきましては、71件ございましたけれども、それが67件はもう返却が完了して、2件は執務室内での保管に変更、残り2件は保存年限を満した後に廃棄しているということで確認しております。

○議長（木原繁昭） 時間が迫っておりますので。新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 山川の露天風呂の完成図書をあつたのかどうか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 今、完成図書というお話がありました。露天風呂第1泉源がござ

いますけれども、この書類等でございますと、例えば、温泉掘削申請書、掘削工事着手届、工事完了届、源泉の廃坑届などはあったところでございます。

○18番議員（新川床金春） 永久保存文書は大事な書類です。主管課長は毎週曜日を決めてですね、チェックをするようにしていただきたいとお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番（新宮領實） 皆さん、おはようございます。4番、新宮領實です。どうぞよろしくお願ひいたします。傍聴席の皆さん、モニター室の皆さん、ようこそお越しくださいました。指宿市政にとりわけ熱心な方々と拝察いたします。私の見知った顔も拝見できます。質問する者として、心強く、そして、勇気付けられます。ありがとうございます。時間の許す限り、お付き合いください。いつもなら私の一般質問には、地域の方々が大勢傍聴にきてくれるのですが、本日は一人もお見えになりません。それは私にとって大恩ある、公民館長の奥様が急逝され、今、まさに御葬儀の最中だからです。公民館長を私から交代する際に、頑なに辞退していた御主人の背中を押してくださったのが奥様でした。「實さん、頑張るから任せて。その代わり、議員の仕事をよくね。」と言われ、微笑んでくれたお姉さんの笑顔がよぎります。万感胸に迫るとはこのことかもしれません。私はもちろんのこと、地域の皆さんもショックで言葉にならない深い悲しみにあります。葬儀に参列できなかった非礼をお詫びし、この場をお借りして、心の中に手を合わせ、哀悼の誠を捧げ、心より御冥福をお祈りさせていただくことをお許しください。来年2月には指宿市長及び議会議員選挙があります。市民より審判を仰がねばなりません。2議席減の18議席の争いになります。厳しい選挙になると覚悟しているところですが、必ずやこの場に戻って来ることを御誓いしたいと思います。一般質問もいよいよ最後となりました。議員の職務を全うする為にも、職員・議員に与えられた権利を行使させていただきます。都合この4年間で11回目の一般質問となりました。市長をはじめとする、執行部の皆さんには大変御世話になりました。これまで、私の政策提言が果たしてどれだけ豊留市勢に届いているか分かりませんが、信念を持って取り組んできたつもりです。議員として充実した4年間であったと思います。厳しい言も吐きましたが、これも全ては市民のためと御理解と御容赦願ひます。

本日は4つの項目について、順次質問をしてまいります。はじめに、トイレ事情についてのうち、なのはな館のトイレ開放について。

2番目に地熱の活用プロジェクトについてのうち、現在の状況はどうなっているのか。

3番目にヘルシーランド温泉掘削についてのうち、予備泉源は今度どうするのか。

4番目に公文書についてのうち、市では保管の在り方をどう考えているかをお尋ねし、1回目とします。

残余の質問は、質問席から関連する事項を交えてお尋ねします。いつもながら、マスク越しでは聞き取りにくいので、大きな声で御答弁を願います。

○市長（豊留悦男） 4つほどの件名の大項目を挙げていただきました。具体的にトイレ事情については、なのはな館のトイレの開放についての課題・質問をいただきましたら、そのことについては担当部署に答えさせます。公文書についても先ほどいただきましたけれども、担当部長が詳しく説明させていただきます。1点だけ、ヘルシーランドの予備泉源はどうするのかということだけは答弁の方向性が明らかですので、私のほうで答弁をさせていただきます。本市の観光にとって重要な施設がヘルシーランド、つまり、たまた箱温泉かいわいの観光地であります。予備泉源の確保、これは大変重要だと思っております。掘削工事や設計・管理に携わった業者にも助言等いただきながら、今後の方針について検討をする時期だと思っておりますし、現在も検討しているところであります。

ほか、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

○総務部参与（増永智美） なのはな館内で市が所有するトイレは11か所あります。そのうち、屋内が6か所、屋外が2か所のトイレが使用できるようになっております。屋外トイレのうち、体育館外側のトイレ1か所が24時間開放となっております。

○総務部参与（野元伸浩） 地熱の恵み活用プロジェクトについてですけれども、JOGMECに申請した助成金が採択されず、調査用の井戸の掘削にかかる事業に進めていない状況でございます。ゼロカーボンシティに向けまして、再生可能エネルギーの導入は不可欠であり、地域資源である、地熱の持続的な活用が重要だというふうに考えているところでございます。

○総務部長（下吹越寿） 公文書の保管の在り方についてでございますが、公文書は文書取扱規定に基づき、執務室内ではキャビネットや保管庫に収納し、書庫内では文書棚に収納し、管理しているところでございます。

○4番（新宮領實） ちょっと眼鏡を忘れてしまいまして、申し訳ございません。なのはな館のトイレ開放のお尋ねする前に確認をさせてください。今、トイレがいくつあるというお話でしたので、私、屋外で使用できるトイレは4か所あると理解しているんですが、それでいいんでしょうか。

○総務部参与（増永智美） 屋外のトイレは5か所でございます。

○4番（新宮領實） あと1か所、私が把握していたのは中央ホールのところ、24時間のところ、両ウイングのところ、4か所と思ってましたんですけど、あと1か所はどこになるんでしょう。

- 総務部参与（増永智美） 屋外のステージの後ろにございます。
- 4番（新宮領實） 分かりました。それで、24時間開放が1か所、ほか8時30分から21時30分、土日が8時30分から17時、ということは残り3か所については、何年間閉鎖されているんですか。
- 総務部参与（増永智美） 平成28年度途中から5年間ほど閉鎖しております。
- 4番（新宮領實） 閉鎖されている理由というのがあるんでしょうか。
- 総務部参与（増永智美） 安全面や防犯面などを考慮して閉鎖しているところでございます。
- 4番（新宮領實） 視察時にですね、さすがにずっと閉鎖されてきてましてね、ほこりがかぶり、空庫みたいな物置になっているような状態でしたんですけども、いざ使うという時にあそこはすぐ使えるんですか。
- 総務部参与（増永智美） 閉鎖中のトイレの設備点検は毎月行っております。清掃作業は6月に行ったところでした。議員が視察された時は、看板が一時保管しておりましたが、これは撤去して使用する場合は改めて清掃をしたいと考えております。
- 4番（新宮領實） やはり、市の施設ですので、しっかり管理はしていただきたいと思えます。3か所が施錠されているという理解なんですけど、それでよろしいですね。
- 総務部参与（増永智美） そのとおりでございます。
- 4番（新宮領實） 指宿に施錠されたトイレというのは何箇所あるんでしょう。
- 総務部参与（増永智美） すみません。その点につきましては、把握しておりません。
- 4番（新宮領實） 多分ですね、ほとんどと言っていいほど、私の篤姫の案内所のあるトイレからある程度ずっと周って見たんですけども、ほとんど施錠されたところはないと思うんですが、施設としてあるものをなぜ開放しないのか。市民の要望を無視しているのか。どうなんですか。
- 総務部参与（増永智美） 先ほども申し上げましたが、安全面・防犯面などを考慮して閉鎖をしているところですが、早朝からグランドゴルフ大会などで多くの利用者が集まることもございます。そういう時には中央ホール横のトイレを開放しているところでございます。
- 4番（新宮領實） 防犯防犯とおっしゃいますけれども、ほかのね、場所のトイレは防犯なんかはいらんということになるんでしょうか。どうなんですか。
- 総務部参与（増永智美） ほかのトイレが防犯が不要ということではございませんが、なのはな館には24時間開放している体育館横のトイレもございますので、そちらのほうを使っただきたいと考えているところです。
- 4番（新宮領實） なのはな館は確か4、5年前にね、県のほうからそれこそ嫌々ながら、指宿市が引き取らざるを得なかったなのはな館なんです。そんないらんところを引き取られてね、押し付けられてね、引き取ったものに対して、なぜ市民がね、望んでいることを利便性も考えずにね、そのまま施錠した状態でするんですか。税金の無駄じゃないんですか。

か、そんなの。どうなんでしょう。

○総務部参与（増永智美） 現在の市民の利用状況からしましても、現状ではトイレは足りているというふうに認識しております。

○4番（新宮領實） あのね、なのはな館のあその場所を使うのは、朝8時半からね、まあ例えば、7時半とか9時までぐらいじゃないんですよ。なかには、夏になったらね、5時、もしかしたら、4時半ぐらい、明け方に近いところからね、ジョギングをされる方、そういう方々もいっぱいいらっしゃるんです。だから、そういう人たちがね、非常に困ってるんですよ、実際言ってみると。トイレに行きたいけどないって。だから、そのところがね、よく分からない。それとね、やはり、人間は生きてるなかでね、食べるものも大事なんですけども、排泄は非常にね、大事な行為であるんですよ。もっともらしく健康をうたってる割には、トイレの使用を規制しているのは、本末転倒じゃないんでしょうか。どうなんでしょう。お答えください。

○市長（豊留悦男） 私も朝早くからジョギングやウォーキングをしております。現状に基づきながら、どういう体制でトイレを開放するか、そのことはいつも心にとめておりました。なのはな館のトイレを開放して、先ほど参与が申しあげましたように、青少年の非行の場になりやしないか、つまり、喫煙とかそういうところが県内においても見られます。今のそこを閉じたらトイレ事情が悪くなるのか、ということを考えて時に私はそうではないと思っております。つまり、あのかいわいではサッカー場もいいのができたし、グランドゴルフのあの池の周りにもあるし、それから、陸上競技場にも多目的トイレを含めた、いいトイレがありますし、現在ではトイレを閉鎖したから問題があるという認識ではおりません。1番使われているのが陸上競技場のトイレだろうと思います。あのトイレも多額のお金を掛けて、賛否両論あって造ったトイレであります。つまり、あそこも市民にはよく利用されているし、私はあのかいわいにおいては、イベントの時を除いては、トイレ事情というものは十分対策が練られていると、そういう認識しております。

○4番（新宮領實） それは解せんですね。市長はね、常々市民からの要望をね、非常に大事だと言われてるじゃないですか。市民からの要望がね、これだけ大きな声として出てきているのに、なぜそれを応えようとしないんですか。無視ですか、市民の声を。それはおかしいんじゃないですか。今のね、言葉は、足りているって。足りてるなら足りてるだけ、たくさんあったほうがいいじゃないですか。皆さんが利便性があるわけだから。そのところはないんですか。

○市長（豊留悦男） 市民からの声というのは、果たしてどこに届いているんでしょうか。議員にでしょうか。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） ちょっと待ってください。市当局に具体的にそのトイレ事情についての要

望があったり、具体的な対策について要望があったら私自ら確認をしたいと思います。

○4番（新宮領實） 議員はね、市民から負託いただいているんですよ。その議員が皆さん方から声をいただいて、それをこの場でどうなんですかということをお尋ねしているわけです。あなたはそのね、要望書を持って来なきゃ動かないということですか。どうなんですか。おっしゃってください。

○市長（豊留悦男） 現実に基づいた要望なのかと言ってるわけです。例えば、あの回廊のトイレを開けないと駄目なのかということです。あの300mぐらいサッカー場に行きますと、いいトイレがあるじゃないですか。利用の仕方だろうと思うのです。ですから、管理を含めて、安全性を含めて、子供の非行の場にならないように、安全管理ができないような、そういうトイレはその時々によって、閉めたり開けたりするのがいいのではないかとということです。

○4番（新宮領實） いや、あるものは使わなきゃいけないんじゃないですか。そのね、防犯上防犯上って言うんだったら、どうしたら防犯上ね、使えるかっていうのを御考えになるのは行政じゃないんですか。私なんか考えるんですか。

○議長（木原繁昭） 新宮領議員。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 一応、やらないでいただきたいと思います。

（発言する者あり）

○副市長（有留茂人） なのはな館の体育館の屋外トイレというのが24時間開放をされているわけでありまして。ですので、そういう市民の要望とどこがどういうふうに使え勝手が悪いのかと、この体育館横の1つの24時間では時間外に対して不便なのかどうなのか、そこあたりもですね、検証する必要があるかと思っております。ですので、そのイベント以外についてはトイレの数というのは足りているというふうなことで、今、必要な箇所数については開放をしているというふうに理解をしているところです。

○4番（新宮領實） そしたら、私としては開放する気はないということで理解していいんでしょうか。それでよろしいんですね。

○総務部参与（増永智美） 今後の利用状況を見ていきたいと考えております。

○4番（新宮領實） 是非ね、開放してください。僕は、市長は、いいですよ、と。明日でも開放しましょうかねって御答弁いただけるのかなと期待していたんですけど、ちょっと期待外れでした。この件、何分もやるわけではございませんので、一応前向きに。トイレはせっかくあるんですよ。お金を掛けて新設してくださいというわけではないんです。今、あるものを利便性を考えてやりましょうという話なんですけど、そのところは是非御考えになっていてください。これ以上はこの件については言いません。

次に、小中高トイレの件についてお尋ねをいたします。この件、去年のほとんど今ぐらい

の時に、教育長にも教育部長にもお願いをした案件でございますけれども、この件について前向きな検討、そして、動き出したことというのはあるのでしょうか。どうなんでしょう。

○教育部長（鶴窪誠作） 昨年要望がありましたトイレの改修、洋式化率につきましては、児童生徒などを考慮し、順次改修できるように検討しているところでございます。今後も洋式化率には努めてまいりたいと考えております。

○4番（新宮領實） あのね、全体の8割を温水洗浄機付きにできないのかと、多目的トイレを設置できないのかということをお願いしてはいたけれども、洋式化を進めていく中で検討していきたいというお話ですけども、この1年間洋式化を進めていく検討をされたんですか。いかがなんでしょう。

○教育長（吉元鈴代） 多目的トイレの設置につきましては、洋式化を進める中で検討しているところでございます。

○4番（新宮領實） 教育長の答弁はそれでいいんですけども、洋式化をこの1年の中で行動を起こしたことがあるんですかということをお尋ねしているんです。

○教育部長（鶴窪誠作） 洋式化につきましては、検討しております。

○4番（新宮領實） 検討はいいんですよ。検討してね、今度はその前進がなきゃいけないでしょう。来年度の予算の確保に向かって、今、全員ね、検討中ですよって言うんだったらね、僕は分かりますよ。だって、そういうアクションもないんでしょう、まだ。ただ、御自身たちの頭の中でね、検討していこうかなってそういう感じぐらいのものじゃないんですか。どうなんでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会としましては、来年度の予算要求の対応を進めているところでございます。

○4番（新宮領實） 最初からそう言ってくればですね、私は言うことはないんです、実際に言って。是非ね、多分、いろんな小学校・中学校等からですね、要望書が挙がってきてるんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。要望書とかいうのは、子供たちもなだけけど、今、コロナ禍の中でいろんなイベントが縮小されて、運動会等で御父兄さん、おばあちゃん、おじいちゃんなんかくる機会っていうのはほとんどないから、トイレを御利用する機会もないかもしれません。だけど、やはり、そういうことが出てきた時に、ましてや、防災関係でも小学校・中学、そういう学校関係というはお使いになられるわけですよ。そういう時に大人が入れるような状態のトイレも完備するべきだと思うんですけども、そういうところっていうのはお考えになりませんか。それと、要望書が出てきてるかっていうのもお尋ねします。

○教育部長（鶴窪誠作） トイレの改修につきましては、ある学校から要望が届いております。今後につきましては、その要望等も踏まえまして、また、利用状況も考慮しながら改修を進めていきたいと考えております。

○4番（新宮領實） 来年度は是非予算獲得して、子供たちに、それこそ安心安全な学校生活を送れるようにしてください。本当に排泄っていうのはですね、本当に子供たちにとって1番大事なことなんです。だから、健康で明るく学校生活を送れるように是非、部長、今、お約束しましたよね。来年度の予算、お願いしますよ。是非。私、来年もし、帰って来たら、これしっかり言いますからね。嘘を言わないようにね。いや、本当に。よろしくお願いします、ですよ。もう1回お聞きしていいですか。決意を。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会としましては、来年度の予算要求に向けた事務を進めていきたいと考えております。

○4番（新宮領實） 是非よろしくお願いします。これで14分使ってしまった。地熱の恵み活用プロジェクトについてお尋ねをいたしたいと思います。市長は、出馬表明に当たり、新聞社の取材に対し、地熱発電に政治生命を賭けるとお答えしておりますけれども、それ、本当でございますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 将来、持続可能な自治体とするためには、経営感覚を持つ、つまり、税金だけに頼らないで、市自体が事業者として儲かるといいますか、獲得する収益を上げる事業というのをやらないと、人口は減るし、税金がつまり、4万・5万人いるときには42・43億円でした。今後、5年・10年すると、30数億円になるだろうとすると、自治体の経営というのは厳しくなるから、将来を見据えたときには、この地熱の恵み活用事業という、それが目的ではありません。やはり、縮小する自治体においては、この事業というのは極めて重要であるし、環境問題という昨今の事情を考慮したときには、この事業はやるべきだという意味で私は言ったわけでありまして。しかし、この事業の先には、観光振興とか農業とか地域の振興というのがあるわけでありまして、これは避けては通れないし、この事業というのは自信を持って進めるべき事業という意味で言ったわけでありまして。

○4番（新宮領實） 市長に政治生命を賭けられるのであれば、こういう地熱発電うんぬんというよりもですね、やはり、御自身のプロ意識もある教育分野、そういうところに政治生命を賭けるのがよろしいんじゃないかなと私なりにはそう考えておりますけれども、どうなのでしょう。

○市長（豊留悦男） ありがたいことでございます。ありがたい指摘をいただきました。やはり、子供の健全育成、将来のある子供たちを育てるためには、私が培ってきた教員という、学校教育という、社会教育という、その分野にも地熱と同じような情熱を傾けて指宿の子供のために、市民のために、生きがいくりのために、頑張りたいと思います。今、いただきました、その助言・提言については私も今後重く受け止めて、政治生命じゃないけれども、そのことを自らの政治の大きな重点的な一つとして考えてまいりたいと思います。

○4番（新宮領實） 市長、あのね、確かに持続可能になっていう形でお話いただきましたけれども、地熱発電っていうのはね、リスクがあまりにも大きすぎるような感じがするんですよ。

確かにそこでね、仮に年間5,000万あったとします。それでね、持続可能なね、指宿市のね、発展というは私はないと思ってるんですけど、それよりもまだやる施策というはほかにもいっぱいあるような気がするんですけども、市長としては地熱発電ありきなんですか。どうなんでしょう。

○市長（豊留悦男） 恵みというのは何なのか。指宿の地域を、経済を発展させるためには、今、眠っている地域という地域資源、恵みを生かすべきだと意味でやっているわけでありませぬ。リスクを取り除くことができたなら、この事業はやるという意味ではありません。つまり、リスクというのは山川で地熱発電をしたら、指宿のホテル街の温泉が枯れるとか、海に有害物質が流れ込んで魚が食べられなくなるとか、そういうのが議論の途中でありましたので、そういうリスクがないとすればやるべきだということでもあります。だから、調査井を掘って、還元井を掘って、安心安全な環境に優しい自然エネルギーとして、活用できると、そういう観点でこの事業というのは大切であるということをお願いしているわけでありませぬ。

○4番（新宮領實） 地熱発電をね、それは山川の福元あたりはガンガンやっていたら、それがね、即ね、私はね、旧指宿市ですよ、観光、いろんなホテルさんがある、その温泉を使っているいろんなホテルは成り立ってるわけですから、砂むしもある、砂楽とかあるわけですよ。そういうところにね、今、まあ言えば、福元が今、主流ですから、福元でやったのがね、指宿に影響があるって、私もそれは全然思いませんよ。何で私がまだ心配してるのはね、条例もつくらない、私は条例をつくれというのは、やはり、エリアをつくれってことなんですよ、条例をつくって。ここは造れません、ここだったらいいですよと、そういうやり方だったら私もなんもかんも地熱発電に反対するわけじゃないですよ。だから、地熱発電というのはね、やはり、条例なくしてね、地熱発電というのはね、ないと思うんですよ。そのところはちょっと違うんですよ。山川に造るのはね、僕は造るなどとは言わない。関係ないから、指宿市とはほとんど。これが、指宿市が山川にもしね、こういう条例もなくしてね、造って見てみてください。それがね、この地域、まあ言えば、旧指宿市の中で、指宿市がもう造ったんだからどこでもいいやって、どこでもやれる、そういうふうになるということですよ。そうなったら、汲み上げる、今からいろんな温泉バイナリーとか、いろんなバイナリーも入ってくるでしょう。その先、全部が全部がね、汲み上げてってなったら、指宿市温泉は完全にアウトじゃないですか。誰が見たって分かると思うんですけど。市長の頭だったらそれぐらい十分お分かりになると思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○総務部参与（野元伸浩） ただいま、条例の規制の話が出ましたけれども、地熱開発にかかる井戸の掘削許可につきましては、国が定めた温泉法に基づき、都道府県が判断するということになっておりますので、市の条例では規制ができないというふうに考えているところがございます。

○議長（木原繁昭） 時間的に無いですが、最後までやりますか。じゃあそのようにさせていた

だきます。よろしいです。続けますので。

○4番（新宮領實） 途中でいうもんだから、僕が言いたい言葉がまた頭からはずれるじゃないですか。あのね、今、おっしゃいましたけど、指宿市のね、温泉っていうのはね、県の持ち物じゃないんですよ。指宿市のものだよ。何百年、何千年前から指宿市にこんこんと湧いてる温泉なんですよ。そんな県のね、一言一言、言われる筋合いはない。だから、指宿市としては、おたくたちはそうだけど、指宿市としては、これだけのものをつくるんだと、これで我々やっていくんだっていうぐらいのですね、気概というのをお持ちになってらっしゃらないんですか、皆さん。どうなんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 温泉掘削につきましては、県の温泉審議会温泉部会において審議され、処分がなされるものでございます。市としましては、意見を求められますので、調和のとれた地熱活用協議会での審議内容を踏まえまして、県に意見を提出するというところになっていてございます。

○4番（新宮領實） 今、意見を求められると言いました。じゃあ、意見を求められるね、その意見を求められるところに、条例をつくれればいいんじゃないですか。指宿市の条例という、そういうのはできないんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 条例ではなくてですね、今、申しあげましたとおり、意見を求められましたら、市が設置してあります、調和のとれた地熱活用協議会ですね、こちらのほうで掘削、そういった部分について審議を行いまして、その内容につきまして、県に提出するという形になっているところでございます。

○4番（新宮領實） そういうね、そういうのではね、一つも拘束力がないと思いますので、もう少し踏み込んだ条例というのをつくるようお願いをとりあえずしておきます。時間がばんばんばん無くなりますので、こういうのに時間を掛けるわけにはいきませんので、そのところは、しっかりとお考えになつていてください。頭の中に入れといてください。だから、そういう規制をね、市長ね、しなければ、乱開発が進んでね、本当に肝心な温泉に影響が与えられるだろうというのをお考えになりませんか。福元だけ、山川のほうだけでやるっていうんだったら、僕は別なんですよ。指宿市がやるっていうんだったら、どこでもできるという話になるわけですから、そのところをお考えになりませんか。

○市長（豊留悦男） やはり、この地熱についての最終的な判断は法に基づいた判断であります。徳光地区にこの地熱発電をということで、病院の近くに掘った業者がおりました。私は見に行ったときに、あれは、私があそこはまずいと言ったんであります。勧めたものではありません。いや、あの地域はみんなが協力して認めてくれたからといいましたけれども、あまりに近い所でしたので、あの2階に上がって、関係者を集めて、これはあんまりですねと。あなたが許可したんでしようというような言葉でしたので、違いますと。県がこれは許可をするものですと。地熱というのは、いわゆるこの事業というものは、市では許可ができない

のだと、県の許可に基づいてやっているのだと。そして、その後、やはり、ここでやったから指宿市内でもできるということはいえないだろうと。それは、温泉業者とか配湯業者がありますので、場所によってはできるかもしれないけれども、指宿市内においては、観光を含めた、その影響を考えた上でやらなければならないと思いますと、そういうふうに言いました。つまり、それで、地熱発電をやりたいという業者はほとんど撤退したじゃないですか。諦めたじゃないですか。それはなぜかと。観光その他の方々の反対を押してまでもやる事業ではないという観点から指宿の地での、この旧山川町じゃなくて、指宿の地での地熱発電というのはできない、やらないことに結果的には今はなっているだろうと思います。もちろん、指宿市でそういうことはどんどん地熱発電事業をやろうとしたら、私は、それについては、十分、慎重審議の上で、その事業の在り方というものは考えていただくような、そういう場をつくっていきたいと思います。もちろん、市ではできない、県が認可権者ですのでできません。しかし、市の思いというのは、その時々で正しく伝えていきたいと思います。

○総務部参与（野元伸浩） 市では、温泉資源の保護及び利用に関する条例というのを設置しております。この条例、あと、規則がございますが、それにおいても、事業者に対しては、事業計画の詳細な説明を求め、専門家を含む協議会で慎重に審議を重ねてきているところでございます。国におきましても、2016年に再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度を創出しているところでございます。そのガイドラインの中で事業者が遵守すべき事項としても、条例を含む関係法令の遵守が明記され、違反した場合には事業計画そのものを認定取消も可能となっているところでございます。仮に、事業者が本市の条例等に違反するようなことがあれば、国のガイドラインの遵守違反にもなりますので、最終的には事業計画の認定取消に至るものと考えているところでございます。したがって、乱開発というようなことには、つながらないというふうに考えているところでございます。

○4番（新宮領貴） 確かに机上の中ではそういうふうになってくるんでしょうけども、現実的にです、上の何とか科学さんなんかね、指宿市がやっていただくのを待っていらっしゃるんじゃないですか。私はそうしか見えませんが。これね、市長ね、やはり、御自身が指宿のね、指宿温泉の10年後・20年後をです、見据えるんだったら、地熱発電なんていうのはですね、撤退するべきだと僕は思うんですけども、そのところは全然お考えになってませんか。

○市長（豊留悦男） この事業というのは、一朝一夕にやる事業として、私が判断したわけではありません。市の総合振興計画、都市計画マスタープラン、ひと・もの・しごとの総合戦略の中に明確に位置付けて、そして、議員の方々にもその計画は認めていただいた事業であります。その重要な事業の一項という、地熱の恵みプロジェクトというのは、手付かずでいろいろ問題があって、そのままになっているわけでありまして。つまり、そうだとしたら、振興計画からも都市計画マスタープランからも、様々なこれまでの市の振興計画等を見直さなけ

ればならないということになります。ですから、この事業というのは、今、やめるべきだ、こうだ、ということで、そうですね、影響あるからやめますという、そういうことは私は言えないわけであります。ですから、今後のこの地熱開発の在り方というものを考えながら、環境にも生活にも影響がないという前提でこの事業というのは進めたいと。それが10年後、20年後の指宿の継続的な自治かつ指宿市としての在り方を考えたときに重要であるし、必要であると私は考えているところであります。

○4番（新宮領實） マスタープランに地熱発電のその地熱の恵み開発プロジェクトですか、そういうのは全くそぐわないんじゃないんですか。これだけね、指宿市民もね、巻き込んで、ろくなことはないです。地熱発電をですよ、火傷するぐらい、この分に関しては撤退することをね、お願いして次にまいりたいと思います。

ヘルシーランドについて、お尋ねをしてみたいです。ヘルシーランドについてお尋ねする前に、ちょっと確認させていただきたいと思います。ヘルシーランドの泉源の案内と替掘後の状況調査の確認のため、案内と蒸気バルブの開放を依頼しましたら、一切見せられないということでした。これはどういうことだったんでしょう。何か、総務部ともちょっとお話したんじゃないですか、この件について。どうなんでしょう。

○産業振興部長（大迫格史） 一般質問の取材の際に、議員から現地で泉源を案内して、それから、バルブを開けてほしいという要望があったと聞いております。そのときに聞き取りをした職員が一緒に行くような旨で話をしたということは聞いておりますが、バルブを開けるとなると、既に施設等で使用している泉源ではなく、職員がバルブ操作をすることにリスクがございます。そこで、掘削業者等にも協力をいただく必要が出てきますので、対応について確認して改めて連絡すると、そのときには伝えたと聞いているところでございます。その後、関係部署と協議をしましたところ、市民の方々からそのような依頼があった場合に、個別に対応することはないため、同様の対応となったところでございます。

○4番（新宮領實） 一つ議員からね、議員にはいろいろな権限が与えられてるんですよ。実際いって。でね、それが地方自治法でもあるわけですよ。その中に調査権もある。それを無視するということですか。

○総務部長（下吹越寿） 議員から調査したいということがありましたけれども、調査権があるということですが、議会から正式な調査請求がある場合というのは必要な費用を支出して対応する必要があると考えているところでございます。

○4番（新宮領實） 議員には調査権はなくて、議会を通さなければその調査はできないということなんですか。そういうふうになるんですか。

○総務部長（下吹越寿） そのとおりと思います。

○4番（新宮領實） そうであれば、私も1年生でね、経験もこの件についてございませんので、深くは追及はできませんけれども、同僚議員にもちょっとお尋ねしたいと思います。議

会を通して、それは何人から、1人の人間でもいいんですか、そのときは。議会を通すときには。

○議長（木原繁昭） ただいまの発言は通告の範囲外でありますので、注意いたします。

○4番（新宮領實） 申告の範囲外なんて、そういうことをおっしゃるんですかね。私は、お断りになられたときに、課長から電話がきましたよ。お見せできませんって。一切見せられませんって、いうことだったから、議会でこの一般質問のときにね、この分に対してはね、質すからねっていう話はさせてもらってるんですよ。それ関連質問じゃないですか。それをなぜ通告の、一言一言かたくって教えてあげるとね、それに答弁はできないと、そういうことなんですか、この一般質問の場というのは。どうなんですか。

○議長（木原繁昭） 先ほど申し上げたとおりでございますので、議会の件です。事務局の。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） ただいまの発言は通告の範囲外でありますので、重ねて注意いたします。

○4番（新宮領實） 答えられないということですね。分かりました。そしたら、それはそれで。また、いろんなときに場面場面でそれをお尋ねします。そしたらね、予備泉源は今後どうされるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 先ほども市長がお答えしましたけれども、露天風呂については、今、予備泉源がない状況でございます。今回、替掘をした泉源が思うような結果がでませんでしたので、掘削業者、それから管理業者と、今、検討をしているところでございます。

○4番（新宮領實） 前、掘った、その業者とか設計したところのね、業者なんかとね、反省会をしたって仕方ないじゃないんですか。何を学ぶんですか、そこで。学ぶものはないと思いますけど、そこから。西日本技術開発とどこですか、掘った、その会社だと思っんですけど、そんな人たちとしたって、前向きなね、議論ができるんですか、これ。

○産業振興部長（大迫格史） 契約をしました西日本技術開発株式会社、それから、先ほど泉源を掘削したといわれましたボーリング会社、この2社につきましては、非常に経験のある業者でございます。そこで、どのような形で進めていけばいいかということで、現在、検討しているところでございます。

○4番（新宮領實） 経験があったね、西日本技術開発はね、じゃなかったじゃないですか。こういう状態になったじゃないですか。なぜこんなところから話を聞かないか。もっといいんだったらね、この地元のあそこの古老の知ってる業者さんにいろいろお話を聞いたほうがいいと思っんですけど、そういうことっていうのは全然お考えになってないんですね。

○産業振興部長（大迫格史） 今回掘削した第1泉源につきましては、蒸気泉源でございます。掘削した理由としましては、この第1泉源が蒸気が出なくなったということでござい

て、掘削前に調査をしましたところ、ケーシング管の回りからちょっと蒸気が沸いてくるような状況もございまして、今の工法だとよくないのではないかということもございまして、蒸気泉源の知見のある事業者と契約をしたということもございまして。

○4番（新宮領實） 蒸気泉源ということをお分かりになっていらっしゃるようですけれども、大体ここを設計するときに、御自身たちがね、前の平成12年の設計図面があつて、それを見せてもらったのでね、西日本技術開発は人のふんどしで相撲を取ったみたいなもんなんですよ。それで、多分、設計されているんだと思うんですけれども、そこぐらひは分かりませんか。

○産業振興部長（大迫格史） 設計の内容についてはございまして、以前の工法にとらわれることなく、蒸気泉源ということで非常に丈夫な管等を使うということで、設計をしていただいたというふうに考えております。

○4番（新宮領實） そうおっしゃるんでしょうなと思ったんですけど、ただね、平成12年に蒸気泉源を270m掘って1,170万でね、掘削してるんですよ。それをね、なぜ今度ね、320mのね、7,000万近くになるんですかということです。それをね御自身たちがね、あまりにも知らなすぎて、これはどうなんだろうって疑問に思わなかったってことなんですよ。だからこそ私が言うのは、平成12年に掘ってくれた業者さんたちに、これってどうなんですかねって、OBもいらっしゃるじゃないですか、立派なOBの方々が、あそこの件に関しては。このときの1,170万に関わったOBの方々もいらっしゃると思うんですよ。そういう方々にも聞かんでね、自分たちの範ちゅうだけでね、判断してですよ、7,000万円も掛けて、7,000万が消失してしまいましたって。今度はね、なおかつ、このどうするのかっていったら、その失敗業者と話をしまして、いろいろ検討していきたいって。そんなのって指宿市民が聞いてね、ああそうですかっておっしゃると思いますか。どうなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 第1泉源につきましては、もとの泉源ですけれども、これにつきましては、平成12年に掘削をされております。既に20年ほどたっているという状況でございます。やはり、工法、それから、材質も当時とは変わってきていると思っております。また、蒸気泉源ということもございまして、やはり、その蒸気泉源の知見のある業者がいいと判断しているところでございます。

○4番（新宮領實） もちろんね、あなたの将来を考えてあげればね、そんなのはね、もう切るべきなんですよ。それは、市長がここを使わんといかんぞっておっしゃってるのは知らないけれども、そのところは考えたほうがいいと思うんですよ。替掘後の蒸気圧は何気圧ぐらひあるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 蒸気は検出されていないところでございます。

○4番（新宮領實） 蒸気が全然噴出してないのにね、仰々しいバルブをつくった、あれだつて400万近く掛けてしてるんじゃないですか。あれ、前のバルブをね、付けるだけ、私だつた

らキャップを持ってきてパツとかぶしただけでもいいぐらいじゃないのかなと私は思うんですけども、あんなのなんで400万も掛けてあれだけの設備をしたんですか。400万にはないかもしれないけど、300何万だと思うんですけど。坑口のしまいかたにしてですね。

○産業振興部長（大迫格史） 第1泉源の替掘の結果、出なかったわけですが、その替掘した後の泉源につきましては、どのような対処をするかというのが決まっておらずだったので、今まで使っていたバルブをそのまま仮設で据付けているところでございます。

○4番（新宮領實） そしたら、その300いくらっていうのは使わなかったってことですか。その理解でいいんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、300いくらとおっしゃいましたけども、300いくらにつきましては、それは設計の費用ですかね。掘削の費用は、5,000万円以上掛かっているところでございます。

○4番（新宮領實） だから、そのしまいですよ。バルブの中っていうのは、そのバルブをたてるじゃないですか。あそこに経由してるんじゃないですか、幾らって。それも入って5千何百万じゃないんですか。また違ったら困りますよ、答弁で。

○産業振興部長（大迫格史） その詳細については、今、手元にちょっと資料が持ち合わせておりませんので、答弁できないところでございます。

○4番（新宮領實） 多分ね、同僚議員もまたお聞きしますから、そのときに答弁していただければいいと思います。

最後の最後になりましたので、公文書について、ちょっとお尋ねしたいと思います。公文書については、特別決算委員会的时候にも散々いろいろお話されて、やはり、公文書の在り方っていうのはちょっとまずかったですねと、ずさんでしたよねっていう話でした。これから公文書の在り方というのを、どういうふうこれからやっていきたいと思っておりますか。最後ですからちょっとお答えください。

○総務部長（下吹越寿） 委員会でも申したとおりでございます。確かに、文書の管理の在り方というのは問題点もありましたので、委員会で言ったとおりでございます。今後、文書所管課長であります総務課長、山川の地域振興課長ともチェックの在り方とか入室の在り方、鍵の貸し方という、総合的に見直すと。それと、文書管理規程に基づいて管理しているんですけども、それが実態と合っているのかということも含めて、総体的に見直しもかけているところでございます。

○4番（新宮領實） 公文書はやっぱり、指宿市の財産ですのですね、そのところはしっかりと、前のおり、議員が言いましたように、図面がなくなって三百数十万掛けた、やっぱり、そういうことがないようにしっかりと公文書というのは保管できるようにお考えになっていただきたいと思っております。

時間がまいりました。ありがとうございました、皆さん。お世話になりました。ありがと

うございます。質問を終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時28分

再開 午後 1時28分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番（東勝義） こんにちは。2番、東勝義です。早いもので議員として当選させていただいてから16回目の定例会を迎え、4年がたとうとしております。今回も13回目となる一般質問をさせていただきます。これまで市長をはじめ、各課の部長、課長など多数の方々に御丁寧な御回答いただいたことに対し、心から感謝申し上げます。また、地熱開発に関する事項の調査に関する決議案、及び市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議案という、百条委員会を設置を求める議案を自分の信念に基づいて、真実を明らかにすべきと考え、過去2回提出いたしました。非常に残念ながら、否決されたこともありました。この4年間、ご批判は多々あると思いますが、市議会議員としての責務を自分なりに全うできたのではないかと自負しております。これもひとえに、たくさんの市民の皆様方の支えと御協力、御支援があったこと、数名の党派を超えた尊敬できる先輩議員及び同志といえる同期議員のおかげであります。これまでいただいた御協力と激励に対し、深く感謝申し上げます。

それでは、市民の皆様方から寄せられた、たくさんの疑問や質問の中から、今回は2つの項目について、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、指宿市の保険料、とりわけ、介護保険料が非常に高くなっているという市民の方からの疑問であります。様々な資料を調べてみると、都道府県単位及び市町村単位でこれほどまでに保険料の差があるのかと驚かされました。年金だけを頼りにして生活している高齢者の方にとっては、重要な問題であります。また、日本の国家予算の中で最大の支出費目は医療費であり、2020年で42兆2,000億円、国民1人当たり33万5千円使われているというデータもあります。そこで、保険料と医療費は密接な関係にあると思いますので、健幸のまちづくり事業について質問いたします。この事業は健幸戦略係という名が付けられておりますが、どのような経緯でいつから始められた事業なのか、お答えください。

次に、空き家、空き地について、であります。これまで2・30件以上に及ぶ空き家及び空き地に関する相談を受け、その都度環境政策課及び危機管理課の方々に御対応いただきました。早急な御対応と解決に向けた検討などしていただいたことに対し、深く感謝申し上げます。また、相談された市民の方々からも各課の御対応の速さに深く感銘し、感謝していることをお伝えしておきます。私有財産の部分ですので、非常に難しく厳しい問題ではありますが、市民の生命・財産を守る観点から解決に向けた検討をする必要があると考えます。そこで、空き家、空き地について、市民の方々からどのような相談やお願いなどが寄せられ

ているか、お答えください。

以上で、1回目の質問といたします。残余の質問は、質問席から行います。

○市長（豊留悦男） 健幸のまちづくりについて、でございます。高齢化の進行に伴い、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの医療費や扶助費が増大し、市の財政に占める割合が高くなっております。今後も医療費が増大し続けると、市の財政を圧迫する懸念があります。市では、これまでも市民一人ひとりの健康づくりのために、様々な事業を実施してまいりましたが、一方で健康への関心が高くて、なおかつ、健康な人しか参加していないという状況でもありました。そこで、第1次指宿市総合振興計画後期基本計画において、健康に関心のある層だけが参加するのではなく、市民誰もが参加するような健康づくりに関する取組を展開し、一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことのできる、健幸のまちづくりの推進を目標に掲げました。平成25年度に当時の市長公室に健幸戦略係を設置し、取組を始めたところでございます。

以下、いただきました質問等は担当部長等が答弁いたします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 空き地について、どのような相談があるかということでございますが、市民の方から環境政策課へ寄せられる相談としましては、空き地の雑草等に関する相談が最も多いところです。内容としましては、雑草が繁茂して、隣地との境界を越えていたり、害虫発生の可能性がある場合や、道路へはみ出し、通行の妨げになる場合などの相談があるところでございます。

○2番（東勝義） ありがとうございます。まず、質問からいきます。健幸のまちづくり事業が始まって、その期間、これまでいろんな事業を行ってきているようですが、どのような事業が幾つあり、総事業費及び交付金、その他雑入、市負担金に分けてお答えいただければ助かります。よろしく申し上げます。

○総務部参与（増永智美） 健康に関する事業としまして、平成25年度から令和2年度の8年間の事業費、1億8,547万円のうち、国や県の補助金や交付金、参加者負担金の8,063万円を除きまして、市負担分が1億484万円となっております。

○2番（東勝義） この事業費の中に講師等の人件費などが含まれているんでしょうか。

○総務部参与（増永智美） 講師等の人件費も含まれております。

○2番（東勝義） 分かりました。この回答は7の費用対効果のほうでまた出していきますので、後もってよろしく申し上げます。3、4につきましては、まとめて質問いたします。その期間の国保及び後期高齢者医療の推移について、お答えください。

○健康福祉部長（山元成之） 国民健康保険医療費の件でございます。健幸のまちづくりに取り組み始めました平成25年度の国民健康保険被保険者1人当たり医療費は、40万4,796円でございます。その後、平成28年と平成29年度には前年度比で医療費が減少となりました。令和元年度の1人当たり医療費は43万9,030円となり、平成25年度と令和元年度の被保険者1人当た

り医療費で比較しますと、8.46%の増となっております。

続きまして、後期高齢者医療費について、でございます。平成25年度の75歳以上の方々が加入する後期高齢者医療保険1人当たり医療費は、116万8,935円でありました。国民健康保険と同じく、平成28年度と平成29年度には、前年度比で医療費が減少となっております。令和元年度の1人当たり医療費は、121万3,970円となり、平成25年度と令和元年度の被保険者1人当たり医療費を比較しますと、3.85%の増となっております。

○2番（東勝義） ありがとうございます。ここに資料をいただきました。資料を見せていただきましたが、今、言われたとおり、29年、30年が一旦下がってる、この下がった理由としては何が挙げられるか、お答えください。

○健康福祉部長（山元成之） 少なからず、この健幸のまちづくり事業も関与していると思いますし、病院の数が1か所程度だと思いますけど、閉まったことも原因であったように記憶しております。

○2番（東勝義） 今、言われたとおり、病院が一旦閉まったということは、やはり、病気の方に対する医療費、薬代とか医療の、それがかさんだということで間違いないでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 病院の閉院と申しますか、によりまして医療費が減っているというふうに思っております。

○2番（東勝義） それでは、平成30年からは急激にまた、もとの27年以上に8.46%上がった、この理由についてお答えください。

○健康福祉部長（山元成之） 国保税につきましては、被保険者の高齢化、難病治療や心臓病などに対する医療技術の高度化や高額化、診療報酬点数が毎年改定されますので、そのようなことが要因として挙げられております。

○2番（東勝義） 私の調べたところによると、令和元年度の都道府県別の1人当たりの医療費負担額の多いところ、1位が高知県の46万3千円、2位が長崎県の43万3,600円、3位が鹿児島県の43万3,300円となっているようです。そのとき、指宿市は43万9,030円で県平均よりも1人当たりによる医療費が5,730円高いということが分かりました。これによって、やはり、医療費に関する取組ってというのがなかなか難しいということが分かりますが、今後、どのような動向になるとお考えでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 医療費につきましては、やはり、今後も少子高齢化が進みますので、これはある程度の増額というのは避けられないと思っております。そのために市では、病気の早期発見や早期治療につながる特定健診や各種検診、人間ドックの補助、あるいは健幸のまちづくり事業などを通して、医療費を削減する運動を進めたいと思っております。

○2番（東勝義） この医療費に対して、私もいろいろ調べましたが難しい問題がありました。やはり、国や県、全ての感じで難しい問題だということが分かっております。

次にいきます。その各期の介護保険事業計画の介護保険料の推移はどうなっているか、お答えください。

○健康福祉部長（山元成之） 健幸のまちづくりに取り組み始めました、平成25年度以後の介護保険料標準月額、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします第5期が4,381円、次の平成27年度から平成29年度までを計画期間とします第6期が5,070円、その次、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期が6千円となっております。

○2番（東勝義） 私の資料には第8期もありますが、第8期はいくらか、もう1回お答えください。

○健康福祉部長（山元成之） 第8期につきましては、現在の令和3年度から令和5年度の計画期間でございます、第8期6,791円となっております。

○2番（東勝義） ありがとうございます。数字の羅列で申し訳ないですが、これは平均的な介護保険料だと思いますが、この介護保険料、やはり、こだけ高くなっていくっていうのは何か原因があるか、その原因についてお答えくださいませんか。

○健康福祉部長（山元成之） 介護保険制度は少子化や核家族化などの進展によりまして、介護を家族で見るのが難しくなったことから、社会全体で見る制度として発足したものでございます。制度が長くなるに連れまして、利用者や家族の要望、社会のニーズが高くなりました。そのことによりまして、施設も充実しております。サービスも高度化してまいりました。一方で、高齢化等も進んでおりますので、そのようなことから介護保険料が上がっているというふうに思っております。

○2番（東勝義） ありがとうございます。ここに令和2年度指宿市国民健康保険事業実施計画っていうのは見せてもらっております。ここに財政の状況についてとあります。平成28年度から3年連続黒字となっておりますが、平成30年度からは財政が苦しく、一般会計から繰入れが行われております。この資料によりまして、平成23年度から一般会計からの累積補填額が合計で20億1,800万円となっておりますが、令和元年、令和2年度の繰入額が分かればお知らせくださいませんでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 令和2年度は法定外繰入が9,000万円、令和3年度は1億2,000万円となっております。

○2番（東勝義） 一般会計から国保に対する、特別会計に繰入れがやっぱり多くなっているのは間違いありませんが、この介護保険料については、やはり、低所得者の方々は安いと思いますが、それ以上に一般会計からこの国保会計に繰入れて支援する考えはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 国保会計の件でございますが、国保会計に関しましては、平成30年度の医療制度改正法によりまして、平成30年度からの財政健全化計画を策定し、計画的に法定外繰入を削減することになっております。したがって、来年度をもちまして、その

翌年度以降は法定外繰入はしないと、国保にはしないと、なっております。

○2番（東勝義） ということは、一般会計から国保への繰入れはなしということによろしいんですね。

○健康福祉部長（山元成之） 令和5年度からはしない予定で今、準備をしております。

○2番（東勝義） そうなれば、今の介護保険料がまた、もう少しずつ上がってくるっていう考えになるんでしょうか、ならないんでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 国保制度と介護保険との制度は違いますので、国保につきましては、繰入れはできると。国保会計には、法定外繰入は今のところできます。これが令和5年度からは、もうやらない予定で準備しております。一方で、介護保険につきましては、もともと法定外繰入はしておりません。

○2番（東勝義） 申し訳ございません。介護保険料も国保からの繰入れがあるのかと思ってました。申し訳ない。私のデータミスです。データによると、医療費及び介護保険料は地域の高齢化率に関係するということが分かりました。2020年の65歳以上の高齢化率は全国平均26.6%に対し、鹿児島は19位で29.4%。残念ながら、我が指宿市は39%ということで、いかに高齢化が進んでいるか分かります。

次に移ります。この事業を進めるに当たり、健幸のまちづくり事業に対するモデル事業となった自治体があると聞いたんですが、どこの自治体で、その成果について調べているでしょうか、お答えください。

○総務部参与（増永智美） 健幸ポイントプロジェクト等については、本市と同様に健幸のまちづくりを推進する全国114自治体が加盟する、スマートウエルネスシティ首長研究会においてもその効果や検証が行われているところですが、本市に1年先立ちまして、兵庫県川西市、千葉県白子町、新潟県見附市が自治体連携での同様の取組を実施しています。これらの自治体では、事業参加者と非参加者を比較した、3市町平均の医療費抑制効果としまして、事業参加後2年目において、1人当たり年間14万8千円、それから、1人当たりの介護給付費においては、6万円の抑制効果がエビデンスとして確認されております。

○2番（東勝義） 指宿市の成果については、どう考えているでしょうか。

○総務部参与（増永智美） 本市におきましては、本市の事業参加者の医療費抑制効果分析につきましては、本年度と令和5年度に計画をされておりまして、現在、分析作業を進めているところですが、これまで確認できている成果としましては、参加者の活動量の変化としまして、参加前の歩数と参加後の歩数を比較したデータでは、全体平均で1日当たり2千歩、参加前に運動を実施していなかった層におきましては、約2,500歩の歩数の増加が確認されております。その後も、概ねその歩数の増加は維持が図られております。

○2番（東勝義） ありがとうございます。これまで総事業費1億8,500万円、市負担額1億480万円掛けて事業を行ってきているようですが、その費用対効果について、どのように市はお考

えでしょうか。

○総務部参与（増永智美） ころばん体操や子育てママ・パパ運動教室など、生きがづくりや仲間づくりとして役割も担っているほか、運動の習慣化は、うつや認知機能低下の予防にも効果があります。また、1人当たりの医療費は平成29年度以降県平均を下回っておりまして、平成25年度と令和元年度の1人当たりの医療費の増加を比較しますと、県平均は7万5,478円増加しております。本市の増加額は、3万4,238円と一定の抑制効果が図られており、事業の成果として確認できております。

○2番（東勝義） 今、言われましたが、参加する方が決まると。なかなか参加してくれる方が少ないってことで、参加者を増やすためにどのような努力をされているか、お答えください。できれば助かりますが。

○総務部参与（増永智美） 参加者を増やすために、健幸ポイントプロジェクトでポイントが貯まった方にはポイント交換として商品券などを付与したり、それから、健幸アンバサダー事業を行っておりまして、ここでやはり、口コミっていうので、この健幸運動教室なども広がっておりますので、身近な人が運動しましょうとか、健康のために健診を受けましょうとか、そういう健康づくりのための口コミっていうことを普及するために健幸アンバサダー事業などを行っております。また、各地域のご希望のある団体等にはインストラクター等をご希望があれば派遣したりしております。

○2番（東勝義） 確かに、健幸のまちづくりということで一生懸命頑張ってもらってるのは分かります。私もスポーツ公認を持っていますので、いろいろ頑張ってもらってる、また、まちづくりの方々には国や県からの補助金・交付金などがある事業を拡張するため、たくさんの申請書類などを駆使し、提出・獲得・推進している努力は認めております。これに対して一生懸命頑張っていることは分かっておりますが、ただ、市100%の負担の事業について、もう1回考えてみるとか、それから、事業を見直すということを考えてもらっていただくことがあれば、お知らせくだされば助かりますが。

○総務部参与（増永智美） 多分、市100%の事業ってというのは補助金とか交付金とかが出てない事業のことだと思いますが、そこにつきましても、今後、該当する補助金などがいないか、検討して進めていきたいと思っておりますし、また、ほかの健康づくりに取り組んでいらっしゃる団体等とも連携をして、進めてまいりたいと思っております。

○2番（東勝義） この医療費問題は国や県と、本当に多岐にわたる問題でありまして、私も勉強して、質問するに至って、こんなに難しい問題だとは思いませんでした。なかなかこれは、負託を受ければですが、また、来期に向けて私も勉強して、一緒になって医療費削減、または、健康のために市民の皆様方に参加していただくように努めてまいりたいと思っております。本当にありがとうございました。

次にいきます。空き地や空き家問題に移ります。国土交通省の住宅セーフティネットの制

度とは、どのような制度なのかお知らせください。

○建設部長（山崎一磨） 住宅セーフティネットとは、民間の空き家、空き室を活用し、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対しまして、住宅の確保を支援する制度で、民間住宅の所有者である賃貸人、大家等ではありますが、この大家等が事業主体となって支援する制度であります。

○2番（東勝義） 取材で聞いたんですが、この制度は民間の空き家や空き地を借り上げて、公営住宅として利用する制度って思ってたんですが、そうではないんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 民間の空き家、空き地を借り上げて公営住宅とする制度ではございません。

○2番（東勝義） それでは、個人情報に関連からはっきりとは言えませんが、屋根が落ちかけて非常に危険な状態にある方が住んでいる家が私が知ってる限りで3、4人いらっしゃいます。この制度を活用し、安全な賃貸住宅に入居させることができる可能性が、この住宅セーフティネットの1番に住宅確保要配慮者の入居を拒まない、賃貸住宅の登録制度っていうのがあるんですが、それを使って入居できるような仕組みはできないんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 御質問の住宅のお住まいの方がどのような方かはまだ想像できませんけれども、おそらく住宅確保要支援者に該当する可能性がありますので、その場合、この住宅セーフティネット制度に登録されている住宅やこの制度に積極的に協力している不動産事業者についての紹介、情報提供などの対応ができるものと考えております。なお、セーフティネット制度活用以外にですね、何らかの支援方策がないか検討できるものと考えておりますので、御相談いただければと考えているところでございます。

○2番（東勝義） 取材でも明らかでしたが、その人が家の財産を持っているっていう場合はどうなるんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 公営住宅の入居資格といたしまして、持ち家のある方は入居できないことになっておりますので、その辺の対応は相談しながら検討できるものと考えております。

○2番（東勝義） ということは、私が把握している2、3人については、相談をすれば市のほうで何らかに対応して、安全な所に住まわすことができるかもしれないということによろしいでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 相談を受けた中でですね、何らかの支援策がないか一緒になって検討していきましようという形でですね、御相談いただきたいという形で考えております。

○2番（東勝義） 本当にありがとうございます。そうしていただければ、本当にベッドの所だけが屋根があって、風もピューピュー吹く所に住んでいる方がいらっしゃいましたので、びっくりしまして、何とかできないかっていう話をしたら、いや、相談をしてないってことで

したので、是非相談に行くようにお伝えしておきます。では、そのほかに民間の空き家、空き室を利用した制度などはないでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） セーフティネット制度は賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、構造・規模・設備などの基準を満たした場合に県へ申請し、登録を受けることにより、住宅確保要配慮者の情報提供や円滑な入居促進を図る制度でありますので、制度を活用し、空き家を公営住宅として登録はできないものと考えているところでございます。

○2番（東勝義） 今、ほかについていうことでしたので、ほかの市としてほかの制度とかがあっていうのはないんでしょうかってことです。セーフティネット以外に。

○建設部長（山崎一磨） セーフティネット制度以外には、市としましては公営住宅の入居がこういった形での支援策というふうに考えているところでございます。

○2番（東勝義） ある自治体では、人口減少対策の一環として、民間の空き家を借り上げて改装し、Iターン、Uターンの方々などを対象に市営住宅として格安で貸出し、10年以上住んでいただいたら名義変更して住み続けていただくという取組をしている自治体があると聞きましたが、そういう取組を市として行う考えはないか、お願いします。

○建設部長（山崎一磨） 民間の空き家を借上げて公営住宅として活用するためには、耐震性及び耐用年数、安全性などの住宅設備等が公営住宅として一定の水準を満たしていることが条件となってまいりますので、現在のところ、民間の空き家を公営住宅として活用することは難しいと考えておるところでございます。

○2番（東勝義） 今、川尻元気プロジェクトってところが活動をしている団体があるんですが、市はそういう活動は把握していると思いますが、どういう活動なのか把握していれば、その説明をお願いします。

○総務部参与（野元伸浩） 川尻元気プロジェクトの活用状況ということでございますけれども、川尻元気プロジェクトは空き家対策等を通じて、川尻区の活性化を目的に平成30年4月から活動をしているボランティア団体でございます。活動内容としましては、地域内の空き家の調査を実施し、独自に分類した空き家マップの作成を行い、空き家の把握に努めているところです。また、利用可能な空き家情報をSNS等で情報発信し、移住者を呼び込む活動を行っているようでございます。

○2番（東勝義） この川尻の元気プロジェクト、この取組については、各自治体、それから県外を通して説明にきてほしいという問い合わせがあるみたいですが、それについて、市もこれを取入れて市としての活動っていうことを考えたことはないでしょうか。

○総務部参与（野元伸浩） 市としましては、空き家活用コーディネーターというのを設置しております、こちらについては地域おこし協力隊が活動をしておりますけれども、川尻元気プロジェクトと同様にですね、移住者等がおりましたら、貸主の方との橋渡しをしているという状況でございます。

○2番（東勝義） 今、人口減少、とりわけ開聞・山川地区がひどいと思います。地区によっては、地区がなくなっていくことが1番してはいけないことだと思うんですが、それに対して、やはり、空き家を活用して、地方に、地方というか山川・開聞地域の人口を増やすっていう取組をしてほしいんです。そういう取組をするっていう考えはないんでしょうかね。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほども申しましたとおり、移住者に対しましては、地域おこし協力隊の協力というか、地域協力隊にお願いをして橋渡しもしておりますし、市としましては、お試し滞在サポートという事業も実施しております、移住者の方に指宿市の魅力とか、そういったものを周知する目的ですね、旅費等の助成とかそういったものを行っているところでございます。

○2番（東勝義） 倒壊しかけた空き家や大きな空き家、雑草などが周りの住民に迷惑をかける状態にもありますが、今、そういう空き家とか空き地、雑草などについて、なかなか管理者の方がやってくれるところが少ないと思いますが、それに対して、市独自の強制力を持った条例などを定めて積極的に強制的にやる方法っていうのはないでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 空き家対策等につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施していることとなっております。また、市安全・安心まちづくり条例第7条に、建物の所有者の責務を定めるとともに、市空き家等対策計画を策定し、計画に基づき、空き家対策を実施しているところでございます。しかしながら、他市においては、特措法を補完する条例を定めているところもあるようでございます。今後、市空き家対策協議会において、先ほどの計画の改正、条例の制定の必要性について検討していきたいと考えております。

○2番（東勝義） この空き家、空き地に対しては、私も2、3年前にも質問しました。そのときにも条例を考えているという回答をもらったんですが、今、網を張ったりとか、道路にコーンを置いて危険がないようにしている、山川もだし、成川もあります。その住宅に対して、何ら進んでいませんが、進めるためには早期の条例制定並びに勧告か訓告か知らんけど、そういうのを定めていかなきゃ、とてもじゃないけど進まないでいけないと思うんですが、それに対してどうお考えでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど議員もおっしゃいました、個人の財産に関することでございますので、財産権、所有権の問題もあります。特措法の中でもそういう指導、命令ができるようになっておりますので、それに基づきながら、対策を講じていくということで、現在のところは危険家屋であれば、ネットを貸し出して、そこをちょっと飛散防止をしていただく、自治会のほうで。そのような対策を取りながら、先ほど言いましたように、他市でもそういう特措法を補完する条例もつくってるところはございますので、それに合わせてそれを研究しながら、その条例の制定の必要性があるのかどうか、また、特措法でやれないのかというのを検討してまいりたいと思っております。

○2番（東勝義） 是非早急に対応をしていただければ、本当危険で周りの方々、それと隣近所、迷惑しております。また、大きな木が自分のほうに来たときに、自分の家じゃなければ、心配ないんでしょうけど、隣に住んでる方が非常に危ないと。それで、4、5件は切ってもらったんですが、その後、雑草がすごいと。蜂が巣を組んで蜂が飛んできたと、そういうことに対して、やはり、市長名で勧告はするんでしょうけど、それに対して、やはり、進まないところがある。その点について、やはり、その資金を投入して、何とか地域の皆さんに頼むか、それとも整備って感じで各区にお願いするかっていう、そういう方法は取る考えはないでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） まず、空き地の雑草についてというようなことでお答えをさせていただきます。指宿市環境保全条例及びその基本理念である環境基本法においても、空き地の雑草の管理については、勧告等の対応にとどまっているところです。本市の場合は、環境保全条例を制定していますが、他市においては火災予防条例や空き地の雑草等の除去に関する条例を制定するなどしております。いずれの条例においても、罰則は見受けられないところでございます。

○2番（東勝義） 他市の条例の内容を、指宿市はなぜ一緒にしないんでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 名称が異なっておりますけれども、いずれの条例につきましても、きちんと雑草等の管理をしないといけないと、しない場合は市長が勧告ができるというところにとどまっているところでございます。

○2番（東勝義） 全く今までと同様で、市長名で一応勧告すると。その後は、その管理者自体、都会にいる方々なんでしょうけど、都会にいる方々だからこそ地元の悩みが分からないということがあるんですが、それに対して、やっぱり、市の財政も苦しいだろうけど、それに対して、地元の方々に要請するか、それともそういう方々を業者に頼んでするっていう考えはないんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 空き家も含めてでしょうし、空き地もですけども、これまでそういう財産の問題につきましても、所有者の方を探して、探してというか、相続の関係もありますので、そういう方に繰り返し管理をしていただけるよう、連絡・依頼に努めているところでございます。また、公的に何かやれないかという趣旨だったろうと思いますけれども、こっちに残って財産をそういうところを管理している方もいらっしゃると思います。そういう方とのバランス、そういうところに個人財産に公金を入れるということの是非というところも問われるのではないかなと考えております。

○2番（東勝義） そうするならば、整備や利活用を資金として、例えば、空き家、空き地整備事業のためのふるさと納税というような目的をはっきりとした、ふるさと納税の募集とか、クラウドファンディングを使った一大事業とかいうのはできないものでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにつきましても、地

域が抱える課題や、ふるさと納税の使い道より具体的にした事業、プロジェクト等に寄附をいただく形式であるため、共感された方々が寄附しやすいだけでなく、ふるさとのために何かできたという実感が得やすいものとなっております。一方で、共感が得られない場合は寄附が集まりにくいという側面もあり、目標額に達しなかった場合の対応等も含め、課題もあることから空き家、空き地対策の資金としてクラウドファンディングを導入することについては、現時点では考えていないところでございます。

○2番（東勝義） それでは今、ふるさと納税基金っていうのが基金として積み上げられていると思うんですが、その基金を使った空き地や空き家対策っていうのは考えはできないんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） ふるさと応援基金のことだろうと思いますので、それで答弁させていただきます。指宿市ふるさと応援基金の活用については、条例において、食料供給都市の実現に関する事業と5つの事業に使い道を市長に任せるという、そういう選択をいただいているところでございますので、5つの事業と、あと、市長に使い道を任せるという6つの項目がございますので、空き家、空き地整備については、この中の都市の実現に関するところでいいますと、生活充実都市の実現に関する事業に該当するものと考えられますので、指宿市ふるさと応援基金の活用については可能であると捉えておりますが、先ほども言いましたように、個人財産等に公費を投入する場合の整備も必要かと思っております。

○2番（東勝義） 今、そのふるさと応援基金っていうのが使えるっていう、個人財産の問題もあるってことなんですけど、そうなれば、今、倒壊しかけた所に早急に使う法整備が必要だと思うんですが、それを早急にする考えはないんでしょうか。それとも、この前も同僚議員が言いましたように、補助金を出すということを言われたと思うんですが、その補助金でできるんだったらいいんでしょうけど、補助金じゃなかなかできないと、そうなれば、倒壊しかけた所に関しては法整備を早くするべきだと思うんですが、そこを急ぐ考えはないんでしょうかね。

○総務部長（下吹越寿） 先ほども言いましたように、今、個人財産に公金を投入する是非というのがありますけれども、一方、議員がおっしゃるように危険回避、それが市民の方が安心して暮らせるまちの実現っていうのもございます。それにつきまして、冒頭申しましたように、市の空き家対策協議会がございまして、そのほうで協議、意見を聴いてみると。それに基づいて対応していきたいと考えております。

○2番（東勝義） 市の協議会で今、倒壊しかけた家に関しては協議されたことはあるんですか。

○総務部長（下吹越寿） 今のところないようでございます。

○2番（東勝義） いや、あの危険家屋についてですよ。協議会があるというのに、協議されていないっていう、今まで同僚議員も前回は言いましたように、倒壊しかかった事案があると、

それに対して協議会で協議してないっていう話は、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、なぜ協議されないんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 危険家屋につきましては、冒頭申しましたように、自治会にネットを貸し出すなり、そういう形で対応を取っているところでございます。そういう協議会だとか、他市の条例等研究しながらつくっていくのが、今後の検討課題ということで答弁したところでございます。

○2番（東勝義） ということは、この倒壊しかかった空き家に関しては、何ら進んでいないってことでよろしいんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 何ら進んでないっていうことではないと承知しているんですけども、自治会からも先ほど言いましたように、相談もございますので、こちらとしてそういう財産権、所有権に基づいて所有者を調べて、その管理を徹底していただくというような文書を出しつつ、かといって、また、危険な状況をそのまま見過ごすわけにはいきませんので、自治会とも話をしながら、そういう危険を防止するようなネットを配布して、かぶせていただくというような形をとっているところでございます。

○2番（東勝義） それでは、今の危険家屋が道路に倒れてきた場合、そこでちょうど自動車を通ったりとか、人間がけがをしたりとか、それに関する費用弁償、責任はどこにあるんでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） それぞれの事例により判断されるものと思いますが、まずは、やはり、土地の工作物の占有者及び所有者が責任を負うものを思われます。そのようなことのないように占有者又は所有者へ繰り返し、連絡・依頼等に努めてまいりたいと考えております。

○2番（東勝義） 占有者がいない場合はどうなるんでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） 占有者、所有者等がいない場合は、その相続人の方にも手紙を出してお願いをしているところであります。

○2番（東勝義） もし、倒壊してけがをした場合、被害があった場合のことを私は尋ねてるんですが。

○危機管理課長（竹山修一） 先ほども答弁いたしました。やはり、まずは、土地の工作物の占有者及び所有者又は相続人が責任を負うものと思います。そうならないように事前に私たちも繰り返し、所有者等へ依頼・調査・解体の依頼をお願いしているところであります。

○2番（東勝義） けがされた方が、市がなぜしなかったんだと、危険があるのになぜ手を出さなかったんだということで、そのけがをされた方が市を相手取って訴えた場合はどうなるのでしょうかね。

○総務部長（下吹越寿） その状況案件によってそれぞれ異なりますので、その場合というのはこちら弁護士等に相談しながら対処すると。訴えられた場合についてもそのような対処に

なるかと思えます。だから、どのパターンでできる、一般的に全部が市の責任だとか、さっき課長が言いましたように、占有者の責任なのか、市の責任がどれだけ負うのかっていうことにつきましては、今後その法の定めに基づき、こちらの弁護士へ相談しながら対処していく格好となると思えます。

○2番（東勝義） なければいいんでしょうけど、もし、子供がそこで遊んでた場合とか、それでまた、死亡した場合とかなれば、大変な問題になると思うんです。だから、市としてやっぱり、この倒壊しかけた空き家については、それと倒木しかけた木などについては、積極的に解決するべきだと思うんですが、そこを早急に対応する条例とかの罰則、そういうのを制定して対処する、それでまた、公金をつていいますけど、市民のために、市民の生活を、生命・財産を守るための公金でしょうから、それについては多分市民の方々も文句は言わないと思うんですが、それに対して、市は公金だから使えない、駄目です、できませんじゃなかなか進まないと思うんですが、それについてやっぱり、早急に協議する考えはないでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど法律、言いましたように空き家等対策推進に関する特別措置法、特措法ですけれども、それを補完するような条例を定めている市もあるようでございますので、先ほども答弁しましたように、そういう条例を定めているところを研究しながら条例の制定の必要性については協議していくということになるかと思えます。

○2番（東勝義） 是非早急に対応してくださるよう、よろしく申し上げます。今回は、医療費及び空き家、空き地問題を取り上げて質問させていただきました。ほとんど全ての都道府県、市町村がこの共通の問題だろうと思えます。問題解決に向けた努力を要することは確かでしょうけど、この4年間、私の拙い質問に丁寧にも、分かりやすく答えてくださり、ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

また、来年もこの場に立てるか分かりませんが、一言お礼を言って一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

検討事項としてきたことのその後について、であります。今議会は、市長にとっても、我々議員にとっても、任期中、最後の定例会であります。一つの区切りとして、総決算のときであります。我々議員は、各種の施策を提案はできても執行権はありません。一方、市長

には執行権がありますから、検討すべきこと、クリアしなければならないことはあっても、やろうと思えば基本的にできるわけであります。そのようなことを含めて、市長がこれまで検討事項としてきたことについて、その後どうなったかを伺うものであります。

唯一の被爆国でありながら、日本政府は核兵器禁止条約に調印しておりません。このことに対する見解を求めましたら、市長は国の動向を見守りたいと答弁してきました。動向を見守るとは、自らの意志は示さないということだったのか。見守った結果、一定の考えを持つに至ったのかを含めて、どうなったのか、伺います。

次に、放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定についてであります。放射性廃棄物の持ち込みについては、原子力発電環境整備機構の担当者が、地元の知事や市町村長が反対している場合は次に進まないとしていることから、本市でも放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例を制定すべきではないかとただしたのに対して、危険性については誰もが認識している。国の動向を踏まえながら、条例制定の効果や意義を検証した上で検討したいと答弁しております。答弁から3年を過ぎておりますが、どうなっているのか、伺います。

次に、私は性的思考や性自認に関わらず、誰もが一個の人間として尊ばれ、等しく人権が尊重される社会のために、性的マイノリティ問題も取り上げてきました。この問題では、執行部においても積極的に取り組んでいただき、パートナーシップ宣誓制度は鹿児島県内で最初の導入自治体となりました。性的マイノリティに関する施策では、相談専用電話の開設も提案してきましたが、市の施策として行うようにという意味は、必ずしも正規の職員が、市職員が担当を決めて対応しろという意味ではなくて、仕組みづくりは市の施策として位置付けることが必要だという意味です。相談の電話を掛けても、取り次ぎ、取り次ぎではなく、直接担当者につながる必要があります。どこかに委託なりして、それが必要な人に周知されていたらいいわけです。そのようなことを含めて、相談専用電話の開設はどうなっているか、伺います。また、各種研修会や講座などは、その後、どうなっているかも、伺います。

住宅及び店舗リフォーム事業補助金制度の再導入を求めた件については、他の仕組みづくりも含めて検討するということだったかと思えます。小中学校の給食費を完全無料にするよう求めたことについては、副食費相当の補助としてスタートして、現在は予算の範囲内とされています。完全無料に向けての、その後の検討はなされているか、伺います。

学校を含む公共施設のトイレに生理用品を無償で置くことについては、前向きな答弁をいただいているわけですが、検討の結果はどうなっているか、伺います。

補聴器の助成制度創設については、制度設計も含めて検討するとの答弁を得ていますが、この件はどうなっているか、伺います。

国保税の負担を軽くすることについてです。国民健康保険は事業所で働く従業員や船員、あるいは公務員等の共済組合以外で後期高齢者に達しない人が入っています。もともと、経

済的にせい弱な人たちが加入しています。事業者負担もありませんし、もろに負担が掛かってきます。国保税は他と比べても国や自治体が手を差し伸べてなければ、高くならざるを得ない要素があります。このことを踏まえて、国保税は高いという認識をお持ちかどうか、伺います。国保税は所得割、平等割、均等割の合計が基本となります。子育て支援の観点から、政府も子供、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設します。共産党は、全国的に18歳未満は免除できないかということ提起してきました。そこで伺いますが、18歳未満を市独自に免除できないか。均等割についてであります。できないまでも、国の制度に上積みできないか、伺います。

地熱の恵み活用プロジェクトについて、であります。この4年間における市長の最大の取組の一つは、地熱の恵み活用プロジェクトだったといっても過言ではありません。結果的には関係者等の住民の理解を得るという点においてクリアできず、そのことが原因で、財政的頼りであったJOGMECの採択に至らず、しかも2回であります。計画は事実上、頓挫した状態にあります。そこで伺いますが、現状をどのように総括しているか。また、どれだけの期間や人員を掛けたのか。どれだけの経費を掛けたのか。実効ある成果があったのか、伺います。また、次の市長選に立候補表明に当たり、地熱の恵み活用プロジェクトに政治生命を賭けるとしてあります。この政治生命を賭けるとはどういう意味か伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 幾つかの質問をいただきました。

最初、核兵器禁止条約の件でございます。核兵器禁止条約は核兵器の使用やその威嚇、また、核兵器の開発などに対する援助や奨励等を禁止し、核兵器の廃絶を目指すもので、昨年10月、発効に必要な50か国の批准に達し、本年1月22日に発効をいたしました。市では平成18年9月4日に核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を議会へ提案し、可決していただきました。核兵器禁止条約への調印につきましては、今後とも国の様々な思いがあるでしょうから、国際関係を含めて、その思いを、動向を見守ってまいりたいと、これまでも答えてきたところであります。

様々な事業として、この4年間の総括をしなければならないときでもあります。やろうと思っただけではいけないかというような、ありがたい言葉をいただきました。しかし、地熱においても、幾つかの私の公約に掲げた事業については、やろうと思ってもできないことが多々ありました。それは、議会の承認が必要な事業がたくさんあったからであります。その一つが、地熱の恵みプロジェクトであります。結局、できないという、そういう結果に、3期目はなりましたけれども、この事業というのは本市の重要な事業の一つだと考えているわけでありまして、これまでの振興計画や都市計画のマスタープランや、様々な計画の中に盛り込まれた、明確に盛り込まれた事業であるからであります。その計画ができなくなると、私としての、市長としての資格を問われる事業としないためにも、やはり、私

はこの事業という重要性を考えたときに、やり遂げなければならない事業であるという意味で、私の政治的な生命という、大きなそこに踏み込んだわけであります。

ほか、いただいた質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（吉元鈴代） 学校を含む公共施設のトイレに生理用品を無償で置くことについて、どのような取組をしてきたかの御質問をいただきました。教育委員会では小学校、中学校、高等学校、それぞれ1校ずつ抽出し、9月中旬から10月末まで学校のトイレに生理用品を置く試験的導入を実施いたしました。また、生理用品の利用状況について記録するとともに、試験的導入期間終了後には保護者及び児童生徒に対してアンケートを行ったところでございます。今後、学校のトイレに生理用品を置く必要性について、アンケート結果や県内他市の動向等を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○総務部長（下吹越寿） 放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について、でございます。経済産業省資源エネルギー庁が作成している科学的特性マップにおきまして、本市は地層処分するに当たって好ましくない特性が推定される地域に指定されておりますので、現時点におきまして、条例の制定につきましては考えていないところであります。

○総務部参与（増永智美） L G B Tの相談専用電話の開設について、でございます。市ではL G B T関係の相談が直接できる専門機関を、人権全般に関する相談窓口一覧のリーフレット、指宿市相談窓口や市ホームページの人権に関する主な相談窓口の中で案内しているところでございます。

次に、L G B Tについて、各種研修会や講座などは、その後、どうなっているかということについてでございますが、職員を対象にしました研修につきまして、本年4月、パートナーシップ宣誓制度が施行されることに伴い、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に、制度の説明に加え、窓口対応時の注意点などの動画研修を実施いたしました。そのほか、研修会や出前講座、イベントなどを通じ、啓発を図っているところでございます。

それから、公共施設のトイレに生理用品を無償で置くことについて、でございます。学校のトイレにつきましては、先ほど教育長から答弁がございました。公共施設についてでございますが、コロナ禍により社会問題として取り上げられた経済的な貧困による生理の貧困の対策として、対象となる方に必要な対策を図るために、どのような方法が良いか、他市の状況も参考にしながら、現在、検討をしているところであります。

○産業振興部長（大迫格史） 住宅・店舗リフォーム事業補助金制度の再導入について、でございます。住宅リフォーム事業補助金制度につきましては、居住する住宅の長寿命化及び住宅環境の向上に資することを目的の一つにしてまいりましたが、この制度を利用された方々にアンケートを実施しましたところ、リフォームを実施しようとする市民の動機付けになっていないということが分かりましたので、再導入するのであれば、補助制度の目的や仕組みなどを抜本的に再検討する必要があると考えているところでございます。また、この制度は市

内建築業者の雇用や技術の維持、これを目的の一つとして期待してきたところですが、現在、建築業界においてはコロナ禍にあっても極端な受注減少や売上減少は見られないと聞いております。今後、経済状況に大きな変化があった場合は、事業者に対してはリフォーム補助制度に限らず、国や県の経済対策の内容を勘案した上で、適切な取組を検討してまいりたいと考えております。また、店舗等リフォーム補助制度についてでございますが、現在、店舗等を対象にしてコア店舗等出店支援事業を実施しております。これは、地域の魅力ある店舗として他の模範となるように店舗を新築又は増改築等する市内事業者を対象としており、昨年度は申請のあった2事業者を審査決定し、補助金を交付しているところでございます。

○教育部長（鶴窪誠作） 小中学校の給食費を完全無料にすることについて、であります。本市では子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しております。一部補助額につきましては、児童生徒ともに一律で、令和2年度に月額900円から100円増額して月額千円、年額で1万1千円としております。今後も学校給食費の一部補助を継続したいと考えておりますが、現時点では完全無料化の予定はないところであります。

○健康福祉部長（山元成之） 補聴器への助成制度創設について、でございます。補聴器購入の助成につきましては、高度難聴や重度難聴である身体障害者手帳の対象の方及び18歳未満の軽度難聴と中等度難聴の方につきましては、国や県の助成制度が創設されているところですが、18歳以上の軽度難聴、中等度難聴の方につきましては、国や県などの助成制度は、現在、ないようでございます。また、県内におきましても、独自の補聴器購入助成を実施している自治体はありませんでした。なお、全国的には、都市部において、独自の助成制度を創設している自治体もあるようですので、本市としましては、引き続き、国や県の助成制度や他自治体の状況、制度設計等について調査、研究してまいりたいと考えております。

○市民生活部長（鶴本八郎） 国保税は高いという認識はあるかという御質問についてでございますが、国民健康保険は被用者保険などの他制度と比較すると、中高年齢者が多く加入していることから年齢構造が高く、医療費が増加する一方、被保険者の所得が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えていると認識しているところでございます。

次に、子供の均等割を軽減、免除することについてでございますが、子供に係る均等割軽減の更なる拡充については、少子化対策や子育て支援策等の観点からも、医療保険制度全体の問題でもあることから、国と連携して施策が構築されるものと考えております。また、これまで市としまして国へ要望しており、全国市長会や関係機関等から国保の財政基盤強化のための公費確保や、子供に係る均等割保険税の軽減制度の拡充等について要望しているところであります。18歳以下及び未就学児を対象とした本市独自の軽減策の上乗せについては、減免により不足する国保税を他の国保加入者に負担していただかなければならないこととなりますので、現段階では考えていないところであります。

○総務部参与（野元伸浩） 地熱の恵み活用プロジェクトの現状について、でございます。地熱の恵み活用プロジェクトにつきましては、調査用の井戸を掘り、地熱資源のポテンシャルを調べ、実際に発電できるかどうかを確認する事業となるところでございますが、国に申請した助成金が採択されず、調査用の井戸の掘削に係る事業に進めていないところでございます。

次に、期間と人員の件でございます。地熱の恵み活用プロジェクトは平成27年4月から進めてきているところでございます。この事業は関係する部署や関係機関、そして、市民の協力を得ながら事業の実現に向け取り組んでいるところでございます。

続きまして、経費の件でございます。一般財源からの支出が約127万円で、国などからの補助金、助成金が約7,269万円でございます。合わせまして、7,396万円となっているところでございます。

次に、成果についてでございますが、平成27年度にヘルシーランド周辺の地下の断層や構造を把握するために地表調査を実施し、竹山周辺には地熱発電に適した地下構造があることが科学的に推定できました。地熱のポテンシャルを示せたことが、人口減少に直面している本市において、これからの時代を乗り切るための可能性や、希望の光を示せたものと考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 核兵器禁止条約の日本政府へ調印を求める件にしても、放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例を制定する件にしても、引き続き、現時点で考えていないとか、国の動向を見るというようなことですが、これは何で核兵器禁止条約を求めることは、ちゅうちょする必要があるのか。放射性廃棄物の持ち込みについても、うちはこないでほしいという表明、いわば表明をするということに何のちゅうちょがいるというんでしょうか。それを求めたら、あるいは条例をつくったら、何か不都合があるんでしょうか。ちゅうちょの必要はないんじゃないかと。何もマイナスになることはないんじゃないか、ということについてはどうですか。

○総務部長（下吹越寿） 核兵器禁止条約の調印に関すること及び持ち込みの条約の制定につきましても、基本的には先ほど答弁しましたように、国の動向の見極め、それと、科学的特性マップにおいて好ましくない地域だと指定されているので、必要性はないというふうな答弁をしましたが、その前なんですけれども、平成18年9月4日に可決しました核兵器廃絶と恒久平和の都市宣言というところも行って、広く市としての核兵器廃絶と恒久平和都市宣言というのは、広く周知しているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 核兵器禁止条約を日本政府が調印するよう求めると、指宿市として国に求めるということについて問うているのにですよ、国の動向を見ると。論理的に合わないんじゃないですか。国に物を申してほしいというのに、国の動向を見るというのは矛盾じゃないですか。市の姿勢を示すということを求めているわけです。

○**総務部長（下吹越寿）** それにつきましても、1自治体というよりも、その県単位だとか、九州市長会だったり県の市長会だったり、そういうところで全体的なその、何かその要求とか要望とかするのがいいのではないかなと考えますし、また、先ほども言いましたように、18年に制定しました平和都市宣言につきましても、やはりここの中にも、目的にもありますように、憲法、日本国憲法を掲げる平和理念に基づいた核兵器廃絶と恒久都市宣言であることをここで大きく宣言しておりますので、市の対応というのはこれで示せていると思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 国や県の動向を見守っている、見守るということはおかしいんじゃないかというふうに言っています、私は。国や、県を通じて国に物を申そうというのでは、ということとは違うんですよ。国を、県を通して国にいいますというのなら、まだ分かるんですけども、国や県に言えっていつているのに、国や県の動向を見守るということはおかしい。それから、平和都市宣言をしているから、それはもう大前提だということですから、平和都市宣言をしている具体的な政策、具体的な施策として、廃棄物処理の持ち込みを拒否するというのもあってはいいわけですね。具体的な施策として、やるべきじゃないかということであって、平和都市宣言はしているからその必要性はないということはおかしな話ですね。

○**総務部長（下吹越寿）** 繰り返しますけれども、条例の制定につきましては、科学的特性マップで示されておりますので、地層処分に当たって好ましくない特性が推定される地域と規定されておりますので、条例の制定は今のところ考えていないということでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 次に行きます。LGBT問題での相談窓口についてですけども、これはそれなりにやっているというふうに、私も理解をしているわけですが、これまでも指宿市においては当事者に寄り添ってきたと認識しております。引き続き、当事者の声を聴きながら、各種施策を広げていくということになると思うんですけども、当事者からは相談を受け付ける体制をつくるということと、もう一つは、マジョリティの人たちへも周知や理解を深める努力というのが、当然、あってしかるべきだろうというふうに思うんですが、これについては、講習会とかいうものもありますけれども、マジョリティに対しては、特に明確にしていますでしょうか。

○**総務部参与（増永智美）** いろんな機会を通して、今までも講習会とか研修会を、希望のあるところでもしてきましたが、やはりそのような形で普及、啓発ということで行っていきたいと思います。

○**13番議員（前之園正和）** 学校給食の完全無料化に関してであります、月900円から月千円になって、現在は副食費相当という考え方から始まって、プラスされて、年額で1万1千ということですが、完全無料にすることについては、現在、予定はないということでしたが、それでは900円から千円になったごとくですね、予算の範囲内となっておりますから、

これは完全無料の予定はないということを一応、そのまま聞いたとして、それでは、予算が許せばということになるかもしれませんが、現在の月額千円の11か月というのは、できれば増やすということは考えられるのか。それとも、それ自体が、その考えはないということなのか、伺います。

○教育部長（鶴窪誠作） 給食費の補助につきましては、今後また、食材費等が上がりまして、給食費を値上げしなければならないとなった時点で検討したいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 数字は入ってみなきゃはっきり分からないんですが、給食費が上がった時点で補助も上がるということになれば、数字は入れてみなきゃ分からないんですけど、その補助する割合が増えるということではないわけですね。補助する割合は同じかもしれない。そういう意味において、補助を増やすということは、前向きの方性をもっているのかどうかということでしたけれども、今の答弁は、スライドはしても増やす考えはないってということになるわけですか。それとも、スライド以上にできれば増やしたいという考えはお持ちなんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 現時点では給食費を値上げする時点で、その値上げの額に応じた補助額を検討したいと考えているところであります。

○13番議員（前之園正和） 学校を含む公共施設へのトイレの生理用品のことですけれども、学校については小中高、1校ずつ、試験的に導入してアンケートを採ったと。今後、そのことも含めて検討するということですが、例えばアンケートにしても、そう込み入ったアンケートなのか、集約に相当時間がかかるということなのか。そうはちょっと思えないんですけど。もう、アンケートを採ったのであれば、傾向とかいうことは出ているんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。

○教育部長（鶴窪誠作） アンケートの結果についてでございます。まず、児童生徒のアンケートでは生理用品がないことを保護者に言えずに困ったことがあると答えた児童生徒はほとんどおりませんでした。また、小学校では生理の貧困という言葉を知り、関心を持っている児童は少ない一方で、中学校及び高等学校では、生理の貧困という言葉を知り関心を持っている生徒が多いことが分かりました。また、保護者へのアンケートでは、ほとんどの保護者が経済的な理由で生理用品を購入するのに困った経験はないと回答している一方で、学校のトイレに生理用品を置くことについて、子供が安心する、困っている人が助かるなどの意見をいただいたところでございます。

○13番議員（前之園正和） 小学生のほうはなかなか問いの意味も分からないということも考えられると思うんですが、これは経済的な、生理の貧困という言葉、使っていますけれども、財政的貧困とは必ずしも同じ意味じゃないわけですよね。ですから、問題はこの困った人、親が負担する能力があるとかないとかじゃなくて、困った人が困ったときにすぐ使えるかどうかという意味ではですね、必要性をやっぱあるというのが、ちょっとアンケート

ト結果を聞いたところでも、そのようなことがあるというふうに思うんですけども。その辺は、アンケートの集約っていうか、ただ数だけではなくて、秘められた本当の意味合いっていうのですかね。その辺はどのように感じていらっしゃるでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） アンケートの結果、生理用品の購入に関して困っていると回答した児童生徒及び保護者が少なかった一方、急に生理用品が必要になって、児童生徒が助かったという意見もありましたので、生理用品を学校のトイレに置くことは、生理の貧困対策にどのぐらい効果があるのか、引き続き、県内他市の取組状況等も踏まえながら、調査、研究していきたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） これは何パーセント困った人がいるから導入するとか導入しないとかいう問題じゃなくて、困った人がいたら、それに手を差し伸べるというのが本来の目的であるというふうに思うんですよ。ですから、どれぐらい困った人がいるかっていうことは、関係ないとは言いませんけれども、困った人に手を差し伸べるということからいくとですね、十分その必要性を証明する内容だったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたとおり、議員のおっしゃるその点も含めまして、引き続き、調査、研究してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 調査、研究するっていうわけですから、それは否定しないんですけども、先ほどもありましたように、12月ですから、例えば来年の予算編成をする時期でもあるわけですね。そういうことからすれば、今、決意して、数値については引き続きどれぐらいができるかということもあるかもしれませんが、予算要求にのせるために頑張ってみるとかいうことはあってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 学校のトイレに生理用品を置くことについての必要性について、検討してまいりたいと、現時点では考えているところであります。

○13番議員（前之園正和） 必要性について検討じゃなくて、必要性は分かったんじゃないかということをお願いするわけですよ。幾らできるかとかいうことは、検討は必要かもしれませんが、必要だということはもう分かったんじゃないかということを行っているんですが、必要性について検討っていうのは、ちょっとどうかと思うんですが、どうですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 今回のアンケート結果につきましては、生理用品がないことを保護者に言えずに困ったことがあると回答した児童生徒は、全回答者のうち1.3%。子供の生理用品を購入するのに困った経験があると回答した保護者は全回答者のうち6.7%という数字になっております。このアンケート調査の結果を踏まえ、また、県内他市の取組状況等も踏まえながら、教育委員会としては今後も引き続き検討する必要があると思っているところでございます。

○13番議員（前之園正和） ですから、何パーセントの人が困っているかということも無関係とは言いませんが、困った人がいたら手を差し伸べるっていうことが一番大事じゃないか。そのことについて、教育委員会がどう思うか。学校についていえば、教育委員会ですけれども、そういうことが問われてたんです。問われていた、問われているんだと思うんですよ。100人のうち1人、2人しか必要性がなかったから、その人はもう、制度はいらないということにはならないんじゃないかと。困った人がいたら手を差し伸べるというのが、例えば福祉も含めて、その精神に、根本に持つべきことじゃないですか。

○教育長（吉元鈴代） 議員の言われることも分かりますけれども、学校に全くないわけではなくて、養護、保健室のほうにございますので、これから、また、アンケートの調査をしましてこの結果を基にして、県内他市の動向を踏まえながら、検討させていただきたいと思いません。

○13番議員（前之園正和） これまでも保健室にあるのと、現場、個室にあるのとは違うということを含めて申し上げてきたわけでありまして。それから、学校以外の公共施設についても、現在、検討ということですが、この検討というのがどういう意味か、私、理解、一般的に理解し難いところもあるんですが、これは学校で、特に小学生なんかはちょっとピンとこないという部分がある中でですよ、一般の公共施設というのは大人も相当含まれてくるわけですので、そういう意味では必要性が、求める人が、比較して公共施設のほうが多いんじゃないかというふうに思うんですが、これは前向きな姿勢というふうに理解してよろしいのか、あるいは検討という形でですね、取りあえず、失礼ながら、取りあえず答弁したということなのか。私は前者、前向きに捉えたいと思うんですが、どうですか。

○総務部参与（増永智美） トイレに生理用品を備え付けることについても、これも含めまして、やはり支援が必要な方を相談窓口につなぐための対策を検討する必要があると考えているところであります。

○13番議員（前之園正和） 時間がないんで飛ばしながらいきますけれども、補聴器の問題で、この制度設計を含めて検討するというのが、前回は答えたわけでありまして。それで、前回はですね、その声、つまり耳の不自由なこと、方にですけれども、その声に寄り添う、寄り添っていくとも答弁されたんですよ。寄り添っていくということは、補助をしてほしいということに対して、助成ですね、助成制度の創設には考えていくというふうに、9月議会のときには、私は捉えたんですけれども、そのための制度設計を検討するということだと思ったんですが、もう1回、どういうことなのか、検討するというのは。お願いします。

○健康福祉部長（山元成之） 認知症の予防のためには、コミュニケーションや社会参画を促すことが大変効果的であろうと考えております。まずは引きこもりを防いだり、社会全体の見守るなど、元気な高齢者を増やす施策を進めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 今、引きこもりを少なくするというのも述べられたんですが、

社会とのコミュニケーションができなければ、外に行かなくなるわけですね。ですから、まさに耳が聞こえるかどうかは、引きこもりをするかしないかの分かれ目でもあると思うんですよ。そういう意味で、補聴器の着けていただく、そのための助成をするというのは、引きこもりをなくすための施策というふうにも思うんですが、必要性はどうですか。検討という範囲内ですか。何とかしたいということですか。

○健康福祉部長（山元成之） 繰り返しになります。認知症予防のためには、コミュニケーション、社会参画など、まず、元気な高齢者を少しでも増やしていくという施策を進めていくことが大事だと思っております。例えば、ころぼん体操やふれあいデイ、健幸のまちづくり事業、あるいは地域における各種活動、ウォーキングなど、様々な活動を通して、地域活動も参加しながら、高齢者の方々を社会全体で見守る活動を進めてまいりたいと、まずは思っております。

○13番議員（前之園正和） 次に、国保税のことについてであります。制度的に高くなっているということですが、モデルケースにおける国保税額をちょっと示していただきたい。それから、それは収入、あるいは所得に対して何パーセントぐらいになるのかですね。それを含めて、モデルケースの場合を示していただきたいと思っております。

○市民生活部長（鶴本八郎） まず、一般的なモデルケースとして、4人家族で、うち、40歳以上の介護保険第2号被保険者が2人いる世帯について申し上げますと、所得額が300万円の場合、給与収入に換算しますと430万円になりますが、この場合で国保税の年税額は50万400円になるところです。県内19市では低いほうから6番目となっているところでございます。なお、率に関しましては、少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分
再開 午後 3時22分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 給与収入430万円に対するパーセントとしては、約12%となっているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 12%というわけですから、非常に高い。所得が300万、収入で430万の場合で50万400円というわけですから、非常に高いという市民の感覚はですね、当然のことだと思うんですが、市民の感覚、国保税は高いというのは最もだというふうにも思われるか、そんなことはないというふうにも思われるか、市長の感覚を伺います。

○市民生活部長（鶴本八郎） やはり他の被用者保険と比べますと、非常に高いという認識を持っているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 市長の感覚を伺っておりますので、同じであろうともお答えいただきたいと思っております。

○市長（豊留悦男） 国保税については担当課と度々この税の在り方、そして、税率についても協議をしております。その中でも、やはり国保税というのは低いにこしたことはないし、市民生活を守る上でも、国保税というのは可能な限り、抑えていくというほうがいいのではないかとというのは、先ほど、担当部長が答えたとおりの結論でございます。

○13番議員（前之園正和） 国保税は低いほうが良いというレベルじゃなくて、高くても大変な事態だというのが実態であります。それから、18歳以下の均等割の免除については、時間がないので、これは改めて求めておきたいと思います。

地熱の恵みについては、平成27年度から稼働したと。つまり、前任期中であります。前任期中の終期にはJOGMECの採択が得られず、市長自身が一度は事業を凍結しました。今期に入って再始動しましたが、またもや採択が得られなかったということです。財政的負担が生じるようなことはしないということでしたから、JOGMECの採択は絶対必要条件ともいえるものだったと思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○総務部参与（野元伸浩） そのとおりでございます。

○13番議員（前之園正和） ということは、大きな財政的負担を伴うようなことはしないということに変わりはないということですね。

○総務部参与（野元伸浩） そのとおりです。

○13番議員（前之園正和） それでは、JOGMECからの助成金を受け取ることが前提条件となると思うんですが、ほかの選択肢があるんでしょうか。財政的負担をなさないためのほかの選択肢があるかどうか。JOGMECの助成金以外に。

○総務部参与（野元伸浩） JOGMECの、国からの助成金というのが大前提にはなりますけれども、そのほか、民間等の活用という部分においてでも可能ではなかろうかというふうには思っております。

○13番議員（前之園正和） JOGMECからの助成金以外で考えられる、現時点で考えられるものはあるんでしょうか。現時点で。

○総務部参与（野元伸浩） 今の段階では、まだそこまで、民間等の活用とか、そういった部分については、まだ、現時点ではないところでございます。

○13番議員（前之園正和） 地熱の恵みの活用プロジェクトは、平成27年度からスタートした。令和3年度にはJOGMECからの助成金を受けることができなくなると、いわゆる時間切れということだったのではないかと思うんですが、それはそうですか。

○総務部参与（野元伸浩） JOGMECへの申請につきましては、助成事業の開始から6事業年度以内というふうになっているところでございますが、天災、地変、その他やむを得ない事情がある場合、許認可の取得又は発電規模に関してやむを得ない事情がある場合について、それぞれ1事業年度に限り、延長を認めることになっているところでございます。

○13番議員（前之園正和） その1年延長が令和3年度末だったんじゃないんでしょうか。

- 総務部参与（野元伸浩） 先ほど申し上げました、それぞれ1事業年度でございますので、申請期限といたしましては、2年延長が認められますので、令和4年度までと捉えているところでございます。
- 13番議員（前之園正和） 今のところ、JOGMECからの助成金以外のあては、現時点ではないということでした。それから、いろいろあっても令和4年度末までが期限ということをちょっと確認いたします。
- 総務部参与（野元伸浩） そのとおりでございます。
- 13番議員（前之園正和） それから、これも問題になったわけですが、地域住民や関係者の理解と合意を得ることは必要不可欠なものと認識をもっているか。これは大事なことでありますので、確認をしたいと思います。前回かな、確認をしましたら、それは必要なことということでしたけれども、改めて伺います。
- 総務部参与（野元伸浩） この事業につきましては、再生可能エネルギーの一つである地熱資源を有効活用し、地域の振興や産業振興を図る上においても重要な事業でありますので、市民の理解を得ながら推進をしていきたいというふうに考えております。
- 13番議員（前之園正和） その市民の理解を得ながらということと、市民の理解と合意は必要不可欠だということには、若干の幅があると思うんですね。理解を得ながらというのは、理解を得る努力はしても、結果は不納得でもということも含まれると思うんですが。理解と合意は必要不可欠なことだということについて、どうでしょうかということです。
- 総務部参与（野元伸浩） 先ほども申しましたとおり、市民の理解を得ながら推進をしていきたいというふうに考えておりますが、この件に関しましては、予算を伴うこともございますので、議会の皆様方の御理解も必要になってくるというふうに考えております。
- 13番議員（前之園正和） いろいろあっても、伸びに伸びて、令和4年度までがタイムリミットだということでしたが、スタートして幾つかふまなきやいけない手続きあると思うんですね。改めて住民説明会とか、例えば、いうこととかもあるでしょうけれども。もともと、そのJOGMECに代わるものが明らかでなっていないという下で、必要な時間というのも、説明会、それから、そういう助成を出すようなところがあるかないかの検討とかいうことも含めればですね、あと1年あるということではなくて、非常に限られるというふうに思うんですけれども、タイムスケジュールはどのように考えていますでしょうか。
- 総務部参与（野元伸浩） タイムスケジュールにつきましては、できるだけ早い時期にですね、事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。
- 13番議員（前之園正和） 令和4年度までがタイムリミットだということになれば、市長が再選をされて、その方針で行くとしても、4年間、時間があるわけじゃなくて、ざっと1年間しか、これを成し遂げる期間というのはないことになりませんが、市長はその辺りをどのようにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） いわゆるカーボンニュートラルを含めて、自然エネルギーの国際的な動向とか、日本政府の考え方も大きく変わりつつあるのは、もう御存じだろうと思います。この地熱の恵みというのは、どこを目指した事業であり、その結果が市民に、又は理解されていなかった方々がどう受け取るか。それが、この事業の成否を決めると思っております。やはり、現段階においては、それぞれの全国の自治体においても、地熱やバイオエネルギーを活用した自然エネルギーを、市の経営の一つの柱としている市もたくさんございます。隣の枕崎も、先日の新聞に、枕崎市がそういう自然エネルギーの会社を立ち上げるというような記事も、建設新聞に載っております。九州圏域の市においても、指宿の目指す地熱の恵みを活用したプロジェクトを、市の、市長の公約として掲げてある市もあるようでございます。やはり、この事業というのは、後年度、必ずやって良かったなという事業になるだろうと思っております。ですから、この活用プロジェクトという先にあるものを見据えて、5年後、10年後、やはりやって良かったといわれる事業とするために、私としても、この事業を大切にしながら、実施できるように努力をしていきたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 政治生命を賭けるとはという意味に関してですが、政治生命を賭けるとは一般的に取り組む姿勢の決意のほどを示すものだと思います。そして、不退転の決意だということかと思えます。そこで、まずこのうまくいかなかった場合には、政治的責任を取るという、場合によっては職を辞するということも含まれるか。政治生命を賭けるというわけですから、そういう解釈をする人もいるわけですね。そのことについて、うまくいかなかった場合には政治的責任を取るということであり、職を辞するということも含まれるかどうか。市長の考える政治生命を賭けるとはどういうことか、伺います。

○市長（豊留悦男） この主張にかけては、やはり不退転の決意でやるという意味が一つ。あと一つ、この事業が実現できなかつたら、私の掲げた3期目、4期目の公約を含めて、実現できなかったという、その責任もあるわけでありまして。つまり、この事業に対する私の思いを込めて、政治的な責任を取ると。それでも議会も理解をしていただかなくて、先ほど申しましたように、市長だったらできるだろうと、それができないとなつたら、そのときどきにおいて、政治責任の取り方というのは考えたいと思えます。

○13番議員（前之園正和） 地熱の恵み活用プロジェクトについては、2回にわたってJ O G M E Cからの助成金を受けるための採択を得られず、つまづいている事業です。関係者や住民の理解と合意が得られず、市民の間でも、議会でも考え方が賛否ある課題です。にもかかわらず、市長の考えを、言わばごり押しするがごとく、政治生命を賭けるというのはいかかなものでしょうか。政治生命を賭けるなら、市民みんなが望んでいること。市民の命と暮らしを守るとか、農漁業の振興を図るとか、商店街の活気を取り戻すとか、あるいは教育環境の整備、充実を、などとか掲げて、そのために政治生命を賭けると、市民を守りますと、そういうふうに表明すべきであって、市民を分けて、賛否あるようなもの、あるいは2度にわ

たつてつまづいたもの、ここに政治生命を賭けるというのはどうかというふうに思うんですけども。先ほど言ったみたいに、政治生命を賭けるなら、市民の望んでいることに賭けるというふうに表明すべきではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 私の思いを述べていただいたものだと思います。やはり地熱の恵み活用における果実、つまり、利益は、先ほど出たような学校給食にも生かせるかもしれない、利益の状況によっては、商店街の活性化に生かせるかもしれない。そして、観光や農業でも、この恵みの活用プロジェクトを生かすことができるかもしれない。私はこの地熱というのは、一つの手段であって、その手段の先には目的があるわけであります。その目的が、ただいま議員がおっしゃったようなことであろうかと思えます。いろいろいただきましたが、そのことについては、地熱活用が目的ではありません。その先に、市民をどうするのか、市の経済をどうするのか、農業をどうするのか、それに生かすための恵みであるという考え方で御理解をいただきたいと思えます。

○13番議員（前之園正和） 少し時間がありますので、先ほどとばした給食費の完全無料にするためにはということについてですが、完全無料についての考えはないと。増やすことについては、給食費が上がったら、スライドという言葉は使いませんが、そのときということ、ある意味、スライドだというふうに思うんですが、この給食費の完全無料については、全く考えていないのでしょうか。完全無料にすると、どれぐらい必要かということについては、この場で示すことはできますでしょうか。この完全無料にするためにはという検討がなされておれば、この場で問われても、なにがしかの答弁はできるんじゃないかと思うんですが、それを求めておきたいと思えます。

○教育部長（鶴窪誠作） 学校給食費を完全無償化、無料化した場合の経費についてでございますが、令和3年5月現在の児童生徒数2,935名で試算しますと、年間約1億3,200万円の予算が必要となるところでございます。

○13番議員（前之園正和） 検討事項としてきたことへのその後について、もうずっと求めてきたんですが、検討という言葉はですね、やっぱしその場限りのものであってはならないと。やはり、前を向いての検討というふうに、我々、受け取りますので、そういう見地で、今後も当たっていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 検討ということは、実現に向けて検討という、そういう形で私は申し上げたつもりであります。検討した結果、できないというようなことにならないように、慎重に、議会の皆さんの御質問等には答えてきたし、これからも答えていきたいと思えます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時51分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。早いもので今年もあと僅かとなりました。世界中を恐怖に陥れた新型コロナウイルス、日本では収束に向かっているのかなと思えるような状況になってきていますが、新たにオミクロン株が流行ってきています。症状は軽いようですが、気を付けないといけないと思います。また、これからインフルエンザも注意しないとイケない季節になりました。医療従事者の皆様の御苦労は大変なものだったかと思えます。心から感謝申し上げます。コロナ禍の影響で、2年にわたって不自由な生活を強いられ、自由に行ききできなかったが、これからはふるさと交流もできるようになり、観光客も来るようになるのではないのでしょうか。1日も早く、以前のような活気を取り戻せたらいいなと思います。また、農家の皆様も異常気象の影響で大変だったとお聞きしています。来年こそはいい年になってほしいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、安心安全な生活のために、AEDについて、伺いたいします。平成18年2月12日、合併選挙で市議会議員となり、3月の議会で初めての一般質問を緊張のなか行っただけでAEDについてでした。そのときは、AEDは指宿の総合体育館と開聞の体育館の2か所に設置されているだけでした。それから、年次的に設置され、今では全小中高校、公共施設に設置されました。本当に良かったと思っています。そこで、AEDの設置数と活用状況について、伺いたいします。

2番目に、低出生体重児等に対する対応について、伺いたいします。現状について伺いたいと思いますが、その前に低出生体重児とはどのような子供のことをいうのでしょうか。低出生体重児等の定義について、伺いたいします。

3番目に、子宮頸がんワクチンについて、伺いたいします。何回も質問をさせていただきました。でも、副反応の影響が出たことから、平成25年6月14日から国の方針として積極的な勧奨を差し控えてきていましたが、積極的な勧奨の在り方について、厚生労働省の対応が変わってきているようです。子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨について、厚生労働省としてはどのような動きになっているのか、伺いたいします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） AEDについて、でございます。救える命がAEDにより助かった、蘇生したという例が指宿市でも何回かございました。御案内のように、近年のAEDの活用につきましては、平成29年に菜の花マラソンの会場内において1名の方が、平成30年には柔道の練習中に1名の方が、AEDで処置を行い、蘇生、回復したという報告もあります。やはりこのようなことを考えますと、AEDの設置というのは、命を守る、助けるためには必要だと思っております。市内126事業所が設置しているようでございます。台数につきましては、150台となっております。スポーツ施設9か所11台。老人保健施設等が11か所の13台。学

校、教育機関等が38か所42台。医療機関等が24か所の35台。その他が44か所のうち49台という状況であります。最近はコンビニエンスストアは市内に16店舗あるようでございます。調査をいたしましたところ、AEDを設置している店舗、それはなかったということでございますけれども、やはり官民一緒になって、AEDの設置というのは呼び掛けてまいりたいと思います。

次に、低出生体重児童について、でございます。子供は家族だけでなく、地域全体、国全体の宝であります。そういう意味から、大切に育てていかなければなりません。保護者の方も赤ちゃんの体重を、大きな期待を胸に、心待ちにされているだろうと思います。予定より早く産まれるなど、出生体重が軽い赤ちゃんもいるのも現実です。そのうち、出生体重が2,500g未満で産まれてきた赤ちゃんが低出生体重児として世界保健機構において定義されているところであります。市としても、低出生体重児の支援は子ども子育て支援の重要な要であると考えているところであります。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

○健康福祉部長（山元成之） 子宮頸がんワクチンについて、でございます。子宮頸がん予防ワクチンは平成25年4月1日から定期予防接種ワクチンとなりましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛や運動障害などが見られたことから、同年6月14日から国の方針として積極的な勧奨を差し控えていたところでございます。しかしながら、令和2年10月9日付で国から積極的勧奨は行わないが、接種を検討、判断いただくための情報提供は行うとの方針が示されたことにより、本市では同年11月中旬に、中学1年生から高校1年生相当の女児662名に、また、令和3年6月中旬に、中学1年生相当の女児144名に対して、国が作成した子宮頸がん予防ワクチンに関するリーフレットを個別通知いたしました。その後、厚生労働省から、令和3年11月26日付で積極的な勧奨を差し控えるとしていた平成25年の通知を廃止し、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次、実施する旨の通知があったところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目の質問に入ります。

AEDについて、お伺いいたします。市民によるAEDの性別ごとの使用状況について、お伺いいたします。

○総務部長（下吹越寿） AEDの市民による使用状況につきましては、本年11月末現在の利用実績はないところであります。なお、令和2年は男性1人、女性1人。令和元年は男性4人。平成30年は男性3人。平成29年は男性2人、女性1人に対して、使用されているようでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、このAEDの今後の設置計画について、お伺いいたします。また、AEDの設置箇所の市民への周知方法はどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

○**総務部長（下吹越寿）** AEDの設置につきましては、AEDの適正配置に関するガイドラインが示されております。ガイドラインの趣旨は、一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を表示し、AEDの効率的で円滑な利用を促進し、病院外心停止の救命を促進することを目的としております。本市では市内事業所等へのAEDの設置計画は立てておりませんが、指宿南九州消防組合による救急救命講習等において、啓発と普及を図っているところでございます。また、AEDを設置している事業所等への情報につきましては、指宿南九州消防組合のホームページに住所や地図情報を掲載し、市民への周知を図っているところでございます。

○**16番議員（高田チヨ子）** AEDの設置数としては、市内126事業所で150台、そのほかもろもろ設置されているということでした。今思えば、2台から150台にまで増えたということでは、とても素晴らしいことだと思います。でもまだ、コンビニには設置されていないということでした。これはとても残念なことだと思います。このことから、もしも夜になって戸外で倒れた場合、AEDのある場所が分かっていたとしても取りに行くことができません。救急車が来るまでの間の応急処置ができないこととなります。せっかくAEDがあっても使用することができなければ、宝の持ち腐れになってしまいます。そこでお伺いたします。屋外設置及び24時間使用可能なAEDはあるのでしょうか、お伺いたします。

○**総務部長（下吹越寿）** 本市では、屋外設置及び24時間使用可能なAEDは設置されていないところでございます。

○**16番議員（高田チヨ子）** 本市にはないということでした。命を救うことを考えると、やはり屋外及び24時間使用可能なAEDが必要だと思います。鹿児島市のほうでは屋外設置は218台、24時間使用可能なものは148台あるということです。やはり本市でも屋外に設置し、24時間使用可能なものがあつたほうがいいと思いますがいかがでしょうか、お伺いたします。

○**総務部長（下吹越寿）** 本市としましては、屋外設置及び24時間使用可能なAEDの設置につきましては、AEDの効率的で円滑な利用を促進し、病院外心停止の救命を促進することと理解しております。先ほど、議員がおっしゃいましたように、鹿児島市の事例もございましたので、他市の状況等を調査、研究して、今後、検討してまいりたいと考えております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 屋外設置及び24時間使用可能なAEDについては、今後、設置することを、是非、検討していただきたいということを要望いたします。京都大学の研究グループの調査では、倒れた人が女性の場合は、男性の場合と比べ、AEDが使われにくいという結果が報告されております。理由として、助けたとしてもセクハラと訴えられかねない。また、相手の女性から不快感を示されないという保証はないなどでした。この点に関し、日本AED財団の顧問を務める武蔵野大学の樋口特任教授は、AEDを使用することで民事責任を問われることはないコメントされております。勇気を出して、倒れた人の命を助けよ

うとした方々が不利益を被らないようにする必要があります。女性など、特に配慮が必要な方についての取組状況について、お伺いいたします。モニターをお願いいたします。このように、多摩府中保健所によりますと、AEDボックスの外側に女性に対する使用方法を掲載したリーフレットを設置し、肌着を脱がなくてもパッドを取り付けたり、内部に電極パッドを装着した上に、上半身を覆う布を備え置くようにしたとのこと。いずれも女性に対するAEDの使用に資するものと思いますが、本市においても女性に配慮し、操作をする人がためらわずに使用できるように工夫をすべきだと考えますが、このような取組について、どのように思われますでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（下吹越寿） 女性の方への配慮につきまして、本市としましては、緊急時におけるAEDの使用につきましては、性別に関係なく、ちゅうちょなく市民の方々が使用できるよう、今、モニターでも御紹介いただきましたけれども、他市の状況等を調査、研究し、併せまして、指宿南九州消防組合や関係団体と連携して、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。

それでは、低出生体重児について、お伺いいたします。2,500g未満で生まれた赤ちゃんのことだということでした。本市の令和2年度の低出生体重児は何名いらっしゃいましたか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 指宿市の令和2年度の出生数は221名でございました。そのうち、低出生体重児は29名となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 221名中29名が低出生体重児ということでした。予定より早く産まれると低出生体重児となる可能性が高くなります。入院が必要となったり、健康面や発達面の遅れなど、保護者にとっては心理的、経済的な負担が大きくなってまいります。保護者の気持ち、それに対する支援について、どのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 予定日より早く産まれると、低出生体重児となる可能性が高くなります。低出生体重児は入院が必要になったり、成長や運動機能の発達が、予定日近くで産まれた赤ちゃんと比べて遅れることが多く、御家族などの心理的、経済的な負担が強くなっているようでございます。家族への支援としまして、入院している段階で、地区担当保健師と保護者、病院関係者などにおいて面談を行い、退院後、円滑に家庭での子育てができるよう、保護者との関係づくりに努めております。退院後は、担当保健師が随時家庭訪問を行い、保護者に寄り添う支援を行っております。なお、養育のために入院が必要な低出生体重児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行うための費用を支給しております。令和2年度の実績は8名で、1人当たり平均31万7千円、給付医療費の総額は254万611円となっております。

○16番議員（高田チヨ子） モニターをお願いいたします。リトルベビーハンドブック等によるサポートや支援について、お伺いいたします。このモニターは福岡県のもので、小さな赤ちゃん親子手帳となっています。この手帳は、1,500g未満のお子様とその御家族、また、それ以外の低出生体重児で支援が必要な方が対象となります。中のほうには4章からなり、第1章には、小さな赤ちゃんのママになったあなたへ、との項目があり、先輩ママからのメッセージや出産後のママの気持ちが載せられています。第2章には、育児と治療の記録。第3章には、成長と発達の記録。第4章には、知っておきたいこと、となっており、一般の母子手帳ではあまりにも小さく生まれ、身長、体重を記録するためのグラフに目盛りすらなくて記録ができなかったり、月齢日のページで問われる発達に対する問いに、いいえにしか丸を付けることができなかったりして、とても辛かったという方が多くいたそうです。でも、どんなにゆっくりでも、子供は確実に成長し、できることが一つずつ増えていきます。その喜びをしっかりと記録できる手帳を作ってほしいとお願いして、誕生したのが、この親子手帳だそうです。保護者にとって子供の成長ほど嬉しいものはありません。このリトルベビーハンドブックについて、本市としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） リトルベビーハンドブックは、出生体重1,500g未満の子供の発育曲線を掲載するなど、成長、発達の遅れや個人差を考慮した記録となっております。保護者が子供の細やかな成長を喜ぶことができるよう工夫されているようです。小さく産まれても記載できる項目があるため、誰一人として取り残されることなく、安心して子育てができる地域づくりにつながる有用なツールの一つであると考えております。

○16番議員（高田チヨ子） このリトルベビーハンドブックは、まだ鹿児島県での導入はないようですが、本市として、どこよりもいち早く導入するお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 全国的なリトルベビーハンドブックの導入状況を見ると、主に都道府県の主導により作成し、配布されているようです。鹿児島県ではまだ作成されていないため、県内で導入している市町村はありませんが、低体重児向けハンドブックの作成を、先日の県議会で県知事が表明しましたので、県が作成しましたら、市としましても早期の活用を検討したいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、同じ質問を市長にしたいと思います。市長、このリトルベビーハンドブックを、市として取り組んでいくというお考えはないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 貴重な御紹介をいただきましたので、リトルベビーハンドブックの内容を、私も読ませていただいて、勉強させていただいたあとに、どうするか。前向きに考えながら、早期の活用というのを検討しなければならないだろうと、今のところは考えております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。

次に、3番目の子宮頸がんワクチンについて、お願ひいたします。国からの周知を受け、今後、本市では定期接種の対象者について、勧奨をどうするのか、お願ひいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 令和3年11月26日付で、国から積極的な勧奨を差し控えるとしていた平成25年の通知を廃止し、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次、実施する旨の通知があったことを受けまして、市としましては、指宿医師会や医療機関と周知、勧奨の仕方などについて調整の上、国の方針に則って、令和4年4月から定期接種の対象者へ個別に接種の勧奨を行う予定でございます。

○16番議員（高田チヨ子） 医学的な観点からも、早いうちにこの子宮頸がんワクチンの接種をしないといけない。症状が出てからでは手遅れだということです。さいたま市では、高校1年生相当の女子の方及び保護者の方へ御案内と予診票を送付したそうです。また、小学6年生から中学3年生の女子にも、今後、予診票を送付する予定だとのこと。さらに、さいたま市のホームページには、既に高校1年生の予診票を郵送済み。小学6年生から中学3年生にも予診票を郵送する予定とのこと。このことについて、どう思われますでしょうか。本市でも、さいたま市のように、国の通達を待ってからではなく、子供たちの命を守る上からも、少しでも早く接種できるような対策を取れないか、お願ひいたします。

○健康福祉部長（山元成之） さいたま市のホームページによりますと、高校1年生相当の女子の方への予診票を送付し、それより下の年齢の対象者にも、今後、予診票を発送する予定のようだという事聞いております。子宮頸がんワクチンに限らず、定期予防接種につきましては、状況に応じて、できるだけ接種時期を逃さず接種していただきたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、これまで個別勧奨を受けておらず、接種の機会を逃した方への勧奨はどのようにするのでしょうか、お願ひいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応につきましては、国が公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や期間等について議論を開始したところであり、今後、国の方針が決定し次第、周知される予定となっております。市としましては、国の方針に沿った取組を進めてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 何といたしても命が一番大切です。そういう意味で、少しでも早くできたらいいなと思うところですが、市長はどうでしょう。やっぱり国の通達を待ってからでないとできないとお思ひでしょうか。

○市長（豊留悦男） 子宮頸がんワクチンの接種勧奨については、年度末まで期限の迫った中で、再開が決定されたところでもあります。年度内に予診票を送付した場合、短い期間の間に多くの方が接種を希望する可能性もあるのではないかと思います。その場合、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした医療体制に影響を与える可能性があることから、医師会

の意見を踏まえた上で、来年4月以降の接種勧奨を決定したところでございます。なお、接種対象年齢の最終年度に当たる高校1年生相当の女兒に対しましては、今月中に接種を検討、判断いただくための情報提供を行いますので、ワクチン接種希望や、その他、相談などがありましたら、保健センターまで御連絡いただければ、遺漏のないよう、対応いたしたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。少しでも早く、子供たちの命を守る上から、この子宮頸がんワクチンも進めてほしいなと思っております。

それでは、最後に、議員の皆様は、今、毎日のように歩き回っているのではないかな、そういうふうに思っております。私も、今、毎日、市民の皆様と一緒に回り、市民の皆様の声を聴かせていただいております。その中で、様々な相談や要望をお聴きすることがあります。中には、指宿市のことを考え、これから指宿はこうなったらいいのにといい夢を語ってくださる方もいらっしゃいます。私も早いもので4期16年、市民の皆様からの負託を受け、市議会議員となり、その間に、この4期16年の間、64回目の一般質問となりました。たくさんの方の要望、御相談に応じてくださった執行部の皆様にも心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。また、来年2月6日には改選されますが、それまでの任期中、また、できましたらそれ以後も、相談をされた方々のために、少しでもお役に立てたらいいな、そういうふうに思っています。公明党の立党精神は、大衆とともに、であります。この立党精神のとおり、私も皆様と一緒に、皆様のために、一生懸命、これからも頑張っていきたいと思います。

以上で、終わります。

△ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

第 4 回 定 例 会

令和 3 年 12 月 15 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和3年12月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第115号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 東 勝 義   | 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 |
| 4 番 議 員  | 新宮領 實   | 5 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 | 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 東 伸 行   |
| 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 11 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 | 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 新川床 金 春 | 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |          |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 |

|                  |        |          |        |
|------------------|--------|----------|--------|
| 建設部長             | 山崎 一磨  | 教育部長     | 鶴窪 誠作  |
| 水道事業部長           | 園田 猛志  | 山川支所長    | 中島 裕一  |
| 開聞支所長            | 山下 秀一  | 総務部参与    | 野元 伸浩  |
| 総務部参与            | 増永 智美  | 建設部参与    | 星倉 淳一  |
| 教育部参与            | 中摩 浩太郎 | 市長公室長    | 渡部 徹也  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 山下 浩二  | 危機管理課長   | 竹山 修一  |
| 財政課長             | 東 忠孝   | 環境政策課長   | 湯ノ口 孝  |
| 長寿支援課長           | 大岩本 幸司 | 地域福祉課長   | 内村 喜代志 |
| 健康増進課長           | 廣森 政宏  | 観光施設管理係長 | 岩林 茂樹  |
| 建設監理課長           | 高田 博憲  | 土木課長     | 東 恵一   |
| 学校整備室長           | 上村 圭一郎 | 学校教育課長   | 常深 章   |
| 学校給食センター所長       | 紺屋 聖一  |          |        |

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 事務局長   | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 木下 英城 |
| 調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び前原五男議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） おはようございます。11番、西森三義です。私は、小規模であるものの農業をしている関係から、いつも農業問題を質問していますが、今回は、通告をしていませんので、今の農家さんの実情を申し上げます。今、キャベツ、白菜、大根など葉物野菜が安く、スナップについては収量が少なかったときは単価がいいと。ただ、これから収量が多くなるにつれて単価が下がり、農家にとっては苦しい生活を送っています。指宿は、気象変動を受けやすい地域であるので、これからの農業を守る観点からも丈夫なハウス施設の導入が必要であり、また、担い手を育成する必要からもハウス導入を進めるべきと考えます。そのためには、有利な制度資金の支援、さらに、市単独の補助金の創設もできればとの思いで申し上げましたので、前向きに検討していただければ幸いです。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、選挙の投票率向上対策について、であります。近年の国内選挙において、政治への不信感からなのか有権者の選挙離れが進んでいるのではないかと。指宿市では、10月の衆議院選挙において期日前投票が好調と聞きましたし、聞き取り調査時においても、投票率は少し向上したとのことでしたが、平成26年以降の各選挙の投票率はどうなっているか、お伺いいたします。また、多くの有権者に投票してもらうためには、行きやすくなるべく近くの投票所を設置されていると思われませんが、指宿、山川、開聞の各地域に投票所は何か所あるのか、お伺いいたします。

今月1日の新聞に、県が2020年国勢調査の確定値を発表した記事において、指宿市の高齢化率は39.6%と掲載されていました。確かに今和泉校区内や池田校区内を巡回している中において、庭先で農作業している人、道路を歩いている人、畑で農作業をしている人と多くの高齢者の方々と話す中で、投票所まで遠いから行かない。それでは車に乗せてもらったらど

うですか、と言ったところ、車に乗るのに時間がかかったりするので迷惑を掛けるということです。そこで、移動手段のない高齢者等多くの有権者の方々に投票してもらうために、マイクロスバス等を活用した移動式期日前投票の導入はできないか、お伺いいたします。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、であります。今、話題になっているのは、世界各国で広がりを見せている新たな変異株、オミクロン株です。国や県では、新型コロナウイルスの流行第6波に備え、医療提供体制の確保計画を公表したものの、流行を防ぐ対策としてワクチンを接種することと認識していますが、指宿市において、何らかの事情があって接種できない人もいるとは思いますが、ワクチン接種対象者で接種していない人は何名いるのか。また、多くの市民と接する機会が多い市職員等にも未接種者がいるのか、併せてお伺いいたします。

全国各地において、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種が開始されたとの報道がありました。タブレットにも、3回目コロナワクチン（ファイザー）の接種スケジュールの概要が示されていたものの、1回目2回目ではほとんどの市民が接種したと思われるファイザーのワクチンを3回目の接種についても対象者全員分確保できるのか、お伺いいたします。

三つ目は、里道の整備について、であります。各地区に多くの里道があると認識している。中には、空き家になったり耕作放棄地になったため活用されていない里道もあると思われるが、市内にどれだけの里道があるのか、お伺いいたします。それから、里道を市道へ編入するための条件があるのか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、選挙の投票率向上対策について、でございます。この件については、選挙管理委員会委員長から委任を受けた選挙管理委員会事務局長に答弁をいたさせます。新型コロナウイルス関係についての具体的な数字については、担当部長に答弁をさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルスの3回目の接種について、私のほうから見解、その他考えを述べさせていただきます。国内では、12月1日から3回目のワクチン接種が始まりました。本市におきましても市医師会と調整し、12月13日に3回目のワクチン接種の接種券を送付いたしました。3回目接種が、いよいよ始まることとなります。現在のところ、年度内の3月末までに3回目接種が可能な方々のワクチンは、1万5,510回分のワクチンが国から配分される予定であるようでございます。年度内のワクチン接種対象となる市民は、今年の7月末までに2回目の接種を終了した約1万5千名となっているようです。十分なワクチンが確保できると考えているところであります。

ほか、質問をいただきましたけれども里道の様子、実態については、担当部長等に答弁させていただきます。

**○健康福祉部長（山元成之）** コロナウイルス感染症のワクチン接種について、でございます。県内における新型コロナウイルスの新規感染は、今のところ収まっている状況であり、感染

拡大の警戒基準もレベルゼロとなったことを受け、飲食、イベント、移動などの制限も現在は緩和されているところがございます。一方で、世界的に新たな変異株、オミクロン株の流行の兆しがあり、国内でも感染が確認され、いつまた感染の再拡大が起こってもおかしくない状況だと思われまます。本市におきましては、本年3月15日からワクチン接種を開始し、少なくとも1回目の接種を終えた12歳以上の接種対象者は、11月30日現在で87.5%を超えております。12.5%に当たります約4,500名の方が未接種となっております。

続きまして、3回目にファイザー社のワクチンを接種できるかについて、でございます。ワクチンの総数につきましては、先ほど市長が答弁いたしました、年度内の3回目のワクチン対象者約1万5千名には、1・2回目でファイザー社のワクチン接種者が98.7%、モデルナ社のワクチン接種者は1.3%となっております。つまり、ほとんどの市民がファイザー社のワクチンを打っていたということでございます。これに対しまして、現在国から示された3回目のワクチン配分は、ファイザー製が60.3%、モデルナ社製が39.7%の割合で配分される予定でございます。ファイザー製を接種した方でもモデルナ製のワクチンを接種しなければならないということが想定されております。どうしてもファイザー社製のワクチンを希望する場合は、接種期間の期限でございます令和4年9月30日に留意をしてもらい、接種の時期を遅らせることも選択肢としてはございますが、国としましては、ファイザー、モデルナの交互相種につきまして認めておりますので、早期に接種を希望する方に対しましては、モデルナ社製のワクチンを3回目に接種していただかなければならないこともあるかと思っております。このようなことから、市民の皆様へは丁寧な説明を行っていくとともに、御理解を求めてまいりたいと考えております。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員のワクチンの接種状況につきましては、任意でのアンケート調査を実施いたしました。2回目までの接種済みの者が399名で約87%となっております。

**○建設部長（山崎一磨）** 市内にどれだけの里道があるのか、との御質問でございますが、里道は、道路法などの法律が適用されない公共物として法定外公共物と呼ばれておりまして、この法定外公共物につきましては、元々は国有財産として取り扱ってございましたが、平成12年に施行された地方分権一括法により、大半は国から市へ譲与され、譲与後は市で財産管理を行っております。里道は数も膨大であり、公図に地番が振られていないことから、その本数、全長、面積などの把握についてはできていないところがございます。

次に、里道が整備され市道認定するための基準といたしましては、指宿市市道認定基準要綱に定められており、国道、県道又は市道に接続し、幅員が4m以上あることが主な要件となっているところがございます。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので答弁をさせていただきます。まず、平成26年以降の各選挙の投票率について、であります。平成26年2月執行の市長選挙が69.79%、市議会議員選挙が69.78%、同年4月執行の衆議院小選挙

区補欠選挙が66.88％、同年12月執行の衆議院議員総選挙が43.71％、平成27年4月執行の県議会議員選挙が39.42％、平成28年7月執行の参議院議員通常選挙が58.16％、同日選挙となった県知事選挙が58.97％、平成29年10月執行の衆議院議員総選挙が53.22％、平成30年2月執行の市長選挙が66.88％、市議会議員選挙が66.87％、平成31年4月執行の県議会議員選挙が55.99％、令和元年7月執行の参議院議員通常選挙が46.05％、令和2年7月執行の県知事選挙が52.55％、本年10月執行の衆議院議員総選挙が60.24％となっております。

次に、指宿、山川、開聞の各地域の投票所の数について、でございますが、現在、指宿地域に16か所、山川地域に10か所、開聞地域に5か所の計31か所の投票所を設置しております。

次に、マイクロバス等を活用した移動期日前投票の導入はできないか、との御質問でございますが、移動期日前投票所は、投票所への交通手段の確保が難しい高齢者等の有権者に対し、投票しやすい環境をつくるため、車を利用して地域や施設などを巡回し、車内や施設内等で投票できる手法で、投票率向上を図る上で効果的な方法だと考えられます。一方で、開設するとなると専用の車の調達をはじめ、投票立会人等の人員の確保、二重投票を防止するためのシステムの整備など様々な問題もあるところでございます。県内では、投票所の統廃合による代替策として、南さつま市、南九州市などが導入しておりますので、本市においても今後、現在の投票区等の状況を再点検し、適正な投票区の配置と公平性の確保を図る中で移動期日前投票所をはじめとした高齢者等に優しい投票所の環境作りについても調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** これから2回目以降の質問に入らせていただきます。今、選挙管理委員会事務局長からいろいろ投票率を言われましたが、投票率については、市長、市議選については、概ね横ばいかなというふうになっておりますが、一番大事な選挙であることから、できることなら80％ぐらいになるぐらいにやっていただきたいなど。そして、選挙管理委員会事務局においては、これまでも投票率を向上させるためのいろんな取組をされてきたと思われませんが、これまでどのような取組をされてきたのか、お尋ねをいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 投票率の向上対策として、選挙公報南薩しろばらの発行、成人式でのリーフレット配付や大型店舗での選挙時啓発パレード、学校への出前授業を行うなど啓発活動を行っております。ここ数年はコロナ禍により、これまでどおりの啓発ができていない状況ですが、出前授業につきましては感染症対策を講じながら、令和2年度は今和泉小学校と指宿養護学校、今年度も今和泉小学校と山川高等学校において実施するなど、若年層の投票率向上に重点をおいた啓発活動を行っております。今後も引き続き、このような啓発活動を通じて有権者の投票への意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 若年層のこれからの投票に向けて、いろんな学校への出前授業をや

っているということで、またさらに投票率が伸びてくれればなというように感じております。

私が居住している校区内に畠久保集落が含まれております。投票所までの道のりで距離を計測したところ約5.5kmありますが、各地域に設置してある投票所で一番遠い集落で、どれくらいの距離があるのか、お尋ねをいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 投票所までの距離について、でございますが、実際の移動距離となると道路事情など様々な状況があり一概に比較することは難しいところですが、投票区域の境界から投票所までの直線距離で比較した場合、遠いところで第13投票区の投票所である小牧宮農研修センターが約4.2km、第15投票区の池田校区公民館が約3.8kmなどとなっております。

**○11番議員（西森三義）** 直線で4.2km、これはたぶん畠久保から小牧宮農研修センターまでの距離だろうと思いますが、3.8kmについては、たぶん池田のほうじゃないかなというふうに感じております。私が各集落を巡回する中において、気付いたことがあるんですね。それは、まず1点が、空き家が増えている。それから、4年前に比べて足腰を悪くしている高齢者が非常に目立つようになってきたことです。このような状況では、選挙に行きたくても行けないだろうなというふうに思ったところですが、移動式期日前投票の導入が初めて実施されたのは島根県の浜田市で、平成28年の参議院選のことです。また、近隣の南九州市では、今回の衆議院選で市内の業者から、小型バス2台を借りて30か所を巡回したとの情報がありますので、指宿市においても、先ほど事務局長も答弁いただきましたが、投票所の統廃合と同時にこの移動式をとということでしたが、臨時的にも、まずこの移動期日前投票の対応はできないのか、お尋ねをいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 移動期日前投票所を実際に行うとなると、車の整備等の検討、二重投票の防止対策、運用方法等を検討する必要があります。試験的な導入を行うことでこれらの対応や、また投票者の意見等も聴く機会になると思われまことから、試験的な導入についても調査、研究してまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 早急にはできないだろうなと理解はするものの、できることなら、来年1月30日に告示される市長・市議選においても臨時的にできないのかなというふうに思っているのですが、それについては、やっぱり難しいですかね、どうですか。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 選挙人の利便性の向上と同時に、投票管理事務の合理化も考えていくことが重要でありますので、移動期日前投票所の導入は慎重に進めていかなければならないと思っております。また、議会や市民の皆様への説明等も必要でありますので、ある程度の期間は要するものと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 先ほどは、専用車を確保しなければならないという答弁もありました。ただ、指宿市にはマイクロバスがあると思うんですね。そういうマイクロバスを活用し



たりして、できることならそこあたりについても早急に選挙管理委員の皆さん方と話をし、できるだけ早めに対応できることを願っております。

18歳になられた高校生は、受験勉強や試験等で忙しいと思われることから、移動式期日前投票のバスを学校に乗り入れて投票してもらうことはできないのか、お尋ねをいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** 投票率の向上のためには、有権者が投票しやすい環境を作ることが最も重要な課題の一つであると認識しており、高等学校において期日前投票所を開設することは、有権者、特に若い世代の方が投票しやすい環境を作る上で効果的な方法だと考えられます。高等学校への期日前投票所の開設につきましては、学校側の理解や協力が不可欠であるとともに、投票スペースの確保や開設の時間帯、校内のセキュリティーなど様々な問題もありますので、今後、学校側と連携を図り、他市の先進的な取組も参考にしながら調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 是非、出前授業で各学校を訪問されておりますけど、そういう出前授業を生かす方法として、この移動式がもし活用できるとすれば、それは教育委員会とも十分協議した上で、スペースを駐車場なり、あるいは校庭でいいのかどうか分かりませんが、そういうところにマイクロバスを持って行って可能ではないかなど。学校については広い広場があると思います。そこあたりを十分検討の上で対応できるように、教育委員会とも協議していただきたいというふうに思っております。

次は、ワクチン接種について、2回目以降の質問をいたします。我々議員にもいえることなんですが、多くの市民と接する機会のある職員等は、特別の事情がない限り率先して接種するべきと考えることから、先ほど職員でも13%ほどが未接種であるような答弁でした。やっぱり市民と一番接する職員ですよ。そこあたりについては率先して受けていただきたいというふうに思っておりますけど、接種に向けて、総務課等では指導はされないんですか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員のワクチン接種について、ですけれども、先ほど申しましたように、数でいいますと、35名がまだ未定になっているようです。あと未回答もいらっしゃるんですけれども、大体13%がまだ未接種ではないかと思われまので、ワクチン接種については、職員へ早めに接種するように報道等でも言われておりますので、我々としましても接種の重要性を伝えながら早めの接種を呼び掛けております。ただ一方、予防接種は最終的には個人の判断でありますので、その判断というのが職員に委ねられているところではあるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 確かに、これは強制のワクチン接種ではないと理解しておりますが、やっぱり市民の安全を守る観点からも、まず我々議員もですが、職員も多くの市民と接する機会が多いので、是非そこあたりは頭に入れてもらってですね。注射が嫌いなのか分かりません。痛いから接種しないのかもかもしれません。ただ、これだけいろんな報道をされてい

る中で、もし職員に発生したとなれば指宿市のイメージダウンにもつながると思います。そこあたりも踏まえて、職員の指導というのはしていただければありがたいというふうに思っております。

接種していない市民もまだ相当数いらっしゃるようでした。先ほどは、4,500名くらいが未接種というふうに答弁をされておりましたが、この中には、接種券を紛失したため接種できない人もいるのではないかと思います。何らかの方法で接種を呼び掛けることはできないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチン接種につきまして、何度も繰り返しておりますが、強制ではございませんが、アレルギーなどの体質的な問題がない方は、自分自身や大切な人を守るため、ワクチン接種を前向きに検討していただきたいと思っております。また、未接種の方の中で接種券を紛失したり、あるいはワクチン接種に不安を感じちゅうちょしていたりする方もいらっしゃると思います。是非、保健センターにありますワクチン接種コールセンターにお気軽にお問い合わせいただきたいと思っております。

なお、市では、これまでホームページや広報紙で感染防止対策の啓発を行ってきておりますが、広報紙の本年9月号からは、ワクチンの安全性、有効性につきましての掲載も行っているところです。今後も引き続き、感染防止やワクチン接種の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長が言われたように、コールセンターに電話をすれば、それなりの対応はしてくれると思いますが、中には、その電話をためらう人もいらっしゃると思われれます。だから、今、広報紙等でいろいろお知らせをされていると言いますが、できれば大きな文字等も使って、接種ができるような、その配慮もしていただければありがたいというふうに思っております。

聞き取り調査時において、ファイザーのワクチンが、先ほどもちょっと答弁がありました。不足しそうであるためモデルナワクチンを接種すると言われましたが、交互接種しても問題ないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 国からは、3回目接種に使用するワクチンは、1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー製ワクチン又はモデルナ製ワクチンを使用することが適当だとされております。しかしながら当面のところ、今現在、薬事承認されているのはファイザー社のワクチンのみでございますので、ファイザー社のワクチンを当面使用することになっております。現在、薬事承認申請中のモデルナ社製のワクチンも2月あるいは1月までには薬事承認される予定となっておりますので、1月か2月以降には、交互接種も可能となる見込みでございます。国の発表では、交互接種の効果や安全性の研究によりますと、交互接種の抗体値の上昇は良好であること。また、副反応に関しては、3回目にどのワクチンを使用しても同程度であり、差がなかったと報告されておりますので、1・2回目でファイ

ザー社のワクチンを接種した方が3回目にモデルナ社のワクチンを接種することにつきましても問題はないと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長の答弁では、ファイザーワクチンからモデルナに変えても問題ないと言われました。ただ、先ほど答弁で国から示されたワクチンについては、ほとんどの市民は、98%ぐらいがファイザー製を打ったということなんですが、今回、60.3%がファイザー製。それから39.7%がモデルナとなれば、ファイザーを希望する市民については、この希望するファイザーの接種ができないとなれば不安があると思うんですね。そこで、ファイザーワクチンとモデルナワクチンの有効性等を表示したプリントといたしますか、そこあたりについて作成する考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 心配される市民もいらっしゃるかと思います。市では、接種券を発行するときにワクチンの効能、有効性等を記載したプリントを同封して御理解を求めたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 是非、そのような対応を取っていただければ市民も安心して接種ができるというふうに思っております。

オミクロン株の発症があつてから、3回目の接種について8か月を前倒しする動きがあるようですが、指宿市では、医師会とその前倒しの協議はされていないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在、薬事承認されているのは、ファイザー社のワクチンのみでありますので、答弁につきましてはファイザーについてまず、御説明申し上げます。現在、3回目のワクチン接種で国が薬事承認しているのは、ファイザー社のワクチンのみでございます。そのためファイザー社のワクチンは、現段階では、原則2回目の接種日から8か月経過後に接種を行うようになっております。ただし、地域の新型コロナウイルスの感染状況や大規模なクラスターの発生状況など非常に特殊な場合には、事前に厚生労働省と相談した上で接種間隔を6か月以上とすることが可能となっておりますが、本市におきましては、現在、感染状況が落ち着いていることから、現時点では6か月への前倒しの予定はないところでございます。

一方、先日の総理大臣の所信表明や報道等にありますが6か月への前倒し接種につきましては、薬事承認予定のモデルナ社のワクチンのことでございます。このモデルナ社のワクチンを活用する案でございますが、現時点では、モデルナ社のワクチンは、薬事承認されておられませんので国からの正式な情報を待ち、適切に対応したいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** それでは、ファイザーが60.3%と最初答弁されましたが、この60.3%に当たる数量は、現在指宿市のほうに届いていらっしゃるんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** ファイザー社のワクチンは、全部は届いておりません。ただし、1・2回目のときにも予定通りきておりますので、届くつもりで準備をしております。

○11番議員（西森三義） 予定通りワクチンが届くということで理解いたします。市民から接種について聞かれたときは、今現在、議員には、タブレットにスケジュールが表示されております。このスケジュールで進められるという理解でよろしいのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 3回目のワクチン接種につきましては、日々状況が変わっているようです。大きく変わりましたら議員の皆様方のタブレットにも情報を入れさせていただきますし、市民の皆様へは広報紙や、場合によりましては防災行政無線等を通じて前向きに広報したいと思っております。

○11番議員（西森三義） 私どもも日々時間があれば各地域を巡回する中において、当然このワクチンについての質問があります。どうなのということで聞かれますので、私はタブレットを持って行って、今こういうスケジュールだということで説明しておりますが、やっぱり今答弁がありましたように、もし変更があったら即座に議員のタブレットには、やっぱり示していただきたいなど。それぞれの議員もそれぞれ活動しておりますので、そこあたりについては、市民が不安に思っていることを取り除くという意味からも、対策としてスケジュールは早めにお知らせしていただきたいというふうに思っております。

それでは、里道の整備について、2回目以降の質問に入ります。里道にもいろいろありまして、先ほど部長が答弁いたしました、幅員が広くて、市民の生活用道路として活用されている里道もあるんですが、最低限の幅員の定めというのがあるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道、水路など法定外公共物の存在が公図等により確認できる場合には、地籍調査時においては、境界立合の際に現況が確認できればその幅員を確保し、現況が確認できない場合やその幅員が狭小である場合には、里道で1.2m、水路で0.9mを確保しているところでございます。

○11番議員（西森三義） 公図に示された里道であれば最低でも1.2mはあるということですが、中にはこの1.2mじゃなくて通常の3mくらいある里道も、しかも舗装もされているんですね。それが里道だということで。ただ、その里道については、なかなか管理が行き届かない関係で雑草等が繁茂しているんですね。こういう繁茂している所があるんですけど、ここあたりについて対応できることはないのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道は、地域に根ざした道路であり、その維持管理につきましては、通常利用される受益者の皆さんに行っていただいております、草木などの伐採につきましては、補助は行っていないところではございますが、里道の整備につきましては、指宿市認定外道路整備要綱に基づきまして、地域で行う整備につきまして、コンクリートなどの材料支給や整備に掛かる経費の2分の1の補助金を交付しているところでございます。なお、台風等により倒木し通行できない場合などにつきましては、市で撤去等の対応をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） 里道ということで、地域の住民が設置したであろうという側溝、蓋など重いのがあります。それが落ちて重たいもんだから高齢者によっては持ち上げられないんです。だから担当部署に言えばすぐ対応してくれているんです。非常に助かっております。担当部署においては、電話をしてすぐきてくださいということで迷惑かもしれませんが、地区住民にとっては本当ありがたいなというふうに思っているんですが、やっぱりこの里道整備というのは、担当部署がいつも言います。今、部長が言われたように、各地域で管理するようになっていくということで指導を受けているんですが、今申し上げましたように、高齢化が進んでいるんですね。そういうことで、この高齢化が進んでいる里道については、どうにかして市でその繁茂している雑草等は撤去作業とかできないのかなと、再度お尋ねいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道等の整備につきまして、各地区の皆さんで集落内道路を含めた形で日々管理していただいていることに関しましては、感謝申し上げる次第でございます。現在、市道につきまして維持管理を実施しておりますが、その整備につきまして、やはりなかなか整備が行き届かない点もございます。その中で里道までと申しますと、なかなか行き届かないのかなというふうに感じているところでございます。地区の皆さんで草を刈って集積していただいて、その搬出等についても大変でございましょうから、その市道の整備のついでに、その里道で整備された草木等について搬出という形での対応は可能かと思っておりますので、その辺につきましても御相談いただければなというふうに考えておるところでございます。

○11番議員（西森三義） 部長から非常にありがたい答弁をいただきましたが、各地区に環境整備会がありまして、畑かん内の土手の雑草等については、その整備会の中で重機を操作できる人が粉々にする機械で除草作業をしてくれるんですね。それで非常に地区民は、年に1回、畑かん内の清掃にしても助かっているんですけど、里道のこの雑草等についても、除去する重機代を、先ほどは2分の1というふうに言われましたが、機械を借りるにしてもちょっと掛かるもんですから、重機代だけでも市が補助してくれれば、作業については、環境整備会の中で重機を操作できる人にやってもらいたいんですが、そこあたりについての対応というのはどうでしょうか。できないんですか、お尋ねいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道等の整備に関する機械の補助等につきましては、現在のところありません。ただ、今後そういった事例というのは結構出てくることだろうと考えております。他市の状況等を調査、研究させていただきながら、どういった対応ができるのか、検討させていただきたいというふうに考えております。

○11番議員（西森三義） 前向きに調査をしてもらって、そして、対応ができるように実施してもらえればありがたいと思っております。

里道拡幅の要望は、何か所の地域から届いているのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道の拡幅要望につきましては、過去10年間で申しますと15件きております。地区や地権者の協力が得られました二月田地区、山川浜兎ケ水地区、宮之前地区のこれまで3件拡幅改良して市道認定しております。また現在、玉利地区から宮地区へ抜ける里道につきまして整備を進めているところでございます。

○11番議員（西森三義） 15件の要望が地域から出ていると。その中で3か所が整備されて市道認定されたと。また現在、玉利から宮に抜ける道路も拡幅をされているようでございますが、里道といっても、生活用道路として頻繁に使うわけですね。できることならその要望が出ているところについては、利用量によってでしょうけど、できるだけ早いうちに対応ができるようにしていただければありがたいなと思っております。ただ、里道でも入り口に墓地があったり、名義が変わらない、そういう所もあろうと思うんですが、そうであれば、ここは名義が変わらないからできませんよというんじゃなくて、側溝をやり変えるとか、側溝を落ち蓋式にしてその上を車が通っても支障がないような、その一部改修ということはできないんでしょうか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 里道の整備につきましては先ほども申しましたが、指宿市認定外道路整備要綱に基づいてコンクリートなどの材料の支給、並びに2分の1の補助等がございます。これまでもこの要綱に基づいて各地区で実施していただいておりますので、この要綱に基づいた整備をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） そこはいつも担当部署で聞かされているんです。聞かされているんですけどできないんですよ。部長も知っているでしょう。地区内は高齢者だらけですよ。高齢者の方に、さあ自分たちでしてくださいと言ってもできないですよ。できないから私は、そこをどうにかできないのかということで尋ねているわけです。2分の1補助しますから地区でしてください。できればしていますよ。できないから言っているんです。それをできるように今後、調査、研究に努めていただければありがたいと思っております。

この新型コロナウイルスがいつになったら収束するのか。これからますます寒くなる中で、不安と闘いながら、私たち議員や市長も令和4年2月の選挙に向けて後援会活動をしていきますが、予防対策を十分に取り、健康第一で頑張っていきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたし

ます。

近年、猛暑や豪雨など異常気象による災害が国内外で増加しており、世界的に気候危機と呼ばれるほど極めて切迫した状態にあると言われていています。このような状況を踏まえ、2015年に採択されたパリ協定において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃以下に抑え、1.5℃に抑える努力をすると世界の目標が掲げられました。さらに、2018年度IPCC特別報告において、パリ協定における目標を達成するためには、二酸化炭素の排出量が2030年までに45%削減され、2050年までに実質ゼロに達する必要があると示されました。日本共産党の提案は、2030年度までに二酸化炭素を50から60%削減し、省エネと再生エネルギーを組み合わせ実行し、エネルギー消費を4割減らし、再生エネルギーで電力の50%を賄うことを提案しています。環境省では、この目標の達成に向けて全国の自治体に2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを呼び掛け、指宿市も表明しています。指宿市では、2019年4月に第3次指宿市地球温暖化防止実行計画を策定し、2023年度までに温室効果ガスの総排出量を平成25年度比で15%以上削減することを目標にしているが、現時点でどのくらい達成しているのか。

次に、スクールバスについて、質問いたします。9月議会での質問に市長の答弁で待遇改善やサービス管理を含めて運転手と話し合いをすると答弁していますが、話し合いはなされたのか。なされたのであれば、どのような話し合いがされたのか、答弁してください。

次に、子供支援策について、伺います。学校給食の無料化について、昨日の同僚議員の質問で、現在、1千円の支援をしており、食材の値上がりで給食費を値上げするときには検討すると答弁しているが、子育て世帯の所得は低く、自営業や農家も新型コロナの影響を受けており、給食費の完全無料化ができないのであれば、半額補助でも検討すべきではないのか、答弁をお願いいたします。

乳幼児の遊び場について、質問いたします。なのはな館の通路に屋内の遊び場が市内で1か所設けてありますが、通路のためにエアコンがなく、夏場は西日が当たり暑く、冬場は寒い状態です。乳幼児の遊び場であります。特に夏場は、熱中症対策が必要であるが、改善は考えていないのか。

次に、ヘルシーランド露天風呂の予備の泉源掘削について、質問いたします。平成12年掘削の泉源と通告するのを、現在の泉源と通告してしまいました。議長の許可をいただき訂正をし、執行部には通告を訂正したことを通知してあります。改めてお詫びし訂正いたします。平成12年掘削の泉源について調査をしたのかどうかを質問し、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** ゼロカーボンシティの取組、今後の取組等について、であります。行政の大きな解決しなければならない課題。それは、地球温暖化対策であろうと思っております。本市では、平成20年3月に地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法に基づき、第1次指宿

市地球温暖化防止実行計画を策定しました。市の事務及び事業活動における温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。現在は、令和元年度から令和5年度が対象となる第3次指宿市地球温暖化防止実行計画の中で、平成25年度における二酸化炭素排出量実績と比較して15%以上の排出量削減を目標として取り組んでいるところです。令和3年度の施政方針の中で、SDGsを推進していく取組の一つとして、2050年までに市民の皆さんや事業者の皆さんと一体となって本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの宣言をし、全国で360番目の自治体となったところであります。来年度は、地域再生エネ導入戦略策定に取り組んでまいりたいと考えております。温室効果ガス排出量実質ゼロ化のためには、エネルギー消費量の削減だけでなく、エネルギーを自ら作り出す事業や再生可能エネルギーの積極的な導入が必要不可欠であります。例えば現在、庁舎等の屋上に設置してあります太陽光発電設備の拡大や池田湖や鰻池等の水資源を生かした小水力発電、地熱エネルギーの利活用など潜在的な再生可能エネルギーの利用活用についてもその可能性を検証し、それらのエネルギー資源を生かしながら本市として独自性のあるゼロカーボンシティ、カーボンニュートラルの実現に向けた計画を策定したいと考えております。地球温暖化が引き起こす気象変動がますます身近に感じられております。本市としても積極的に温室効果ガスの削減に努め、なおかつ産業及び観光と結び付けた取組を行っていききたいと考えております。

以下、いただきました質問については、教育長、担当部長が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** スクールバス運転手からの要望事項についての御質問をいただきました。10月8日に市長応接室におきまして、スクールバス運転手8名と意見交換会を行ったところです。意見交換の際に出されました要望事項の主なものとしましては、事務所及び車庫の設置等でございました。運転手用の事務所設置につきましては、ユニットハウスの設置を検討しており、本定例会に上程しております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 給食費の補助について、であります。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しております。今後も現在の学校給食費の一部補助を継続したいと考えておりますが、現時点では、半額補助及び完全無料化の予定はないところでございます。

**○総務部参与（増永智美）** 第二期子ども・子育て支援事業計画の計画策定に当たって、平成30年度に実施した子育て世代へのアンケート調査の自由記述欄において、室内で遊べるスペースがほしいという意見が多く見られたことから、市は令和2年2月になのはな館の一角になのはな親子広場を整備いたしました。広場の天井部分が吹き抜けになっている構造上、壁で囲ってエアコンを設置することができないため、暑さ対策といたしまして大型扇風機2台を設置しております。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランドの平成12年の泉源の調査をしたのか、ということでございました。平成12年の泉源は、平成28年に泉源を稼働させたところ、ケーシング管の



回りからお湯が噴き出るような状況が確認されたところでございます。専門業者にも確認していただいたところ、ケーシング回りのセメンチングがしっかりとなされていないのではないか。また、ケーシング管が蒸気圧により破れているのではないかという懸念があり、増掘をしても良くないという判断をしたところでございます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 指宿市役所における平成25年度の二酸化炭素排出量に対して、削減目標を15%掲げておりましたが、令和2年度の排出量実績としては約38%の削減を達成しているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** まず、温室効果の問題からいきます。2023年度までの15%削減を38%削減していると。この削減そのものは省エネによる努力によってここまで削減していると思うんですね。市長の答弁の中で、再生エネルギーということで来年から太陽光とか水資源の利用とか、それと地熱も含めて計画を立てていくということですけど、30年度、50年度までにゼロにしていくということになれば、30年度までには、どのぐらいの計画をもってその辺を今後実施していく予定なのか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 来年度におきましては、地域再エネ導入戦略をまず策定をしていきます。その中で、具体的な数値というものは目標として掲げていきたいと考えているところです。

○**12番議員（吉村重則）** 2050年度までにゼロにもっていくためには、どうしても再生エネルギーを利用してもっていかなければならないと思います。そういう意味では、本当、温暖化という部分では、地球そのものの生命の問題にも関わっていくので、早急な、前のほうで実現できる方向で今後、本当、計画を取り組んでいってほしいと。この問題については、もうこれで終わります。

スクールバスの問題で、事務所についてはこの定例会で審議され、一応最終本会で可決すると思われるんですけど、いつ頃までにその設置は考えているのか。それと、今は電気もきていないわけですね。この辺については、事務所と同時に電気も設営していくという捉え方でよろしいんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 運転手の事務所につきましては、予算を認めていただきましたら年度内の早い時期に設置したいと考えております。また、設置と同時に電気の引き込み工事も実施する予定であります。

○**12番議員（吉村重則）** ちょっと噂で聞いたんですけど、運転手が最近新しく入ったんじゃないかという情報なんかもあるんですけど、入れ替わりがあったんですか、最近。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 最近、新しい運転手を任用しております。

○**12番議員（吉村重則）** 何人か新しく任用をされた、今年の4月からですね。この間に何人ぐらいの新しい任用があったんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 新しい運転手を2名任用しております。

- 12番議員（吉村重則） 何が原因と考えられるんですか。2名の方が入れ替わっているわけですね。
- 教育部長（鶴窪誠作） その点につきましては、個人情報に該当しますので、答弁は差し控させていただきます。
- 12番議員（吉村重則） 9月の時点でも、やっぱり待遇、現役世代が働けるような体制にすべきじゃないのかということで、これまで何回も議会で上げているんですけど、9月の時点で長期休みのときに、社会保険料については自腹だと、払ってもらっているんだという答弁もあったわけですけど、11月間の平均報酬と日数ですね。どのくらい出勤をして、どのくらいの平均的がいいです。どのくらい報酬はあるのか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 月の勤務日数を18日と想定しますと、月額約14万4千円になるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 1か月にして18日で14万4千円くらいだと。であれば、長期期間中にもやっぱりこれだけの保証すべきじゃないかと思うんですよ。1か月間食わずにはいけないわけですから。ですからこういう面では、平均的にしたときに、やっぱり長期休業中であっても、これだけの保証すべきだと思うんですけど、その辺については、全然検討はされないんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 報酬につきましては、勤務時間に応じて支給されるものと認識しております。
- 12番議員（吉村重則） 勤務時間によって報酬されるべきものであって、長期休業期間中にそれだけの仕事を与えられたらいいですよ。長期休業中は、もう生活をする、食べるなどというやり方で本当にいいんですか。平均的にそれだけ報酬として払っていけるような勤務状態にすべきではないのかと、検討しないのかということをお聞きしています。
- 教育部長（鶴窪誠作） 夏期休業期間中の報酬や勤務日等につきましても、当初の募集要項及び勤務条件通知書に記載しており、面接の際にも御本人にお伝えしていることから、その勤務条件等十分納得した上で勤務していただけるものと考えております。夏休みの勤務日につきましては、現在のところ、検討することは考えていないところであります。
- 12番議員（吉村重則） 市長。全然改善するということについて、全然前進がないんですよ。本当にこのような、子供の安心安全を言うんだったら、現役世代が生活できるような報酬をすべきですよ。ですけど、今の状態では、年金があつてようやく生活ができるという状況ですよ。こういう今後検討する意思はないんですか、市長。
- 市長（豊留悦男） 私も運転手の皆さんとの情報交換会の場におりました。いろんな意見が出ました。生活一部としてのその足しとして、つまり生活給としての要素を含んでいるのかどうかということも話し合いをいたしました。意見交換の際には、待遇改善の要望という具体的なものはありませんでした。個人的にも知り合いがおりましたので、その方々にも何かあつ

たらこういう場はいつでも設けますのでおいでくださいと言ってございます。やはり、議員のおっしゃるそのことについても大切なことだと思いますけれども、運転手それぞれの立場もありまして、生活給の一部としてというような声は聴こえなかったところでもあります。そういう意味で、待遇改善の具体的な要望というのはなかったということを申し添えたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 一人でも、そういう本当に困っているという問題が出てきたときには、その時点で改善はするというところでよろしいんですか。市長、答弁してください。

**○市長（豊留悦男）** 学校は特殊な勤務条件があります。長期休業中という、春も夏も冬もそういうことがあります。つまり、勤務の実態というのが、いわば無いような状態。出校日とか登校する日とは別にして、長期休業中のそういう生活給としての保証というのは、果たしてできるのかどうか。ほかの民間企業と比べてどうなのか。いろんなことを考えなければ、この問題というのは解決はできないだろうと思います。長期休業中においても、それぞれの生活をするための特別な手当というのは必要だと。それが第三者的にもと言っていいのかもしれない。それが必要だとなったら、それはまた別の問題であろうと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 特殊な勤務体制であり、年間の中で1か月間だけ職に就くことは無理なんですよ。また、7月の20日から8月いっぱい仕事をさせてくださいと言ったってどこもないですよ。9月になったらまた勤務体制に入らなきゃならないんで。そういう面では、今後是非、子供の安心安全、子供を送り迎えするわけですよ。安全安心という立場からも今後検討をしていただくよう要求しておきます。

次に、学校給食についても、絶対に今のところ考えていないということですけど、昨日の同僚議員の国保税の問題でも限界にきていると執行部は認めているんですよ。子供を3人4人抱えて、農業とか自営業をしている人たちも結構いるんですよ。そういう面では、本当に今後この問題についても全然検討の見通しはないというんじゃないかと、実態を見てくださいますよ。是非、検討をお願いいたします。

あと、子供の遊び場ですよ。なのはな館で吹き抜けになっていて、冷暖房、扇風機は設置してあるけど、吹き抜けになっていてエアコンを付けられないと。職場はどうですか。市役所の中は、どこもエアコンが入っているじゃないですか。乳幼児っていったら、すぐ風邪をもらったり熱が出たりひどい状態ですよ。あそこを利用される方は、本当に遊び場が必要だということに来るんだけど、やっぱり寒かったり暑かったりしたら来れないんですよ。そういう状態であれば、山川の小学校の教室、エアコンは1年しか使ってないじゃないですか。なんでこの教室を開放はできないんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校跡地等の利活用方法についての基本方針を今後策定する予定でありますので、その方針を基に学校ごとの具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。その中で、子供の遊び場の設置等も検討していきたいと考えております。

- 12番議員（吉村重則） いつまでに検討をするんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 跡地の利活用方針につきましては、本年度中に策定する予定であります。その後、具体的な方策については、検討していくことにしております。
- 12番議員（吉村重則） 結果は1年も2年もかかるんですか。跡地利用ができなかった場合に、早急な対応はできるんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作） 学校跡地等の活用につきましては、来年度を目途に具体的な方策を示していきたいと考えております。
- 12番議員（吉村重則） そしたら来年度には、子供の遊び場にも提供する可能性も出てくるということでしょうか。
- 教育部長（鶴窪誠作） その点も含めまして、今後検討していきたいと考えております。
- 12番議員（吉村重則） 少子高齢化で、本当いって、鹿児島市の場合は、十分子供の遊び場も設定されているわけですよね。指宿の場合は、もうただ、なのはな館1か所だけで吹き抜けで冷暖房もないと。子供が遊べる場所じゃないですよ。子供を大切にするんだったら、早急に何らかの形を取るべきだと思います。そういう意味で市長、どうですか。
- 市長（豊留悦男） 子育て支援の一つの大切なことが、子供の遊び場の確保だろうと思えます。なのはな館のあの遊び場については、暫定的に造って、どのようなことが問題なのかというのを把握するための一つの施策だったわけでありまして。私は、よくあのなのはな館の遊び場で遊んでいる子供に声を掛けて、そして、親の考えを聴いております。暑いときには、あの外にゴザを敷いて夏は遊んでいる姿もあります。それと同時に、やはり遊び場というのは、各地域にも必要だろうというそういう思いがありまして、施設の中にも大きくなくてもいいので子供たちが遊べる場を造るべきだということで、サッカーのクラブハウスの中にも造りました。今後は、市民会館を含めて、それぞれの場で子供たちが遊べる場の確保というのは必要だろうと思えます。もちろん新たな開聞支所にも山川支所にもそういう場というのは、造ってまいります。そのことが、子育ての親を支援する一つの方法だろうと思えますので、その件については、今後の子育て世代の声を聴きながら考えてまいりたいと思えます。
- 12番議員（吉村重則） 本当、山川、開聞にしても遊び場はほしいという声はいっぱい聴きます。そういう面では、本当に今、市長が答えてくれましたので、早いうちにそういう面では検討していただきたいと。それと、成川区から公園としてでもお年寄りや孫と遊べるような広場がほしいということで要求が上がっていると思うんですけど、この点についてはどうなんですか。
- 市長（豊留悦男） 成川区の話合いの場で、そういうことがなされたというのは聴いております。連絡がありましたので、その場を含めて私も現地に行って見てまいりました。やはり、子供が遊べる場というのは、必要だということは私も考えております。今後どのような形で、どこに造って、どの程度の規模の遊び場を造るのかというのは検討させていただきたい

と思います。子供の遊び場という観点では、サッカー・多目的広場に新たに遊び場を造りました。土・日のあの子供たちの笑顔、笑い声というのは大切にしなければなりません。ですから子供の遊び場を造って、子供が友だちと仲良く遊んで、そして、楽しい場所があるようなそういう施策は取らなければならない。そういうのは、私が一番よく感じていることですので、議員のその指摘のことは、私も受け止めておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 続いて、ヘルシーランドの予備泉源の問題で質問をいたします。9月議会の中で、同僚議員の質問の中で、資料が平成12年度の掘削の資料が見つからないんだという答弁がされたわけですけど、この資料については見つかっているんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 資料もいろいろございますけれども、図面につきましては、現在も見つかっていないところがございます。

**○12番議員（吉村重則）** 9月議会で言われた資料としては図面だけだったんですか。見つからなかったというのは。

**○産業振興部長（大迫格史）** 9月議会の答弁のときには、何が見つからないという答弁はしていないと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** その12年度の掘削の図面は、図面だけがないということで、ほかの資料についてはあるということによろしいんですね。

**○産業振興部長（大迫格史）** 平成12年当時どのような資料を作成したのかが把握はされていないということでございまして、例えば、現在ある資料で申し上げますと、温泉掘削申請書、掘削工事着手届、工事完了届、特別地域内工作物の新築許可申請書、特別地域内土石の採取許可申請書、温泉分析書、掘削業務発注入札に関する書類として伺、設計書、契約書、見積書、変更契約をしたその伺、設計書、契約書、また、工事状況等でございます。こういったものはあるということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 当時、契約書とかそういうものについては、もう9月の時点ではあったということだと思うんですけど、今度の予備泉源を掘削するのに、仕様書なんかについても職員の中でいろいろ検討はされたんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の泉源の掘削につきましては、蒸気泉源ということで、非常に専門性を有する掘削でございます。そこで、その知見のある業者の方々に聞いた方がいいということで、まず以前、現場で当時の観光課の職員が、第2泉源の図面を見せたという話があったかと思いますが、そういった形で詳しい業者に確認するということが入札等を行ったところがございます。

**○12番議員（吉村重則）** 蒸気泉源ということで専門的な業者に依頼したということですが、昨年3月の時点で6,000万円以上の予算を計上していますね。この提案するのに、いろんな計画があっただろうと思うんですよ。でなければ予算、6,000万以上の予算、提案できな

いわけでしょう。これについても、その専門業者の意見をお願いして、こういうのを作ったということによろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市が契約を行う場合の手順について申し上げますと、基本的に、業者から提出される競争入札参加資格審査申請に基づき作成される名簿がございます。これは競争入札参加資格者名簿というものでございまして、この名簿に登載のある業者の中から業者を選定するということになっております。平成29年度に実施したヘルシーランド露天風呂第1泉源の掘削替掘・廃坑工事に係る設計業務委託につきましては、競争入札参加資格者名簿の土木設計というものに登載されている業者の中から業者を選定することになります。この土木設計には、市内の業者からの申請はなかったため、競争入札参加資格者名簿の中には市内の業者はいなかったところがございます。そこで、市では契約を行うに当たり、競争入札を実施しようとして、当時の競争入札参加資格者名簿の土木設計に登載のある九州管内の84社に対しまして、蒸気噴出を伴う泉源の廃坑工事並びに掘削工事に関する工事設計、施工監理の実績を有するか等の照会を行ったところがございます。先ほど申し上げましたように、この84社の中には指宿市内の業者はおりませんでした。照会の結果、実績を有すると回答のあった業者は1社のみであり、入札等は行わず契約規則等に基づき随意契約を行ったという流れでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 予算計上するときに6,000万からの金額は出ているわけですね。ということは、随意契約の中で議会に予算として提案するのに、その6,000万について、その随意契約で業者に見積もってもらった額を議会に提案したんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** まず、ヘルシーランドの今回の替掘につきましては、設計をする必要がございます。この設計をするための契約、これが入札で行おうと思ったところ1社しかなかったということで、入札ではなく随意契約になったということでございまして、この業者が専門性を有するというので、この業者が設計を行い、6,000万円程度の額が出たということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** つまり、庁舎の中では、専門家もいないと、担当職員はいるけど専門家はいないという中で、その6,000万というのは、業者に依頼した金額を議会に提案したということによろしいんですね。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の蒸気泉源の替掘もですけれども、市が入札等を行って設計を委託するケースは多々ございます。その場合に業者が提出した額を基に予算計上をするという流れになっているところがございます。

**○12番議員（吉村重則）** ちょっと、ちょっと理解に苦しむんですけど、平成12年度、旧山川町で泉源を掘削したときに県のほうに許可を取ったのは300mで取っているんですよ。掘削するとき業者との仕様書の中では、お湯の温度、噴出量、1分間に何リットル以上ということ、まず200mで契約をしているんですよ、それで。だけど今回、開示請求した仕様書

なんか見ても、その辺が全然出てきてないんですよ。ただ、蒸気泉源だから蒸気泉源だからと説明はするんだけど、問題は、蒸気泉源として有効に活用するのが最終的な問題じゃなかったんですか。蒸気泉源でなければ、温泉は得られないという捉え方をしているんですか。私は、そこ開示請求したやつを見ていったんだけど、12年度のときには、ちゃんと何度で1分間に何リットル以上というのが、ちゃんとうたわれているんですよ。それで200m掘って、思うような量が出なかったということで変更届をして270m掘って、その湯量を確保していると。今回の仕様書、それを見て感じるのは320mがあつて、320mありきというやり方をしたんじゃないかと。この辺はどうなんですか。ちゃんとその辺を旧山川町時代の技術ですよ。何でそういう技術が引き継がれてないのかどうか。業者に丸投げして業者の言うままですよ。何でこういう契約は成り立っていくんですか。これは地熱開発の実態じゃないですか。何でそういう湯量温度、湯量、それが仕様書に出てきてないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回、泉源の替掘ということでございます。替掘の場合、元々の泉源の1.2倍の深さまでしか掘れないということで県に確認しているところでございます。そのため、替掘の深度につきましては、元の平成12年の泉源の登録の深度が270mということでございましたので、その約1.2倍の320mということで県の掘削許可を受けたところでございます。320mまで掘削が終了しましたが、思ったほどの湯量が出なかったということでございました。この320mを超えて掘るとなると、これは許可を得ていないため違法ということになります。許可を得るためには、温泉審議会等でまた許可を得るという形になります。さらに掘り進めるためには、必要な予算の確保もあります。それから温泉審議会のスケジュール、これは年4回開催されております、これらのスケジュール等を踏まえて、今回の替掘工事については、終了せざるを得ないと判断したところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 私が言っているのは、この資料によると200mから320mまで逸水がないと、温泉がないという報告になっているんですよ。何でそうなっているのか。あそこは有望な地熱の宝庫じゃないんですか。ヘルシーランドは。そういうところで200から320mまで温泉はないことになっているんですよ。この資料によると、実際にはないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、実際ないんですか、ということをお尋ねされてもですね、地中のことについては答弁できないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** あの近辺は、民家も含めて10何か所掘削をしていますよ。1か所も温泉が出なかった井戸はないんですよ。何でこういうことになったのか。その辺は、全然調べる意思はないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の替掘につきましては、蒸気泉源ということで320mまで許可を得て掘削をしたところでございます。途中、浅い所につきましては逸水の層もございましたけれども、元々が蒸気泉源ということで考えておりましたので、そういったところの層につきましては活用することではなく、掘り進めていったということでございます。そし

て、その深くなった所につきましては、逸水の層がなかったという結果となったところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 蒸気泉源ということで、地元の業者は手は挙げなかったという答弁をさっきされたんですけど、地元の業者が、これまでずっと掘ってきているんですよ。地元のそういう技術的なものについて蒸気泉源だからどうかじゃなくして、地元のそういう技術ですよ。地層は、あの辺を掘って分かっていますよ。それについて何も調査とか、そういうことはしなかったんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、地元の業者が手を挙げなかったという御質問がございましたけれども、今回の替掘につきましては、設計それから掘削、この2種類の契約がございます。私が先ほどから申し上げておりますのは、設計のほうでございまして、設計につきましては、登録の業者が指宿市内にはいなかったということで、84社九州管内の業者にいろいろ調査したところ1社手を挙げられて、そこと設計の契約をしたということでございます。

一方、掘削につきましては、さく井というものがございまして、これも同様に名簿に載っていないといけないということになります。名簿に載るためには、当該業者から指宿市に申請が上がってくるということになっております。今回、掘削の契約をしよう、入札をしようとしたときに、そのときに指宿市内の業者は、1社だけ登録がございました。この1社が、今回掘削をした業者ということになっているところでございます。また、以前掘った業者に確認をしなかったかということでございますが、この第1泉源につきましては、平成12年に掘っております。それから20年経過しております。工法等それから管も異なっているところでございます。そこで、この蒸気泉に詳しい業者に設計を依頼し、また蒸気泉を掘れるというところで、現在の業者と契約したところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 設計をお願いした西日本技術開発ですよ。実際、設計を受けたのも西日本技術ですよ。じゃないんですか。その予算を計画するときをお願いした見積りを取ってもらった業者と、実際、施工した設計を施工した業者は一緒じゃないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 設計の業者は西日本技術でございまして、そこに設計を依頼して、実際、掘削の費用が幾らになるかという額を積算してもらったのが西日本技術ということになります。その額を基に、今度は実際、替掘をする、掘るという今度は入札をしました。その業者は今回掘った業者でございまして、西日本技術ではございません。

**○12番議員（吉村重則）** 掘削をしたのは西日本じゃないと。設計、監理については、西日本になるんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** そのとおりでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 監理委託について。見積りを取っているんですよ、西日本に。監理業務に。1回目取ったのが令和3年1月13日。この落札価格が予定価格範囲内でないということで、あれができてないんですよ。契約ができてない。この不落札の処理として業者と



協議して再度見直しを見直すということで次の日、1月14日にはその協議して金額が下げられて、15日には契約は結ばれているんですよ。業者の言うままじゃないんですか。業者が見積りを設計は幾ら。設計についても予算内だから落札しましたとか。予算内だから理由がそういう理由になっているんですよ。業者の言うままの開発じゃないんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 業者の言うままという御質問がございましたけれども、業者の言うままということであれば、予算額1回で契約まで至るということになっているかと思いますが、今の議員の御質問ですと、1回目の契約に至らなかったということからすると、それが業者の言うままではないということの理由というか、事実になるかと思っております。

○12番議員（吉村重則） この契約金額については、もう支払いを全額されているんですか。

○産業振興部長（大迫格史） まだ支払いは終わっていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） どの部分が支払いは終わってないんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 全額でございます。

○12番議員（吉村重則） 設計も監理料も掘削について約7,000万ですけど、7,000万について一銭も支払いをしてないということになるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 先ほどの議員の御質問は、監理業務について御質問だと捉えましたので、監理業務についてはお支払いしていないということでお答えしたところでございます。

○12番議員（吉村重則） 掘削とか設計について、どうなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 設計につきましては、前の年度の事業でございますので支払いは完了しております。あと、掘削工事につきましては、手元に資料がございませんで、ちょっと正確な答弁ができないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 休憩を取って向こうにあると思うから、休憩取って持ってきてください。

○副市長（有留茂人） 工事等の支払いについては、工事が完了しましたら完了届が業者から提出されます。完了届に基づいて検査官が検査をします。その検査をもって引き渡しを受けて引き渡しのやり取りをしまして、その後、その完了した業者から請求書が提出されます。その請求書が提出されたことに対して支払いをするというふうなことです。その請求書が提出されましたら、ある期間内に支払いをするという決まりになっているというところでございます。

○12番議員（吉村重則） 支払った部分でいいですから、休憩して取ってきてください。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（大迫格史） 掘削に関する支払いでございますが、5,689万7千円。これは全額お支払いしております。

○12番議員（吉村重則） 昨日、同僚議員の質問の中で、坑口について、現在ある噴口がなかったわけだから現在あるやつを使ったと。この部分の材料だけでも380万。経費を入れたら600万になるんですよ。この金額を払ったということによろしいんですね。

○産業振興部長（大迫格史） そのようには答弁はしておりません。5,689万7千円お支払いしておりますが、元々の契約額が5,710万5,788円でございます。この額が若干減額になっておりますが、これにつきましては、まず、工期が長引いたことで、そこのお支払いの額が増えたということ。それから、目隠しを露天風呂ということもあって設置せざるを得なくなり、その費用が増えたということ。それから、今、議員から御質問がありました坑口、これが不要になったことなどでプラスマイナスの結果、若干マイナスになったということでございます。その坑口部分については、その額は、この5,689万7千円の中には含まれていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） この材料だけでも2,600万から。経費を入れたら設計上では600万からあるんですよ。あと、200mから320mまで80mmの管を入れていきますよね。これについても設計では入っているのに実際は入れてないわけでしょう。それも100,4・50万になるんですよ。そんなに工期が長くなっただけで、その分も含めてされているんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、議員から御質問がありましたように、深い部分については、当初の予定通りのケーシング管を入れるということはしておりません。今回の積算というか支払いのときに、そういった工事をしていない部分、これにつきましては差し引いてお支払いをしたところでございます。

○12番議員（吉村重則） この資材についてはどうなっているんですか。資材についてはどうなっているの。

○産業振興部長（大迫格史） 坑口もなんですけれども、使っていないもので、積算の中には入っていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 何でこうして今回取り上げたかって、320m掘るのに約7,000万掛かっているんですよ。設計から監理から掘削まで。地元の業者だったら1千4・500万でできるのが、何でこんだけかけなければならなかったのか。説明してくださいよ。

○産業振興部長（大迫格史） 今の御質問につきましては、9月議会でもお答えさせていただいておりますが、今回、蒸気泉源ということで使っている管等が違うということがございます。そこで、従来のものよりも高い額になったということでございます。また、この予算額につきましては、これまで産業建設委員会や議会の中で予算額についてはお認めいただいているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 地熱は有望だと。ヘルシーランドの所は。有望だという結果は出て

いるのに、何で出なかったのか。それと、市民にとっては、農業にしても自営業にしても皆さん苦しいんですよ。何で7,000万使わなきゃならなかったのか。ちゃんと市民に対して説明してくださいよ。蒸気泉源だから蒸気泉源だからと、こういうふうにあれじゃ誰も納得はしないですよ。これから、こういう地熱開発をするんだったら、行政のやるべきこと、市長は昨日も言ってましたけど、地熱によって利ざやを得て、それを還元するんだという説明をされたけど、実際は、相当な資金を投入しなければならないということは証明されたんじゃないですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、議員から地熱開発というお話が出ましたけれども、今回の替掘は地熱開発ではございません。あくまでも露天風呂の泉源の代替泉源を確保するためということでございます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時09分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** こんにちは。8番、恒吉太吾です。よろしく申し上げます。東日本震災から10年がたち、その後も大きな被害をもたらす自然災害が頻発しています。令和3年5月から災害対策基本法の一部が改正され、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告と避難指示緊急は避難指示に一本化され、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務も課されています。高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所での生活が困難な方を避難行動要支援者、災害時要支援者と呼び、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿の作成が平成25年6月の災害対策基本法改正後、義務化されています。本市においては、この避難行動要支援者名簿がいつ作成されたのか、お尋ねします。また、支援者の状況は常に変化するため名簿の更新も必要ですが、更新はいつ行われたのか、名簿作成基準の対象範囲はどうなっているのか、お尋ねします。

次に、成年後見制度について、お聞きします。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護などの法律行為を一人で行うのが困難な事例もあります。また、自分に不利益な契約であることがよく理解できないまま契約などを結び、悪質商法の被害に遭う恐れもあり、判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見人制度です。成年後見制度には、本人に十分な判断能力があるうちに、その後、判断能力が不十分になったとき代わりに行うことを契約で決めておく任意後見制度と、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所により成年後見人が選ばれる法定後見制度

があり、法定後見制度は、本人の判断能力により補助、補佐、後見の三つの制度があります。この制度の全国での利用者数は2020年12月末で23万2,287人、年間の申立て件数は約3万5千件で近年増加傾向にありますが、推定600万人といわれる認知症の高齢者数に比べて少ないとされています。2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行。翌17年に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村には、国の基本計画を踏まえた計画の策定や中核機関、後見センターの設置が求められています。今後、認知症高齢者が増加することが予測され、成年後見制度がますます重要になりますが、制度利用者数をお尋ねします。あわせて、制度利用開始のための申立て件者の中で、本市における市長申立て件数を過去3年分お尋ねし、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 避難行動要支援者名簿等について、でございます。平成25年に災害対策基本法が改正され、作成が義務化されたことに伴い、本市も作成しております。直近では、令和2年11月に更新を行っており、対象者につきましては、65歳以上の独居老人者、障害者手帳所持者、要介護・要支援認定者、保健所所管の指定難病及び小児慢性特定疾病者となっております。

次に、成年後見制度でございます。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力の不十分な方の権利や財産を守り支援する制度であり、法定後見と任意後見の二つの制度がございます。法定後見制度は、既に本人の判断能力が不十分で支援が必要な状態にある場合に家庭裁判所に対し後見等開始の申立てを行い、選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度であり、本人の判断能力の程度により後見、補佐、補助の三つの区分が用意されております。一方、任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有するときに将来に備えて任意後見人となる方やその方に支援してもらいたい内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に任意後見人が定めた内容の支援を行う制度であり、本人と任意後見人との間で公正証書等により任意後見契約を締結しておく必要があります。

指宿市における成年後見制度の利用者でございますが、鹿児島家庭裁判所からいただいた各年10月時点の資料によりますと、令和元年が後見63名、補佐16名、補助5名、任意後見人2名の計86名、令和2年が後見62名、補佐19名、補助4名、任意後見3名の計88名、令和3年が後見68名、補佐27名、補助4名、任意後見ゼロ名の計99名となっているところでございます。また、市が後見等開始の申立てを行った件数といたしましては、直近3年では、令和3年度に1件行っており、平成24年度からの累計といたしましては7件となっているところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁いたします。

**○8番議員（恒吉太吾）** 質問に入る前に、協力の協、そして働くと書いて協働のまちづくり。この協働について指宿市は進めておられると思うので、ちょっと確認だけさせていただきます。市

民と行政がそれぞれの限界や制約を克服するため相互に連携，協力し，課題を解決する手段が協働といえます。本市におきましては，その定義を，市民がお互いに，あるいは，市民と行政が，それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し，相互の信頼関係のもと，お互いに補完し，協力しあってまちづくりに取り組むこと，としております。この考えに基づいて，今回質問をさせていただきますので，ぜひ執行部の方々もよろしく願いいたします。

順番を変えまして，成年後見制度についてから，お伺いさせていただきます。先ほど1問目のところでも認知症の高齢者，推定600万人いる。あと数年すれば，団塊の世代も75歳を超えてさらに増えてくることが予測されております。これは全国そして本市においても同様ではないかというふうに思っている中で，早速なんですけど，4番の中核機関が担う役割にどのようなものがあるか，概要を教えてください，お尋ねしたいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 中核機関とは，権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核として広報機能や相談機能及び成年後見制度利用促進機能を備え，必要な人が誰でも利用できるような支援体制や権利擁護支援の必要な人を発見し，適切に必要なサービス等につなげる機関であります。

**○8番議員（恒吉太吾）** この中核機関に関しましては，これから本市においては設置されるのかなというふうに思うんですが，現時点におきまして，まず，後見人制度，こういったものに対して相談があった場合，高齢者は，現在，地域包括支援センター。障害者においては，地域福祉課と窓口が別々になっていると思うんですが，この認識でまずよろしいでしょうか。現時点で。

**○健康福祉部長（山元成之）** そのとおりでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 指宿市成年後見制度利用促進基本計画というのがございます。この中におきましても中核機関について記載がありますが，本市において，これから設置に向けて動いていくとは思いますが，中核機関はどのような体制になりますか，お聞きしたいと思います。というのが，先ほどは，高齢者と障害者は分かれているのかなというふうに感じたもので，この質問をさせていただいております。あわせて，法律，福祉の専門職団体や関係者による地域課題別ネットワーク会議，地域ケア会議といわれるものですが，開催についても記載がございます。この2点，現状についてお尋ねさせていただきたいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 指宿市成年後見制度利用促進基本計画では，令和4年度に高齢者を担当する地域包括支援センターと障害者を担当する地域福祉課に中核機関を設置することを予定しております。このことは，成年後見制度が大きく高齢者部門と障害者部門に分かれていることからスタート時点では，まずは地域包括支援センターと地域福祉課の2か所で対応する必要があると考えております。

続きまして，地域課題ネットワークにつきまして説明いたします。中核機関の設置に向けまして，まずは，令和元年12月から令和2年5月頃にかけて，市民や医療機関，介護・障

害者事業所などにニーズ調査を実施しております。また、令和2年6月には、弁護士や司法書士、社会福祉士の3団体に後見の受任状況等について調査を実施しております。これらの調査結果を踏まえ、令和2年11月に地域課題ネットワーク会議を開催し、弁護士などの専門職や家庭裁判所の意見をいただき、令和3年3月に指宿市成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 他自治体に比較して、まだちょっと進みが遅いとは思いますが、着実に進んでいるということで、この歩みとどめることなくですね、本当に市民の方々、困っている方多いですので、一刻も早い中核機関設置をお願いしたいと思います。

次に、市民後見人制度について、お聞きしたいと思います。まず、本市におきまして市民後見人の養成はどのような状況になっているか、お尋ねします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市民後見人とは、支援を必要とする方の親族などや法律及び福祉の専門職ではなく、地域の一般市民で成年後見の役割を担っていただく方でございます。この市民後見人につきましては、平成23年6月の老人福祉法の一部改正において、審判の請求が円滑に実施されるよう民法に規定する後見等の業務を適正に行う市民後見人の育成及び活用を図る必要があるとされております。なお、国は、市民後見人を養成する研修や当該後見人が適正な活動を行うための支援及び安定的に実施するための組織体制を構築することを市町村の努力義務と示しているところでございます。市民後見人になるためには、支援が必要な方の財産管理や権利擁護、個人情報管理などに関し、高い意識を持ち、モラルある適正な方の育成等が重要なことから、養成する市や受講する方双方にとりましてハードルが高く、現時点では、養成研修の実施には至っていないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 確かに、市民後見人、ハードルが高うございますが、だからといってしないという理由にはならないと思います。現在は、養成は行われてないということなんです。今後どのように考え、取り組んでいかれるか、お尋ねします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市民後見人の養成につきましては、養成研修が50単位とか非常に高いハードルがあるようです。そのために、なかなかその養成研修には至っておりませんが、成年後見人等の受け皿の確保が重要な課題であることは認識しております。今後も他自治体等の動向を注視しながら、この市民後見人につきまして調査、研究してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** では、最後の後見センターの設置について、お聞きしたいと思います。他市におきましては、成年後見に関して一つの窓口で成年後見センターが設置されているんですが、本市では、今は未設置だと思いますが、この後見センターの設置はどのように考えて取り組んでいくか。他市によっては、直営であったり、委託またNPO法人、そういった新設というのもあるんですが、本市では、まず、この後見センターの設置について、どのような形態ですか。基本的な考えがもしあれば、お尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（山元成之） 最高裁判所のまとめた統計によりますと、成年後見人等に選任されている内訳としまして、約8割は親族以外が選任されている状況にあるようにございます。そのうち弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職の割合が8割を超え、これらの専門職が成年後見人等の受け皿として大きな役割を果たしており、本市においても専門職の方が多く受任されている状況でございますが、専門職の方々が受任できる件数にも限りがございます。今後、認知症高齢者などの増加や中核機関の取組による地域の方々の認知度向上を反映した相談件数の増加などにより、成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれる中、成年後見人などを受任する担い手の確保が課題となっております。このようなことから、成年後見センターの設置、つまり、法人として成年後見人等を受任する機関を設置するということは、重要な検討課題であると認識しており、令和3年3月に策定した指宿市成年後見制度利用促進基本計画におきまして、法人後見センターの必要性やその在り方につきまして、今後調査、研究を行うこととしたところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 中核機関ができれば広報のほうも力が入っていく。どうしても後見人制度ってとても難しいような制度に思われている方が、二の足を踏んでいる方も多いと思いますので、今後、相談、そして、後見人制度をですね、増えてくるということが予想されますので、この後見センターの重要性もますます上がってくるというふうに思っております。先ほど答弁でもありましたが、この後見業務というのは、財産管理と高い知識、そしてモラルが必要になってきております。その中でも預貯金を勝手に引き出したという事件と申すか、ニュースも報道されることもありますし、まず、今、市民後見人に関しては、まだ少しハードルが高いのかなというふうに思っております。今後もですね、まず市民後見人の育成、養成、これは急務な課題でございますので、しっかりと取り組んでいただくと同時に、まずは、今申しましたが、NPO法人であったり、地区によっては社会福祉協議会、そういったところに法人として後見業務を行うほうが現実に即しているのかなというふうに思いますので、市民後見人をしっかりと養成するのと同時に、後見センターの設置についてもしっかりと議論を重ねていただきたいと思います。そういった今言いました弁護士であったり社会福祉士、関係機関の方との協議というのは、設立に向けてどうなっていますでしょうか。協議が行われたかどうか。

○健康福祉部長（山元成之） 現時点では、まだ弁護士あるいは社会福祉士等との協議はされておりませんが、今月下旬に地域課題ネットワーク会議を開催し、中核機関設置に向けた検討を行っていく予定としておりますので、その地域課題ネットワーク会議には、弁護士、司法書士、社会福祉士もおりますので、その場でまた話を詰めていきたいというふうに思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 様々な職種の方と一堂に会して連携しながら、中核機関の設置、そして後見センターの設置についても前向きに進めていただきたいと思います。

次に、災害時の避難支援についての質問に移ります。避難行動要支援者名簿の作成と更新については答弁いただき、しっかりと進んでいるということが把握できました。実際に災害が起これば、市の機能というものは著しく低下することが予想されております。その中でこの名簿、クラウドなどへのデータ管理が行われているか、お聞きしたいと思います。また、停電なんかに備えて、電子媒体だけじゃなく紙媒体での保管も行われているか、併せてお尋ねします。

**○総務部長（下吹越寿）** 名簿等につきましては、複数の媒体があったほうがよろしいかと思えます。避難行動要支援者名簿につきましては、先ほど言いましたように紙ベースで保管し、更新の度、差し替えております。また、データにつきましてもクラウド管理しております。バックアップも毎日行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** いろんなことを想定して複数の保管をしているということでありがたいので、今後続けていっていただきたいと思えます。

次に、避難支援計画の全体計画についてお聞きしますが、全体計画の策定が行われているかどうか、お聞きします。

**○総務部長（下吹越寿）** 市では、平成24年4月に策定済みでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 策定するだけではなく、平成24年ということですので、随時見直し、バージョンアップしていただきたいと思えます。今、全体の支援計画についてお聞きしたんですが、次は、個別についてお聞きしたいと思います。個別支援計画の策定についてなんですが、まず、個別避難支援計画とは、災害時の避難に備えた行動を一人ひとりあらかじめ決めたものになります。本年3月時点において、個別支援計画が本市は未作成でありましたが、それから約9か月経過しております。現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 個別支援計画につきましては、実施要綱等の素案を策定し準備を進めております。今後、連携が必要な関係課、各関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 結構なボリュームがあるのでなかなか答えにくいとは思いますが、この個別支援計画の作成を、協議を進める中でいつから開始して完了が大体いつぐらいになるかが今の段階で予測できればお聞かせください。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど言いましたように、準備を進めているという段階でございますが、市では、令和4年度中を目標に策定体制の整備を進め、計画作成に着手してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 避難行動要支援者名簿に掲載された方が、この個別避難支援計画の対象になるという認識でよかったですでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 要支援者の中にも様々な方がいらっしゃいます。高齢者だとか障害者



という中から、個別に手を挙げて支援が必要な方というのを考えますと、ちょっと絞られてくるのかなという気はします。

**○8 番議員（恒吉太吾）** この個別避難支援計画の様式例というのが出てまして、それを見ますと、緊急連絡先や避難支援者の情報、避難先など個別の避難計画を作成し、避難支援関係者に情報を提供、共有するというので、そういったことを行うことで、いざというときに支援をスムーズに行うことができるような記載例になっておりました。作成する上での課題についてお聞きしたいと思います。うちはまだ未策定ということですが、未策定の大きな理由というのがあればお聞かせ願いたいと思います。何点かはあると思うんですよね。対象者が多い。専門的知識が必要と。それ以外で何か課題というものがあれば教えてください。

**○危機管理課長（竹山修一）** 個別避難支援計画の進まない理由ですが、平時の福祉環境づくりと災害時の緊急対策が、それぞれの保健福祉や防災危機管理という異なった部署に分断され、構造や機能の連携が取りにくいことが一つの要因じゃないかと考えております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 私もですね、その点が一番大きな課題じゃないかというふうに思っておりますので、後ほど質問させていただきたいと思います。防災と福祉、大事なところなんですけど、今、課長からもありました平時と災害時、どう支援を組み合わせていくのかというのが大事になってきますが、まず令和元年度、台風第19号等を踏まえた高齢者の避難に関するサブワーキンググループ最終取りまとめというものがございます。その中で、個別計画の策定に係る方針及び体制の中で、この個別計画というのは、市が策定の主体となる。そして、関係者と連携して策定する必要があるとしております。また、関係者間での役割分担に応じて策定事務の一部を外部委託することも想定していますが、まずこの認識でよろしいかどうか、お尋ねします。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃったのは、今後の作成に当たっての課題ということも含まれると思います。計画作成につきましては、避難行動要支援者名簿に記載された中から、先ほど申しましたように、実際支援が必要な方の抽出がまず必要であるということになりまして、また、一番は本人の同意が必要でございます。また、障害の状況と個人情報を他人に知られたくない理由でなかなか同意が得られないこともあります。なお、計画作成につきましては、対象者の情報が必要不可欠ですので、総務部門と健康福祉部門との連携を十分に図るとともに、対象者の身近な存在である民生委員、自主防災組織等も協力をいただきながら、先ほど協働といったこともおっしゃいましたけれども、それも含め、また福祉部門の社会福祉協議会というようなところとも協力しながら作成を進める必要があると思っております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 今、部長から民生委員という言葉が出たので、これに関連してお聞きしたいと思います。他自治体におきましては、この個別支援計画作成の同意確認調査に関して、地域の民生委員が行っているところも数多くあると思うんですが、本市でも、もし始め

るとなった場合に、同様に民生委員が行っていくのかどうか、お聞きします。

**○総務部長（下吹越寿）** 個人のその情報の取扱い、情報を提供していいか、そのその同意を得るための方策につきましては、民生委員、自治会、自主防災組織等も含め、今後その詰め、協議は必要かと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** と言いますのが、この記載例を見ていると、本人の心身状況、かなり正確に把握しないといけないというところがありまして、私は、一つの仕事として介護そしてリハビリをしている中で、一人ひとりの特性を把握するためにアセスメントさせていただいています。市として、このアセスメント、どれくらい重要に考えてるのが分からないので、この点どうお考えか、お聞きしたいと思います。ちなみに、急にまた横文字だと言われるかもしれないのでアセスメントについて説明しますと、本人の状況や取り巻く環境に関する情報の収集や分析、本人のニーズや解決すべき課題を明確にするための評価なんですけど、こういったものが本当に民生委員に、言い方悪いですが、押し付ける形でできるのかどうか。私はできないと思うので、しっかりとした専門職の力も必要じゃないかなというふうに思っております。その中でも今、部長からもありました関係者の中でも民生委員、自治会長だけでなく、例えば、介護支援専門員、ケアマネジャー、それから相談支援員というものは、避難行動要支援者のうち介護保険サービスの利用者に対しては、日ごろからケアプランの作成を通じて避難行動要支援者本人の状況などがよく理解できているというふうに思っております。また、信頼関係もしっかりとできていることから、この個別計画策定の業務に福祉専門職の参画を得ることが極めて重要ではないかというふうに思っているし、先ほどのワーキンググループの取りまとめでもそのように結論付けております。一つ例を紹介しますと、大分県別府市、別府モデルといわれるものがあるんですが、こちらでは、インクルーシブ防災として、市民活動者と協働で障害当事者が参加する避難訓練等に取り組み、プラン検証や改善を行ってきております。そうした中で、平成29年度より、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉関係者が参加した当事者や地域、行政などが連携して個別避難計画作成を行っている事例もあります。このように、福祉専門職が参画している事例、そしてほかに社会福祉協議会が参加している岩手県奥州市や福岡県久留米市、こういったところも事例もございまして。この作成経費、どうなっているんだっていうことなんですけど、福祉専門職の参画に関する報酬や事務経費など1人当たり7千円程度を想定しているということで、この経費に関しては、地方交付税措置を講ずることとなっておりますが、私の認識が正しいか、合っているかどうか。交付税措置、その7千円、もし作成した場合に交付税措置になるのかどうか、教えてください。

**○総務部長（下吹越寿）** 幾つか質問が混じっていたような気がしますが、漏れたらまた言って下されば。先ほど言いましたように、ケアマネジャーの参画というか、一緒に個別行動計画を策定するに当たって必要じゃないかなということでございまして、本市におきましてもケ

アマネジャー等の福祉の専門職の協力は欠かせないものと思っています。計画の民間機関による作成は、効率的と考えておりますが、計画には、先ほど言いましたように個人情報も含まれておりますので、取扱いには慎重にやりながら、また他市の状況を注視しながら検討を進めていかないとならないと思っております。

交付税の関係ですが、個別避難計画の作成に当たるその経費の1人当たり7千円程度を要するもののその費用につきましては、令和3年度より地方交付税措置を講ずることとなっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** うちも今から始めていくということですので、例えば、この福祉専門職が参画すれば、この7千円を経費として使えるという認識でよろしいでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 基本的な考え方であれば、交付税措置をされるその金額は7千円程度とあれば、そこを基準にやはり予算というのは組まれていくものと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。先ほど危機管理課長からお話があって、うちなかなかこの個別支援計画が進まない課題のところ、やはり福祉と危機管理課が少し連携がまだ取れてないんじゃないかというお話もありました。ということは、これって組織の在り方の問題なのか。縦割りの弊害がモロ出ているんじゃないかなというふうに思ってしまうんですが、普段の生活、日常、家に住まれて普段の生活と災害時・緊急時、こういったときを途切れなくつなげることが大切になってくるんですが、今の話、執行部がお認めになったように全然まだ連携が取れてない。途切れているんだなというふうに思っております。先ほど私、冒頭で協働についてお話させていただいたんですが、協働というのは、市民と行政だけの協働ではないと思うんですよ。役所内でも協働というところで、この個別計画に関しては危機管理、福祉、医療、介護、関係なく、一つの大きなグループとして、早急に計画を進めていただきたい。作成に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、そういった意味で、もう少し大きなネットワークとしてこの個別計画に携わるプロジェクトチームみたいなのを作れないのかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

**○総務部長（下吹越寿）** 一般的に何かの事業、施策を推進するに当たって、行政の組織というのは、その課題解決のために効率的に合理的な組織の再編を毎年行っておりますので、今、うちの課長が申しましたように、福祉部門とそこの連携がなかなかということでございますけれども、そこは行政内部のことでございますので、どういう在り方が先ほど言ったように効率的なのかということ的前提に、組織の在り方というのはあるべきだと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 組織の在り方、この個別だけにかかわらず災害全般だと思うんですが、まず行政内部でもしっかり連携取っていただく。そこに先ほど話しました福祉の専門職、こういった方もいっしょに巻き込んでいただきたいというふうに思います。

再度になるかもしれないんですが、個別計画の策定には、先ほど言いました専門知識を持

っているケアマネジャーとか相談支援専門員などの関与が不可欠だというふうに思っております。策定についてももう一度、福祉関係者との連携についてお聞きしたいと思います。個別避難計画作成に庁舎内の連携はもちろんですが、関係者、福祉専門職であったり社会福祉協議会の参画の考えがないか、お聞きしたいと思います。あわせて、今後これから作成を進めるに当たって、具体的な、例えば調整会議であったりとか、作成に向けた研修みたいなものっていうのが行われているのか。それとももう庁舎内だけで進めるからそういった連携なしで進めていくのか、お聞かせ願えればと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 冒頭、私が申しましたように、今、個別避難要支援の名簿の登録の実施要綱というのを今、素案ができておりますので、この中を見ますと、非常に多岐にわたっています。高齢者の部分があったり障害者があったり、それと自治会、その中でも自主防災組織、民生委員各々という、消防、警察も絡んできますので、かなり広いその分野の方々の専門的な知識が必要となろうと思いますので、進め方につきましては、連携といった形につきましては、今後どういう進め方をするかというのは、先ほど申しましたように今、計画を策定している。令和4年度中に着手するというのを申しましたので、それも今言われたようなことも併せまして、その在り方、その進め方についても協議したいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 個別支援計画の策定、作成というのは、要支援者の生命を守ることと同時に、計画を作成する課程、避難訓練の実施などの実践が共助や近くの人が近くの人を助ける、近所、地域の支えあいの関係づくりや地域コミュニティーの再構築にもつながるといふふうに思っております。他自治体、この取組、進んでいるところがおおございますので、そういったところもぜひ研究していただき、検討していただき、参考にさせていただきながら一刻も早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回は、この避難支援と成年後見制度について質問いたしましたが、地域や社会から誰一人取り残さない安全安心して暮らせる子育てができるまちをつくるのが、誰もが誇りに思える未来のまちづくりにつながると信じ、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 5番、前原五男です。皆さんとこうして議席をもっている中で最後の質問となりますが、皆さん、また来年の2月は一緒に働けるように頑張っていきたいと思っております。さて、質問の前に、今朝非常に気持ちのよかったことがあったので、その状況を御披

露いたしたいと思います。朝8時過ぎ、この議会に来るとき、田口田交差点でバスが10数台連なって池田湖方向に来ました。ああ指宿も、もうそろそろ最盛期のときに入ったのかなと。これでコロナ禍のそのどういふのかな。観光業が潤えば農産物もまた出てくる。土産物屋も潤う。いろんな意味でそのうれしさがあつたんです。そしたら交差点のですね、私は真っ直ぐ庁舎の方向に向かうので、高架道路のほうに向かうので、そのまま停止線の所におつたんですけれども、右折車の車両が1台、5mくらい下がって止まっていたんです。なんでだろうかなと思って、ちょっと前へという手招きしたんですけれども、そのままでした。よくよく考えてみたら、やっぱりそのバスの左折がですね、国道から池田湖のほうに入るその方向が当たらないように前の所はですね、下がってくれてまして、ああ指宿の住民にもこのような奇人な人がいるんだな、と感心するところでした。私も見習わなければいけないなと思っているんです。ともすれば、現在の世の中は、自分のこと、1分でも早く職場に着かんないかなということに急ぐもんですけれども、今朝本当に私、考えさせられました。このようなことですね。指宿市民も捨てたものじゃないなと思いました。一部には、ややもすれば心にもないことを言ったりしますけれども、私は、今までこの4年間ですね。市の職員とか市長が一生懸命予算作つたものには協力していこうと。それが私の立ち位置でございました。だったらですね、ある同僚議員は、はいはい学校と一緒にじゃないかというようなこともやゆされましたけれども、私はそうじゃないと思っております。35年間、市の職員として、いかに予算が練り上げられてくるのかというその過程を痛いほど分かつております。だから、そういう意味をもって、私は、行政の皆様には何とか協力できるものはしていけないといひ、直してもらいたいところは、担当者のところに行って、こういうことをこう直さないよ、やっぱりほかの議員に言われるよ。もう少しよくよく検討してくれということ、手直ししてもらった部分もあります。そういう意味で、今日は私にこの一般質問のトリが当たりました、皆さんが、お前がトリを務める場じゃないよと言われるかもしれんけれども、私は、喜んでこの場を務めさせていただきたいと思ひます。

さて、前置きが多くなりましたけれども、私の1期目の最後の質問として、市政運営について、大まかに質問させていただきたいと思ひます。その一つには、この4年間で施設新設や改修等が行われたが、市民から見れば無駄だとの一部の声が聴こえるが、どう思ふのか、ということ。そして、現在進んでいる市民会館などその活用策は、どのようになっているのか、ということ。そして、市長は立候補を表明しております。それでですね、今後やりたい事業があるとすると、それはどんな事業で市民へどのような形で還元されるのか。もう一つは、市長として市民の負託を受け、市政のかじ取りを行っているが、その施策が成功するまで市長職として責任を全うする考えはあるのか。その辺の強い決意をですね、聞きたいと思ひしております。

まずはじめに、この4年間で新設、改修が行われた主な施設は、どのようなものがある

か。地域と施設名を併せて教えてください。

以後の質問は、質問席から行います。よろしくお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 最近、少しずつではありますけれども観光バス等が市内を往来し、コロナ禍にあっても、少しずつではあるけれども指宿の観光というのが、少しずつ少しずつ前の指宿のにぎわいを取り戻してきつつあるのかなという感じも私はいたしております。先日、指宿市の経済対策会議という商工会議所会頭の主催ですけれども行われました。指宿のあるホテルで2年ぶりに行われました。何とそこには、修学旅行の子供たちがおりました。元気よく挨拶してくれるとともに、指宿での修学旅行というのは、これまでになかったことであります。その指宿の修学旅行を楽しんでいる様に触れ、指宿もこれからコロナ後を見据えて様々な観光、農業、主幹産業を盛り上げていかなければならないという気になったのも事実でございます。

さて、この4年間、様々な事業をやってまいりました。それに対する評価は様々であります。私は、事業をするときに常に自分の家のことを考えて事業をいたしました。私の家が52年たった家である。改修するのか、新たに造り直すかという観点であります。52年たったら電化製品や全ての空調機器そういうものの修理するその材料がなくなっております。むしろ300万円掛けて全面的な家の修理をするよりも1,000万掛けて、そして、新しい住宅を造ると新たな補助が出る。つまり、特例債であります。とすると、どちらを選ぶかということで判断をしてまいりました。市民会館は52年たっております。私が成人式を行った第1回目の市民会館であります。そのときには、びっくりいたしました。何という素晴らしい市民会館で成人式ができるのか。結婚式場もありました。第1回目の結婚式場、結婚式を挙げたのは私の友達でありました。当時、中福良に駐在所がございました。その私の同級生でございました。つまり、あの市民会館ができたときの感動というのは、50年たっても昨日のこのように覚えております。市民会館、多くの経費を費やして新しく造るという決断をした裏には、そういう思いがあったわけであります。音響装置を変えなきゃならない。ところが、50年たっとうしようもない。空調もそうです。水回りもそうです。全てのものが、50年たっただ今、修理をして市民会館を延命措置を図りながら、新たな市民会館52年以降を考えるのか。それとも、新しい市民会館、現在に通用する、いや20年30年後に造って良かったという市民会館を造るのか。その判断は、極めて難しいものがありました。しかし、財政が厳しい指宿市だからこそ合併特例債があるこのうちに造らないといけないと。それもあと2・3年後には切れるわけであります。サッカー場もそうです。どちらの道を進むのかという判断基準というのは、人それぞれであります。選ばなかった片方の道はどこに行くのか。選んだこの道は、将来、皆さんが後世どのような評価をするのか。私は、この判断は、後世に委ねるべきだと思っているわけでございます。やはり、サッカー場もそうであります。野球場もそうであります。無駄なお金と言われると、私は、そのときの判断は、間違っていたと認めざる

を得ないわけです。昨日のいろいろな質問の中でもありました。なぜあんなに観覧席を含めてするのかという、それも考え方の一つであります。私は、そうしたほうが地域経済のためにも、子供の将来のためにもいいという、これは市長判断であります。私は、その時々、いろいろな場面に、問題に出くわしてまいりました。それが、議員の皆様の賛否はともかく、市民がどう評価してくれるのか。正しく、その評価が次の選挙だろうと思います。堂々と自分の主張を市民に訴えながら、判断としてやった様々な事業の後世の評価を期待したいと思えます。いぶすきフットボールパーク、指宿市営野球場そしてバックスクリーン等の大規模な改修、スピードガン等を備えた野球場、珍しいかもしれないけれども5年後10年後は、そのような設備を造ってありがたかったと。それを期待をしているところであります。フットボールパークもあの規模は要らないのではないかと。この議会でも様々な意見をいただきました。造るのであったら、子供たちに、そして、サッカーを愛する全国の高校生、大学生、社会人、Jリーグを含めてですけれども、指宿だったら行きましょと、また合宿をしましょというそういう施設になってほしいという思いで造ったわけでありました。そのほかにも、この3期目には大きな事業をたくさんしました。山川庁舎も改修をいたしました。開聞庁舎の新築もいたしました。どこにそんなお金があるのかと。今あたかも来年の2月に向けて賛否両論であります。財政が破たんする。後世につけを残す。大変な批判の嵐が聞こえてまいります。私は、それでもぶれません。そのときの判断というのは、必ず良かったと言ってもらえる事業にしたかったわけでありました。もっとやるべきこともあったのも事実であります。私たちが、市政を任された市長として、そして、それを束ねる行政職員とともに何を目指してきたのか。目指したけれどもできなかったことも多々あります。あのときにしたら、というifという言葉は使いたくはありません。やはり、やるべきときにやらなかったときの後悔することよりも、やったあとのことを考えたい。そういう意味で事業としてはやってみりました。議会と執行部は両輪であると、そのように度々私は、皆さんに訴えてまいりました。一方の輪が前に進もうとするときに、片の輪が後ろに下がったら車は進まないわけです。その場をクルクル回るだけであります。やはり私たちが、何が正しいのか。何を見るべきなのか。その度に私は、広報紙の随想の中で、心眼を磨こうということを何回も書きました。心眼というのは、見る眼を、正しい眼で見ましょ。そしてそのときには、真相に触れよう。真相というのは、正しい姿という意味であります。いろいろこれまでもやってみましたが、議会の皆様にはその時々においていろいろとお世話になり、また批判もいただきました。それは、自らの行政マン、市長としての糧として取り組んできたつもりでございます。市民の皆様の声を聴くという大事な使命があります。聴くという字は、耳という字に十の目で心で聞くというのが、正しく、この漢字が現れる聴くという言葉です。常々私は、聴くというのは耳で眼で心で、しかもそのときには十の多様な眼で心で聴こうと。それは偽らざる私の市政運営の柱であったはずであります。やはり私たちが、今後新し

い時代に向けて何をしたらいいのか。その一つが、未来への投資という意味であります。地熱発電もそうであります。皆さんの中で鰻池の水の問題がありました。5年後は、今のアクアファインでは到底到底、鰻池の水の浄化はできません。先日、大学の先生方が指宿に帰ったときに、これだと言ったことがあります。地図を見て、鰻池と池田湖、こんな近いところに九州一と九州二の湖がある。これを利用して鰻池と池田湖の水を浄化する方法。つまり、地球温暖化に耐えられるようなそういう環境問題というのを池田湖と鰻池を焦点にして考えたらどうかという話もいただきました。それは、命の水を守るという観点です。環境という問題で、私が次に任されたら池田湖、鰻池を気候変動にも負けない透明な命の水として活用できるような政策を考えているところであります。皆さんに大変御迷惑をお掛けした地熱の恵みプロジェクト、私はこれは正しい選択だったと、その手法は別として、必ずやらなければならない事業だと今でもそう思っております。市政運営、この4年間そして今後のことを述べましたけれども、こういう私の思いを述べるのは、皆さんとの私の3期目の議会の中でこれが最後だろうと思って述べさせていただきました。正しいことを正しい眼と正しい心で、私たちは事業としてこれからも、そして未来に向けた事業として、私はぶれずにやってきたつもりであり、これからもやりたいと思っております。今回、様々な意見をいただいた最後に4年間の事業の総括的な質問をいただきましたので、私の思いを伝えたくてございます。

**○5番議員（前原五男）** では、施設の新設、改修を行い、財政的にますます苦しくなった。あるいは赤字財政だとか、ちまたでは言われております。私はそうではないと思っております。そういう赤字財政だとか心配する意見があるが、それはどうなのか。財政担当からよろしく答えてください。市民に分かりやすく。

**○総務部長（下吹越寿）** 施設等を新設及び改修を行う際は、その財源として合併特例債や過疎債などの財政上有利な起債を活用しております。特に、合併特例債については、他起債よりも活用できる適用範囲も広く、財源の手当てとしては貴重な財源の一つです。しかしながら、合併特例債については、活用できる期限が令和7年度までとなっており、それらを見通しつつ、必要な施設整備を進めてきたところです。本市としましては、市民が集う健康増進施設等としてももちろんのこと、アフターコロナにおける観光の起爆剤としても、これらの施設を核とした施策展開を今後強力に進めていかなければならないと考えております。

**○5番議員（前原五男）** 令和2年度決算における健全化判断比率はどうなっているのか。私は、ちょっと勉強したところによれば、総務省地方公共団体財政健全化に関する法律、これによって市町村は、鹿児島県にその結果を監査報告なり付けて判断してもらおうと。県は総務省へ送り、総務省の判断を仰ぐと。このような体制になっていると思いますが、指宿市の健全化判断比率はどうなっているのか、お答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** 本市の令和2年度決算における健全化判断比率については、前回9月議



会において市議会に報告させていただいておりますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、いずれも黒字であったため数値なしとなっております。実質公債費比率は9.2%で、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。将来負担比率ですけれども49.2%で、こちらも早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

**○5番議員（前原五男）** 大体、健全化の財政を行っているというふうに理解していいかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今の健全化判断比率等に基づけば、そういう判断で結構かと思えます。

**○5番議員（前原五男）** 議会からも議会選出の監査委員を出しているわけで、そしてまた、議会へもこの決算報告は行われているわけで、それを見る限りは、今のところは大丈夫かなと思うところです。

次の質問に入らせてもらいます。新設された施設にサッカー場があるが、利用状況、経済効果はどうなっていますか。

**○教育長（吉元鈴代）** いぶすきフットボールパークの利用状況につきましては、本年1月2日の指宿市新春サッカー大会を皮切りに、本年11月までの累計で289件、3万4,782人の方々に御利用いただいております。また、経済効果につきましては、鹿児島県の産業連関表を用いた結果、いぶすきフットボールパークによる経済波及効果は、約2億3,000万円となったところでございます。なお、利用者からは、フットボールパークができたことに対する感謝の言葉も多数寄せられております。さらに、今年度、全国レベルの大会に出場する生徒も出ており、競技力の向上も目に見えてきたところでございます。

**○5番議員（前原五男）** 私も経済連関表というのは、少しかじったことがあるわけですが、この2億3,000万というのは、ちょっと低いと思いますよ。1人の子供が宿に泊まったりすると、大体これには1万円としても、2×3が6、60億はいつているんじゃないかならうかと思っております。これは鹿児島県の経済研究所ですかね、鹿銀の下部組織である。ここでも聞いたらですね、もっと大きなものが出てくるだろうと思います。私もですね、土日はよくなのはな館の前を走ったりしているんですけども、車がものすごく駐車場多くてにぎわいを出しております。あれを正直言って中央商店街にあれだけの人が流れてくれたらすごいなと思っております。新設のフットボールパークによってにぎわいがあった。今後はですね。市長。今後は、お答えする必要はないんですが、この入り込みをですね、一点じゃなくて点を線にして線から面に変わるためにはどうしたらいいかということも一つ考えてほしいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。現在、順調に進んでいる市民会館など、その活用策はどのようななっていますでしょうか。施設整備等について主なものを教えてください。

**○総務部参与（野元伸浩）** 現在進めている主な施設整備等の事業につきまして、まず、現指宿

市民会館の老朽化に伴い、市民の利便性をさらに向上させ、ふれあいプラザなのはな館との一体的な活用を促進するため新指宿市民会館をなのはな館敷地内に建設中であり、令和4年7月に供用開始を予定しているところでございます。指宿市の芸術文化活動の拠点として、より多くの市民が利用し文化芸術に触れる機会に恵まれるよう心豊かな市民生活の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市民及び観光客の交流促進や地域経済の活性化を目的として、池田湖観光施設公園の整備を進めており、令和4年10月の一部供用開始を予定しているところであります。本施設は、鹿児島県魅力ある観光づくり事業の採択を受け、県と市が協働しながら掲げる観光地づくりを目指し、現在整備を進めているところです。開聞岳を望む眺望や四季折々の花々とすばらしい景観に恵まれ、国内外を問わず多くの観光客が訪れる池田湖に本施設を整備し、滞在型周遊型観光をより一層強化することで滞在時間の延長や交流人口の拡大を図り、池田湖周辺や本市の活性化につながるものと思っています。さらに、温泉観光都市としての特性を生かしつつ地域住民の安全安心な暮らしの実現を図るため、国が指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業を進めており、この事業に伴い市では、護岸背後地の排水施設切替工事や埋立てを実施し、海岸緑地の整備方針を検討しております。今後、再生される砂浜と緑地を生かし、海洋レジャー等の新たな観光交流拠点や魅力ある空間の形成等による市民の憩いの場、にぎわいの場を創出し、さらには、海岸エリアから市街地を含めた地域全体の町づくりにつなげてまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** いろんな事業が、こういうときに行われているということは、非常にいいことだと私は思います。その中で、池田湖売店、これが古いのはなくなって、今、新しいイッシー館というかな、そのような形が出来上がってきつつありますけれども、その中で、池田地区のおばさんたちが、あそこはですね、何か無条件で出て行かざる得なかったというような話を聞いて、補償金もなかったというようなことをですね、そこの売店の人じゃないですよ、池田の界わいの人が話をしているわけです。そんなことはないはずだがなど。その売店の人に私は聞いたことがあります。あんた、ここまた売店を前のほうに新しいのができるが、やりたいのかと聞きましたら、いやもう高齢だから畳むんだと。9月頃だと言いましたかな。そういう話がありました。ああそうかと。誰かが向こうのほうに移って事業をやりたい人がいるのかと聞いたら、まあ一番端っこの人が何とかかんとかと言っているけど、それもしないだろうなという話でした。事実を聞きたいと思います。その人たちに補償金があったのかなかったのか。これをはっきりお答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** まず、そのような間違っただうわさがあるということに非常に残念に思います。池田湖売店の方々につきましては、これまでの議会においても説明をしてきておりますが、観光課におけるサウンディング市場調査や観光客へのアンケート調査結果を踏まえ、跡地には当初計画どおり、県が駐車場を整備し、既存売店を移設するための施設の新設

はしない計画となったところです。また、令和2年度において各売店の営業補償調査を行う予定であり、その結果を踏まえ、退去のための補償金契約を令和3年度に予定していることなどを令和元年度末に売店の方々に個別に説明をし、全員の方から同意書をいただきました。そのことから、令和2年度予算において退去いただくために必要な補償金の調査委託に係る予算を計上し、令和2年度において各売店の営業補償調査を行いました。その調査結果に基づき、令和3年度当初予算が決議された場合の補償金額予定額についても事前に個別に説明し、全員の方から補償内容等についても承諾予定である旨の承諾書を令和2年10月末にいただいたことから、令和3年度予算において補償金の予算を計上し、令和3年度において補償契約を締結し、契約どおり移転退去いただき、全員の方への補償金全額支払いも終わったところでございます。

**○5番議員（前原五男）** 今が正しい話だということですね。分かりました。補償はするということですね。

次に移ります。市民会館建設には、多くの市民が期待を寄せていますが、オープン後の活用がその施設建設の成功を決めると思うが、実際に活用策はどのように考えていますか、お答えください。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 新指宿市民会館は、ふれあいプラザなのはな館と一体的な活用を行い、本市の文化芸術活動の拠点として市を象徴するような文化芸術イベントの企画立案、市民が主体となって集まるような新しい文化活動の創出、文化合宿や音楽コンクールなどによる市外からの誘客など推進してまいります。そのために市民の皆様をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営を行い、文化芸術活動の促進、交流人口の拡大、そして、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

**○5番議員（前原五男）** そのような大まかな考え方で、これを具体的に新しい市民会館ができたときは、具体策をもって活用していただきたいと思いますものだと思っております。現在の市民会館は古く、利用者からは使いづらいなど様々な問題があると聞くが、新市民会館については、市民が活用しやすい施設づくりについてどのような工夫をしているか、御紹介ください。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 新指宿市民会館は、反響板を備えた良好な音響の舞台、成川式土器をデザインモチーフとした生地で作ったゆったりと座れる客席が特徴の大ホール、ワークショップや気軽に市民が交流できる創作活動スペースなど、現施設にはない工夫を凝らした造りとなっております。また、大ホールには、車いすの方がそのまま観覧できる専用席を設け、ホワイエには、ピクチャーレールやライティングレールを備えることで、絵画展などの様々な展示会にも対応できるようにしているところです。トイレにつきましても十分な数を整備するとともに、施設全体をバリアフリーとして整備しております。なのはな館芝生広場を利用する方も使いやすいように動線を考えているところでございます。このように新指宿

市民会館は、利用者の様々なニーズに対応できる施設として整備を進めているところでございます。

**○5番議員（前原五男）** 多目的な活用法ができるようにホワイエも広くできているということで、絵画展なんかもそこでできるというルールも張ってあるということなんで、そこに掲示板と言っていいのかな、それもちょうんと設置できるような元々の設備をもっているということですので、非常に出来上がりを期待しているところです。

次の質問に移ります。一部の市民からは、現在の場所に建設しないのはなぜか。また、建設の必要性について疑問があるなどの話があるやに聞くが、私はそのようには思っていないです。ここでその理由をもう一度述べていただきたいと思います。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** 指宿市民会館整備事業の必要性につきましては、これまでも様々な場において説明申し上げているところではございますが、再度説明申し上げます。現市民会館は、老朽化が著しく、それが原因となって、この新市民会館建設を早急に進めるべき事業であると考えております。この事業を実施しなかった場合、現施設の故障が原因となって運営困難な状況に陥る可能性があり、その結果、多大な修繕料が必要になることが予想されます。また、建替え工事が先送りになれば、毎年の公共単価見直しによる工事費の上昇が予想されること。現施設を更新するにしても、設備が50年以上前のもので部品等がなく更新が困難であること。利用者アンケートで建替え希望が圧倒的多数であったこと。そして、市民会館運営協議会において全会一致で建替えが支持されたことから、財源の確保を含め総合的に判断し、今やるべき必要な事業として進めているところでございます。

また、新指宿市民会館の建設場所につきましては、現在の場所が、急傾斜地崩壊危険箇所警戒区域であること。建替え期間中においては、現在の施設を利用できなくなるなどの課題についても総合的に検討を行い、市民会館運営協議会の意見を踏まえながら、ふれあいプラザなのはな館の敷地内に整備することとしたところでございます。

**○5番議員（前原五男）** 様々なことを考えて勘案して、なのはな館のほうに新設したということとで理解したいと思います。次に、なのはな館に建設することは、大きなメリットがあるからであると理解しているが、その点についても一度確認させてほしい。もう一回答えてください。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** なのはな館敷地に新指宿市民会館を建設するメリットでございますが、このなのはな館敷地に整備することで、なのはな館の諸室を新市民会館と一体的に活用することが可能となります。このことによって新たに建設する建物の規模縮小が図られるところでございます。実際、図られたところでございます。また、建設用地や駐車場用地の取得が不要であることから、大幅なコストダウンを実現したところでございます。新市民会館は、なのはな館と連携することによって様々な創作活動や各種イベント会場としても活用できるなど、市民の皆様の様々なニーズに対応した充実した施設となります。完成後は、是

非、市民の皆様積極的に活用していただきたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** 規模縮小ということですが、大体前のは、ちょっと数字的にですが、1,100席ぐらいから現在ののは850席ぐらいかな。そのようにダウンしたということでしょうか。

**○教育部参与（中摩浩太郎）** ただいま申し上げた規模縮小につきましては、現市民会館は、ホール部分と会議室等が控室であったり、リハーサル室として活用されておりますが、なのはな館の諸室を控室やリハーサル室として使うことができますので、その会議室等部分の建設が不要になったということをごさいますので、現施設の会議室等の面積が約1千㎡程度ございしますので、その面積が圧縮することができたという意味でございます。

**○市長（豊留悦男）** 私からも市民の声を御紹介したいと思います。舞踊関係者の春の祭典というようなイベントがあります。踊りの祭典です。前の市民会館でこのような発表会をするとイスが狭くて、しかも和服で観賞するとなると非常に窮屈で疲れる。もっとゆったりとした所で舞踊その他楽しみたいという声もあったのも事実であります。トイレもそうではありません。和服を着てトイレというのは非常に難しい。だから、ゆったりしたトイレを造っていただきたい。それで、いすも普通の県の文化センターとか鹿児島市の文化ホールとか、それよりも座り心地が良くして少し広いいすにしてありますし、前後の間隔もそのようにとってあります。つまり、これからは圧倒的に高齢者や女性の利用が多いだらうというそういう予想の下で今回の市民会館は、ゆったりして誰もが楽しんで芸術活動を観賞できるというそういう観点でやったわけでございます。やはり私たちは、文化というのは、人の心を育てる館であります。そういう意味で市民会館はどう造ったらいいのか。スポーツというのは、人の負けない心。つまり、克己心を培う場所だ。だから、野球場も少々高くなりましたけれども合併特例債という有利な起債ができましたので、どうぞ行ってみたいと思います。すばらしい施設ができました。これは、市民の思いを実現したと思っております。私が、最近いろんな方と話をしますと、お前は箱物行政ばかりしてきて何を考えちよつかと何回も言われました。箱物行政というのは何ですかと私は反論したこともあります。箱物、箱物。箱物ではありません。人の心を育てる建物です。人の強い心を、負けない心を育てる施設です。だから私は、箱物じゃありませんよと。何も将来のこと考えもせずに。それが、今とても悔しい思いをしているのが事実であります。だから、正しいことを理解していただきたいというつもりで私は今、議員の質問に答弁をさせていただいたところです。

**○5番議員（前原五男）** 教育部参与からの回答も、それから、市長からの言葉も分かりました。ゆったり感、ゆったりして観賞しようよと。そして、バリアフリーも設けましたよと。ちゃんとしておりますよと。だから私は、この市民会館が出来上がるのを楽しみにしているということを言っております。

それからですね、市長は、冒頭お話をされましたけども、もう一回ですね、もうちょっと

時間が許すようですので、私質問を続けたいと思いますが、5人の市長に私は仕えてまいりました。職員の現職時代ですね。そのときの一人が、五男君、人から批判されるのであれば、どんなことをしたらいいかというようなことを私に聞いた方がいます。ええって言いました。そしたら、その方が言いました。何もしなければ批判は受けないよと。何もしないのが一番いいんだよと。でも私はですね、そのときに言いました。やっぱり、いずれは償却期間がきて建替えないといけないし、これが箱物と言われるのでしょうか。何でもね、箱物、箱物と言いますけれども必要なものはあるわけです。それをね、建替えないで償却期間を残したままでいいのかと私は言ったことがあります。今やらなければ、いつやるんだということ、誰がやるんだということ。批判をあえて受け止めながらやってきてくれている市長に対して、私は敬意を払うものです。違うというのであれば、私は堂々と言っております。市長室にも何回か行って意見は言っております。私は、何も甘いことを言いに市長室に行っているんじゃないんです。だから、飲み物何も要りませんと、話だけでいいですということをやっているんです。市長がここまで一生懸命やっているのに何もしていない。補償金もない。箱物だけ造っている。赤字財政を作っている。私は、基金が幾らあるっていうのも聞いております。基金がまだ残っているからまだ造れるんじゃないかと私は言うんですが、いや、これは将来のためにも必要だから残しておくんだということもあります。そのような一生懸命やっている市長に対して私は、批判的な批判というのは、私は、それは私は、私がやらなければ誰がやりますか。皆さん。本当言って、夜中に私は涙を流すんです。市長だけでもないんですけれどもね。こんなね、難儀なことをさせてですよ。まだいじめるんですかという、本当に辛いと思いますよ。私は、そういう時間をもっと楽しいものにしていきたいと思っております。市長、もう一回、この市長を続けるという意気込みをですね、もう一回お話していただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 市民の判断に任さなければなりません。その判断の基準は、正しくなくてはなりません。私は、自分でやった事業というのは、市民から評価されなければ市長として失格だろうと自ら自分の評価をいたします。その基準が間違った基準であるとすれば、これから正しいことを皆さんに訴えていきたいと思っております。私は、何を基準にこのような事業をやったのか。平成3年7月の広報紙であります。平成3年広報紙に指宿の戦略プロジェクトというのを作った市長がおり、その中に実は、新田開発とともにあの地域のスポーツ施設の充実というのは書いてあります。あと一つは、シビルポートプロジェクト、海岸整備をやると書いてあります。その次が、たばこ産業跡地の活用というのも書いてあります。私は、それを見たときに30年たってもほとんど進んではないではないかと。実はそれがあったときに、新田地区の開発プロジェクトでは、昭和54年度から土地を買ってきております。いつのためにかというと、その平成3年7月の戦略プロジェクトを実現するために先行取得をして新田の土地を買ってきており、もう皆さんも御案内でしょうけれども、この土地を買うのは、

銀行からの借金であります。銀行からの借金。つまり、利息の支払いがどれくらいあるのか。それを見たときにごくぜんといいたしました。塩漬けの土地として残すことはできない。今の市政を預かる市長として、この土地は有効に活用しなければならない。そういう強い思いで、多目的サッカー場を含めて、いろんな思いがあったかもしれませんが今この規模の施設を造ったわけでありまして。絶対に後世に批判されるような施設は造つたらいけない。それは誰も同じです。そして、後世に重たい借金を含めた負の遺産を残したらいけない。今でも思っております。負の遺産を残したら雪だるまといっしょで転がれば転がるほど、その遺産は大きくなるわけでございます。ですから、未来への投資、現在益よりも未来益。部分益よりも全体益。絶えず議員の皆様にはお願いをしております。いつも申し上げますように、私の独りよがりの考え方で箱物を造つたわけではありません。これは市政、つまり、これまでの市長さん方の思いを継続しながら後世に残すような施設として造りたいと思いたしました。

あと一つ、ぜひ分かっていたきたいことがあります。学校の問題であります。山川地区の閉校式のときには、子供たちが大きな声で校歌を歌うときには、肩を震わせて私は涙を流しました。学校の校長をしていたからです。どれほど悔しい思いで伝統を引き継ぐ学校に幕を閉じるかというそのことを考えたときには、様々な思いがあったからです。山川小学校という新しい学校に期待を寄せるとともに、地域の皆さんの思いも色々だったであろう。なぜそのような火中の栗を私が拾わなければならないのか。そこも思いました。でも、これは待ったなしだと。英語教育が始まり、プログラミングが始まり、学校が大きく変わろうとするときに、私がこの学校再編について手をこまねいていたらいけないだろうと。地域からの非難もありました。お前はという言葉もたくさんいただきました。それでも、私は今後の学校の在り方を含めて、ぶれることなくやるべきだと。ただし、それは次の市長選という厳しい審判がありますので、そのいかに関わりますけれども、今後ともそれぞれの市長が引き継いできた事業の継続というのは、大切にしていかなければならないと今でも思っております。

**○5番議員（前原五男）** 市長は、淡々とお話をしていただきましたけれども力強い心底からの本当の言葉だと思えます。私は、最後に皆さんとともにですね。この私の思いを聞いていただきたい。私はこれもした、あれもしたとは言いません。これは前原五男に言っているんです。それは市長、職員、関係者、議員の皆さんが共力した結果です。その共力したという共も私は造語を作りました。共に力と書いてあります。共同の共、共力した結果です。指宿に住んでいる人の心は一つです。批判からは、私たちの指宿は発展しません。足を引っ張って遅れるだけです。批判からは私たちの指宿は発展しません。繰り返します。市長、職員、関係者一丸となって、皆さんと共に前進していきましょう。また、農業、観光、水産、商業、工業、医療、福祉など全てが結び付き、指宿市の輝かしい明日を創っていきましょう

よ。子供のにぎやかな声，一生懸命勉強やスポーツをする学生，仕事に汗を流す青年，これは職員も含みます。家庭で団らんを過ごす光景，孫の成長に顔がほころぶ御高齢の方々，年齢関係なく等しく明るく楽しく，この指宿で良かったと実感できるように皆さん行動していきましょう。

以上で，私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** これにて一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第115号上程

**○議長（木原繁昭）** 次は，日程第3，議案第115号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について，を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回，追加して提出いたしましたは案件は，補正予算に関する案件1件でございます。

議案第115号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について。

本案は，歳入歳出にそれぞれ1,650万円を追加し，予算の総額を284億5,521万6千円にしようとするものであります。

詳細につきましては，総務部長に説明させますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは，命によりまして，総務部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第115号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について，であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し，歳入歳出予算の総額を284億5,521万6千円にしようとするものであります。

第2条で，繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては，7ページの第2表，繰越明許費補正でお示しの事業について，繰越明許費の金額を設定し追加するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出のほうから御説明いたしますので，15ページを御覧ください。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節12委託料1,650万円の補正につきましては，11月23日に山川砂むし保養施設北側の法面が崩壊したことに伴う調査測量設計業務委託料を計



上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款19繰入金1,650万円の補正につきましては、今回補正の財源として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時29分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第115号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 議案第115号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、質疑を行います。山川砂むし保養施設の法面崩壊について説明を受けましたが、繰越明許費補正をしているが、調査測量設計は、いつ完了するので繰越明許をしたのか。山川砂むし保養館の指宿観光に与える影響をどのように捉えているのか。工事完了予定をいつに設定しているのか。それと、今回崩壊した法面以外の部分について点検をどのようにするのか。この1,650万でどこまでするのか。委員会が違いますので、お答えをお願いします。

○建設部長（山崎一磨） 山川砂むし保養館の法面崩壊につきまして、繰越明許費を補正した今回補正予算に上げていただきました測量設計業務につきましては、崩壊した法面の調査並びにボーリングによる地質調査、崩壊した部分の土質調査等を計画しておりまして、調査完了時期は、6月末を予定しているところでございます。工事完了予定につきましては、本調査後でなければ工期的に何日必要かと工法的なものもございまして、まだこの工事につきましての完了予定は、現在のところ定まっておりません。他の部分の点検につきましては、現在崩壊している部分の左側法面もございまして、また、露天風呂のほうの法面につきましても崩壊の心配がございまして、今回の調査において露天風呂のほうで調査ボーリング2本実施し、なおかつ崩壊部分以外の部分、まだ法面が残っている部分につきましても調査の上、工法の検討に入りたいというふうに考えているところでございます。

○産業振興部長（大迫格史） 山川砂むし保養館の指宿観光に与える影響をどう捉えているか、ということでございました。山川の砂むしの砂湯里は、観光客等に人気のある施設でございますので、市の観光に一定の影響があるというふうに考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ボーリング調査等するから6月ということでしたけれども、そう  
なれば工事完了するのは、来年度いつ終わるかっていうのも分からないってことですよね。  
指宿観光に大事な山川砂むし砂湯里なんですよ。やっぱり二度とそこが崩壊しないように徹  
底してはもらいたいですよ。だけど早急にするっていうのもお願いしないといけないと思  
っているんです。だから、指宿の観光の目玉である露天風呂の周りの部分まで調査するか心  
配だったので聞きました。徹底した調査をして、そして、二度と崩壊がないような工法をや  
っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 議員御指摘のとおり、山川砂むし砂湯里、指宿市の観光の目玉でござ  
います。今回の崩落により観光客への影響がなかった。人身事故がなかった。これは本当に  
不幸中の幸いであったかと我々も認識しております。この崩落を受け、工法復旧する中で議  
員の御指摘のとおり、再度災害防止の観点からも、二度とこのような崩落事故のないような  
工法の選定という形で慎重に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第115号については、産業建設委員会に付託いたし  
ます。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

12月16日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いま  
す。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、12月16日は休会とすることに決定いたしました。

## △ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 新宮領 實

議 員 前 原 五 男

# 第 4 回 定 例 会

令和 3 年 12 月 22 日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和3年12月22日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第96号 指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第97号 指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第92号 指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第98号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第99号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第7 議案第100号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第8 議案第101号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第102号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第103号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第106号 指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定について
- 日程第12 議案第107号 指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について
- 日程第13 議案第93号 観音崎公園の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第94号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第95号 レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第104号 指宿市工場等設置奨励条例の全部改正について
- 日程第17 議案第105号 指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について
- 日程第18 議案第108号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第19 議案第112号 令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第113号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2

- 号) について
- 日程第21 議案第109号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について
 - 日程第22 議案第110号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号) について
 - 日程第23 議案第111号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号) について
 - 日程第24 議案第115号 令和3年度指宿市一般会計補正予算(第13号) について
 - 日程第25 審査を終了した請願及び陳情
請願第1号 指宿中央通商店街アーケードの補修についての請願書
陳情第11号 分煙環境整備に関する陳情書
 - 日程第26 閉会中の継続審査について
陳情第6号 「脱炭素先行地域」に向けた積極的な取組を求める陳情書
陳情第7号 「地熱の恵み活用プロジェクト実現」に向けての陳情書
 - 日程第27 議案第116号 令和3年度指宿市一般会計補正予算(第14号) について
 - 日程第28 議案第117号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
 - 日程第29 選挙管理委員補充員の選挙
 - 日程第30 広報特別委員の補欠選任
 - 日程第31 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

2 番 議 員	東 勝 義	3 番 議 員	西 田 義 哲
4 番 議 員	新宮領 實	5 番 議 員	前 原 五 男
6 番 議 員	山 本 敏 勝	7 番 議 員	齋 藤 佳 代
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	東 伸 行
10 番 議 員	井 元 伸 明	11 番 議 員	西 森 三 義
12 番 議 員	吉 村 重 則	13 番 議 員	前之園 正 和
14 番 議 員	松 下 喜久雄	15 番 議 員	高 橋 三 樹
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	新川床 金 春	19 番 議 員	福 永 徳 郎
21 番 議 員	木 原 繁 昭		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	有留茂人
教育長	吉元鈴代	総務部長	下吹越寿
市民生活部長	鶴本八郎	健康福祉部長	山元成之
産業振興部長	大迫格史	農政部長	寺田昭宏
建設部長	山崎一磨	教育部長	鶴窪誠作
水道事業部長	園田猛志	山川支所長	中島裕一
開聞支所長	山下秀一	総務部参与	野元伸浩
建設部参与	星倉淳一	教育部参与	中摩浩太郎
市長公室長	渡部徹也	総務課長	山下浩二
財政課長	東忠孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	木下英城
調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び齋藤佳代議員を指名いたします。

△ 議案第96号及び議案第97号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第96号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び、日程第3、議案第97号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、議案第96号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び、議案第97号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第96号について。パートタイム会計年度任用職員は準公務員に値するのか。どういう立場なのかとの質疑に対し、会計年度任用職員制度ができる前は、臨時職員、一般的に言うパートタイム職員だったが、その身分が地方公務員法のどの条項を使うかというのが定まっていなかった。それを、地方公務員法の22条を適用することで身分も決まり、それによっていろいろ制約が出てくる代わりに給与なども定まり、期末手当も支給できるようになる。福利厚生も適用されるが、懲戒処分等も明確になった。正規職員と違うのが、パートタイム会計年度任用職員はアルバイトができ、基準が緩やかだが、22条の適用の職員になったとの答弁でした。

正規職員と同じ比率でボーナスが支給されるのかとの質疑に対し、会計年度任用職員には年間1.45月の支給率で支給されるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第97号について。今回の変更は、担当部署や引用条項の変更等で、ほかは変更なしということかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第96号及び議案第97号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号及び議案第97号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第92号、議案第98号～議案第103号及び議案第106号並びに議案第107号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第4、議案第92号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、から、日程第12、議案第107号、指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

9議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第92号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第98号、指宿市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、から、議案第103号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第106号、指宿市今村光雄奨学資金基金条例の制定

について、及び、議案第107号、指宿市今村光雄奨学資金条例の制定について、の9議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、9議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第98号について。マイナンバーカードを持っている人は自分の番号を覚えていないと思うが、それでも使われていくということかとの質疑に対し、マイナンバーカードの取得に関わらず、個人番号は全ての国民に与えられており、その番号を使って事業主が給料の所得税関係を税務署に報告するなどに使われる内容の今回の改正になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第100号について。改正をしたからとあって、対象となる課税客体の変更や手続き上の問題等はないのかとの質疑に対し、事務手続きに関しては、今までと同様で変更はない。対象となる業種については、今まで製造業、旅館業、農林水産物等販売業だったが、改正後においては、情報サービス業等を追加しているとの答弁でした。

本市で、これまで対象となった業種はあるのかとの質疑に対し、直近で平成31年は4業者、令和2年度も4業者、令和3年度は3業者が課税免除となっているとの答弁でした。

現在、対象となっている業者は、引き続き対象になるという捉え方でよいかとの質疑に対し、対象業種は情報サービス業等が追加され、取得価格の要件も引き下げており、さらに拡充された形になる。なお、課税免除に関しては、3年間に限ってということで、3年経過したら制度は終わるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第101号について。コロナの関係で自営業者としてもなかなか元に戻っていない。本当に大変な状況だと思うが、市独自の未就学児への軽減は検討されなかったのかとの質疑に対し、他の国保加入者の負担増ということもあるので、更なる拡充については、国の動向等を注視していきたいと考えているとの答弁でした。

国の法律改正によって、国保税にマイナス部分が生じると思うが、その補填部分というのは、当然、国が賄うべきだと思うが、どうなるのかとの質疑に対し、今回の軽減措置の導入に当たっては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形で財政支援があるとの答弁でした。

意見として、コロナ危機の中で、自営業者、1次産業を含め、非常に厳しい状況を考慮すれば、やはり子供が多い世帯ほど生活が大変、経営も大変な状況になっているので、今後、

是非、減額の検討をしていただきたいというものでありました。

次に、議案第102号について。今年度の国保の出産児は何人かとの質疑に対し、今年4月から10月末においては24人となっている。昨年度は年間で28人であったとの答弁でした。

出産費用というのはどのぐらい掛かるかとの質疑に対し、平均で50万円程度と聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第106号について。幾ら以上寄附があれば基金条例を作るという取り決めがあるのかとの質疑に対し、今のところ、取り決めはない。今村光雄奨学資金については、三光機械のほうから、奨学資金として活用してほしいという強い要望があったので、基金に積み立てて活用しようとしているとの答弁でした。

現在、指宿市には、奨学資金の条例は幾つあるのかとの質疑に対し、条例は、指宿市奨学資金、大重・岩崎奨学資金、新小田奨学資金の三つがあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第107号について。第7条に、奨学生は毎年度、10人以内という定めがあるが、向学の意味能力が十分である人が10人を超えた場合、どのような選定をするのかとの質疑に対し、条例の施行規則で選定基準を設けて、その中で選定して、最終的には10人以内の人員を決定することになるとの答弁でした。

10人以内と限定しなければならないのかとの質疑に対し、10人以内の基準については、新小田奨学資金が10人以内と定めていることから、それに合わせた形となっているとの答弁でした。

奨学資金については、返還の義務はないということによりかとの質疑に対し、そのとおり、支給型であるとの答弁でした。

毎月、1万円の10人であると、120万円ぐらいの年間支出があると思うが、大体30年間ぐらいは活用されていくわけだが、その後はほかの奨学資金との関連も含めて、どのように考えているのかとの質疑に対し、この今村光雄奨学資金については、支給型で、いつかは基金がなくなるということになる。現在のところ、このままでいくと25年間、今村光雄奨学資金は支給できるということであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第92号、議案第99号、議案第103号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第92号から議案107号まで9議案を一括して採決いたします。

9議案に対する委員長の報告は、可決であります。

9議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第107号の9議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第93号～議案第95号及び議案第104号並びに議案第105号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第13、議案第93号、観音崎公園の指定管理者の指定について、から、日程第17、議案第105号、指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ付託されました、議案第93号、観音崎公園の指定管理者の指定について、から、議案第95号、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、議案第104号、指宿市工場等設置奨励条例の全部改正について、及び、議案第105号、指宿市池田湖観光施設公園条例の制定について、の5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、5議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第93号について。観音崎公園の指定管理者への管理料がゼロ円ということだが、管理運営が成り立つのかとの質疑に対し、指定管理料はこれまで年間1,100万円ほど掛かっている。前指定管理者のときに、利益率が概ね10%であり、年間1,100万円程度の費用を捻出するためには、売上が最低でも1億1,000万円以上が必要であると見込んでいる。コロ

ナ禍であった令和2年度において、売上が1億5,000万円程度あったことから、維持管理に要する経費は十分捻出できると考え、指定管理料はゼロ円と提案したとの答弁でした。

いぶすき観光デザインへは、過去2年にわたり、年間約1億円の負担金及び補助金を支払ってきたが、この法人に対してどのような見解を持っているかとの質疑に対し、いぶすき観光デザインの自立を促すため、現在、派遣している4人の職員を少しずつ減らしていく協議をしている。また、観光デザインの事業、定款に沿った取組などについて、年次計画を立てるように依頼している。それを受けて、市として負担金の額などを協議することになると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第94号について。セントラルパーク指宿内にあるビジターセンター内のロビー部分は、これまでどのように使用され、今後、どのように計画されているかとの質疑に対し、これまでは特産品展示コーナー、休憩談話コーナー、資料・パネル展示コーナーなどに使用されていたが、今回、指宿市観光協会からは具体的な提案はないとの答弁でした。

指宿市観光協会の自主事業について、どのように想定していると聞いているかとの質疑に対し、ポケモンマンホールの場所を尋ねてくる観光客が多いので、ポケモンマンホールのグッズ販売や、その他、収益の上がる事業についても検討していると聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第104号について。指宿市工場等設置奨励条例の附則において、令和3年4月1日と日付が遡って適用されているが、対象となる工場はあるのかとの質疑に対し、対象となる工場等については把握していないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第105号について。指宿市池田湖観光施設公園条例の中に、駐車場使用料とあるが、占有する場合とは、どのようなことを想定しているのかとの質疑に対し、駐車場スペースを利用したキッチンカーでの販売やマルシェなどの催し物をする場合に適用される。一般の観光客が駐車する場合は適用外となるとの答弁でした。

意見として、池田湖は急に水深が深くなっているところがあるので、危険防止のための施策を含めてオープンしてほしいというものがありました。

なお、議案第95号については、意見、質疑ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第93号から議案105号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号から議案第105号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第108号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第18、議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(新宮領實) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。なのはな館の消防設備及び遊歩道の修繕にはどんなものがあり、それぞれ幾ら掛かるのかとの質疑に対し、消防設備は自動火災報知の感知器や誘導灯などの不良箇所と取替修繕するものであり、その額、114万9,060円になる。遊歩道は経年劣化によるコンクリートやコーキングのひび割れなどを補修するもので、コンクリートの爆裂等を防ぐことにより、遊歩道利用者の安全を確保するものであり、その額、127万6千円になるとの答弁でした。

なのはな館は、築後23年間経過している。補修が出てくるのは当たり前だが、補修について県に相談や打診はしたのかとの質疑に対し、不具合等については、市長公室が県との相談窓口も含めて担当している。補修はその結果になるとの答弁でした。

意見として、なのはな館は建設して23年が経過した施設であり、老朽化するものもある。

その補修を県と市で分担していれば、どちらがやるべき案件か、市民は分からない。市民がけがをしないような施策をして、県としっかりと調整し、整備していただきたいというものがありました。

なお、総務課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、財政課、危機管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第108号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、地域福祉課所管分について。児童措置費で処遇改善の補助金という説明だったが、どういう内容かとの質疑に対し、処遇改善については、放課後児童クラブのキャリアアップ処遇改善事業ということで、年数が5年以上、10年以上の経験者については、給与が割増で支給されるという事業で、障害児の受入れ事業として、障害児が1人いる場合に加算するというものと、強化で3人以上いる場合は補助金を増額するというものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。不妊治療の助成はどれぐらいの増加が見込まれるのかとの質疑に対し、11月時点での実績で20件、実人数で13人がこの事業を利用しており、助成額は164万1,180円という実績になっている。当初予算で250万円計上していたが、今後の見込みを再計算したところ、298万円程度の予算が必要になるのではないかとということで、50万円ほど増額をしたとの答弁でした。

不妊治療の治療費というのは非常に高いと聞く。県も市も助成があると思うが、大体どれぐらいの助成ができるのかとの質疑に対し、県の助成金で賄えなかった分を、市が1回10万

円を上限に助成しているとの答弁でした。

産後ケアについて、どのぐらいの日数で、経費としてはどの程度掛かるのかとの質疑に対し、今のところ、県内の三つの助産院、産婦人科と契約している。市の負担は医療機関と助産院によって契約額が違うが、一番高いところで市の負担が2万7千円、一番安い場合で市の負担が1万2,983円となっているとの答弁でした。

どうしても産後を家庭でケアできないということで利用すると思うが、個人としてはどれぐらい掛かるのかとの質疑に対し、助産院を利用した場合に、課税世帯の人で自己負担の上限は1日当たり9千円、産婦人科を利用した場合は、課税世帯の人で1人当たり5,563円の自己負担になっているとの答弁でした。

産後ケアというのは、日数的にどれぐらい利用されるのかとの質疑に対し、大体1人当たり平均7日間程度利用しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。北指宿中学校の普通教室の雨漏り修繕は、普通教室1室だけかとの質疑に対し、3年2組の教室であるとの答弁でした。

雨漏りの原因は、防水が悪かったせいのかとの質疑に対し、屋上のシートが老朽化により剥がれて、そこから水が伝ってきたと考えられるとの答弁でした。

修繕は1クラスだけで収まるのか。屋上の防水であればほかのクラスに及ぶことはないのかとの質疑に対し、今のところ、その1クラスの教室だけで、その補修をすることによって、屋上の雨漏りが防げるので、ほかの教室にはいかないと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。委託料144万9千円はスクールバス運転手の事務所設置費用の増額という説明だったと思うが、総額ではどのぐらい掛かる予定かとの質疑に対し、今回、増額であげた分は、全て事務所の設置費用に係るものであり、今まで計上しておらず、今回、改めて増額として補正予算で計上したとの答弁でした。

スクールバス運転手の事務所は何坪ぐらいになるかとの質疑に対し、3坪のユニットハウスであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。山川文化ホールの空調整備改修工事設計の内容等はどうなっているのかとの質疑に対し、今回、補正予算で計上したのは、改修工事のための設計費用である。山川文化ホールの大ホールとロビーの空調が今年3月の点検で故障しているという報告を受けたので、その改修のための方法を検討し、その設計費を計上したとの答弁でした。

現在、山川文化ホールの空調は壊れて使えないということかとの質疑に対し、大ホールとロビーの空調機は、現在動いていない。そこで、来年度予算に改修費用を計上して、設計が

出来次第，取り掛かるという形を考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお，市民課，国保介護課，教育総務課の各所管分については，質疑，意見ともにありませんでした。

また，税務課，環境政策課，開聞市民福祉課，社会教育課，スポーツ振興課，学校給食センターの各所管分については，人件費のみの補正であるため，特に説明を求めませんでした。

以上で，終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ分割付託されました，議案第108号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について，の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月6日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，農政課所管分について。経営継承発展支援事業とはどのような内容の事業なのかとの質疑に対し，地域の中心経営体の後継者が経営継承後に販路開拓や新品種の導入，営農の省力化などの経営発展に関する計画を策定し，この計画実現に向けた取組に対する経費について，国と市町村が2分の1ずつ負担をし，上限100万円を補助するもので，例えば法人登記に係る費用，資材費や先進地の視察費，経営栽培管理ソフトの導入費などがあるとの答弁でした。

200万円の補正予算は，4次公募まで兼ねた予算なのかとの質疑に対し，2次公募によって，既に1件採択している。今後，4次公募があった場合を想定した予算であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，耕地林務課所管分について。レイクグリーンパーク及び池田湖畔艇庫管理業務の債務負担行為として4,630万円ということだが，この金額はいろんな事情によって見直しされることがあるのかとの質疑に対し，現段階ではないが，消費税の値上げなど，不測の場合は補正予算で計上するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。指宿商工会議所と菜の花商工会の会員に対して、会費補助があるが、通り会等には会費半分補助などないかとの質疑に対し、通り会等についての補助というのは、現段階で考えていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。新型コロナウイルスの影響により、観光客が大幅に減少したと思うが、前年対比など把握しているかとの質疑に対し、県の速報値で、令和2年度においては、令和元年度と比較してマイナス47.2%。令和3年度においては、令和2年度と比較してマイナス32.6%となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。市道等の維持管理について、増額補正ということだが、維持補修依頼など何件なのかとの質疑に対し、令和元年度は46件、令和2年度は51件、令和3年度は11月現在までに53件となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市営住宅の老朽化に伴う修繕料の補正だが、当初予算の段階で見込めなかったのかとの質疑に対し、老朽化に伴う補修は予測がなかなかつかない。大きな修繕など見込めないところがあるとの答弁でした。

市営住宅の空き家に対する浄化槽維持管理手数料の補正とあるが、予定されている部分ではないのかとの質疑に対し、浄化槽維持管理手数料は入居者が負担することになっているが、空き家が生じた場合は市の負担となる。空き家が予定より多くなったことで、補正が必要となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、観光施設管理課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、農業委員会事務局、国体・スポーツコンベンション推進室、建設監理課、都市・海岸整備課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第112号及び議案第113号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第19、議案第112号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、日程第20、議案第113号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、議案第112号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、議案第113号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第113号について。新築家屋等の増加で、下水道本管への接続件数が増えたということだが、どの地域が増えたのか。今後、まだ増えるのかとの質疑に対し、どこが増えたということではなく、今年に入り、下水道区域内に住宅が建ちつつあると認識しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第112号については、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第112号及び議案113号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号及び議案第113号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第109号及び議案第110号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第21、議案第109号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、日程第22、議案第110号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第109号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第110号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第110号について。介護認定審査会は年に何回ぐらい開かれるのかとの質疑に対し、年128回開催予定であるとの答弁でした。

介護予防サービス給付費の2,000万円の補正というのは、何か特殊な事情でもあるのか。要支援者の数が急に増えたのかとの質疑に対し、令和2年度11月と比較して、令和3年8月現在で要支援者が42人増えている。コロナ感染予防対策に伴うころぼん体操等の事業縮小や中止、外出等の控えによる運動不足が要因ではないかというふうに解釈しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第109号につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第109号及び議案第110号の2議案を一括して採決いたします。
2議案に対する委員長の報告は、可決であります。
2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。
よって、議案第109号及び議案第110号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第111号及び議案第115号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第23、議案第111号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、及び、日程第24、議案第115号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ付託されました、議案第111号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、及び、議案第115号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日及び15日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第115号について。山川砂むし保養施設法面等調査測量の詳しい方法と、どの程度の調査なのかとの質疑に対し、山川砂むし保養施設の北側の法面について、ボーリング調査や地質調査、測量等を行い、崩壊の原因や法面で覆っていた斜面の詳細な分析をすることで、対策工法の検討、設計等を行うものである。また、併せて露天風呂についてもボーリング調査や地質調査等を行うとしているとの答弁でした。

露天風呂浴槽の海側を2か所掘るということだが、調査期間中は露天風呂も休館するのかなどの質疑に対し、毎週木曜日が休館日なので、木曜日だけ調査に充てるのか、若しくは、例えば調査ボーリングが3日間で終わるのであれば、3日間休館するのか、協議と調整が必要と思っているとの答弁でした。

崩れたがれきは処理できたのかとの質疑に対し、法面の途中で止まっていた約50 t のがれきは撤去したが、下の部分にはがれきが残った状態であるため、山川砂むし保養施設は開館できる状態ではないとの答弁でした。

簡単な調査ではないと思われるが、大体の想定としてどれぐらいの工事期間を見込んでいるのかとの質疑に対し、詳細な設計を行い、慎重に検討しないと分からないが、崩壊の規模から見て、工事だけでも半年以上かかると予想されるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第111号につきましては、人件費のみの補正であるため、関係課へは特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第111号及び議案115号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号及び議案第115号の2議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第25、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、請願第1号は産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ付託され、継続審査としておりました、請願第1号、指宿中央通商店街アーケードの補修についての請願書、について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日及び12月6日、委員出席のもと、紹介議員に説明を求め、現地調査も行い、審査いたしました結果、経費の問題ではなく、指宿市に来られる観光客はもとより、市民が往来する商店街の疲弊した状況、老朽化した鉄骨の柱などがあり、早急な対応が求められていることから採択とするという意見と、アーケードの補修は大変大事なことだと思うが、今後の海岸整備と合わせた町として、面として、グランドデザインとして考えるべきと思う。よって、今回の内容に関しては不採択とするという意見が出され、起立採決の結果、可非同数となり、委員長において採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 請願第1号に不採択の立場から討論いたします。

所管委員会において、中央通商店街のアーケードを請願者同行のもと、現地確認をいたしました。根本から折れた柱や著しいさび、劣化塗膜が見られ、深刻な状況にあることを、私も確認しております。請願事項にもある、アーケード改修の必要性も強く感じ、危険箇所に対する対策を早急に講じる必要があることを、まず、冒頭に申し上げます。

私は、大学卒業後、塗料メーカーの関連会社に勤務経験があり、その見地から申しますと、腐食や著しいさび、劣化塗膜の原因は、海岸に近いと、海水を含んだ風や雨の影響に

よる塩害の可能性が大きいと考えられます。駅前アーケードはそれを防ぐため、本来、柱には耐候性のある塗装仕様を行う必要があります。例えば、鉄の柱を錆や腐食から10年近くもたそうと思えば、下地調整が4回、下塗り塗料2回、研磨、中塗り、そして、上塗りを1級にして、ようやくその耐候性仕様になります。つまり、たださびを落として、何でもいから塗料を塗ればいいというものではなく、根本的に仕様を大きく見直さなければ、塗り直しをしても、また2年から3年の間に、さびや劣化塗膜、腐食が起こる可能性があります。今は目に見えていないものも、内部では腐食が進行している柱もあると考えられ、塩害の被害を受け、僅か数年のうちに同様のさびや腐食の問題が、今ある全ての柱に順を追って発生することが予測されます。そのたびに、この議論をしなければならないということになります。そして、その間には、柱だけでなく、アーケード全体の改修の問題も発生してまいります。もし、行うのであれば、対処療法ではなく、抜本的な対策を行い、柱のさびの問題だけでなく、アーケード自体を今後どのようにしたいのか、どのように活用していくのかまで考えた議論が必要となってまいります。国では指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が進行しており、本市においても、今後、予定では令和4年度から立地適正化計画が策定され、都市再生整備計画事業が行われ、指宿駅から指宿港海岸までの背後地の整備が検討されております。11月15日には、商工会議所に対して同様の説明もあり、一定の理解もあったと伺っております。この海岸整備に合わせて、指宿港海岸や背後地である駅前商店街など点の存在を、これから面として考え、統一感を持った雰囲気やコンセプトのあるランドデザインを描いて、まちづくりを行い、これからの20年、30年先まで考えた在り方や整備について考える必要があると思います。繰り返しになりますが、早急の柱やアーケード改修は必要という考えは、私も持っております。安全対策の観点からも、是非、早急にその点は行ってもらいたい。その点を最後に申し述べ、不採択の討論といたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第11号は、総務水道委員会へ付託して審査をお願いしてありましたので、総務

水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第11号、分煙環境整備に関する陳情書、について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、公共施設において、あえて喫煙を意識した施設を造るということは、世界の流れと逆行していると思うので不採択とすべきであるという意見と、公共施設においてたばこの喫煙を推進、推奨するという方向というのはいかがなものか。たばこ税のことも言われるが、プラスだけを見ると確かに一定の金額だが、隠れたところでは健康被害でマイナス要因もある。実際には失うものが大きいということも、財政上も言われていると思うので不採択とすべきであるという意見と、当然、健康のためにはたばこは吸わないほうがいい。百害あって一利なしということだが、嗜好品として法律で禁止されているわけでもない。そういう意味では、逆に吸わない人に副流煙等の悪害を与えないためにも、分煙環境整備は必要と思うので採択すべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 陳情第11号、分煙環境整備に関する陳情書、に賛成の立場から討論を行います。

陳情の趣旨は、指宿市において、病院、学校、子育て施設を除く場所において、喫煙場所の整備をしていただきたいというものでございます。現在、喫煙は健康被害からも各施設、飲食店等においては、禁煙となっているところがほとんどでございます。しかし、それでも喫煙者は減少傾向であっても、まだ、愛煙家がいるのも事実でございます。その証に、指宿市内においてたばこを販売した本数に対し、地方たばこ税が年間約2億円余りの収入として受け入れております。私は、現在、この分煙環境整備を実施している市を調査してまいりました。薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、出水市、南さつま市など、それに鴨池公園、鹿児島中央駅の整備状況は決して大掛かりなものではございませんでした。庁舎の外壁を利用したり、空き倉庫、外周部の庭などに軽微な囲いかロープを張っての喫煙場所の指定、受動喫煙にもならないよう配慮されている簡単な分煙環境整備でもございました。整備

費用も1万円程度もあればアイデア次第では設置可能なのではないかと思います。こうすることで、路上喫煙や受動喫煙等にもつながるものと思われます。また、現在でも、指宿市内においては葉タバコ生産農家の方が15件と、減少傾向の中でも頑張っている状況もございます。これらのことを総合的に見ましても、何らかの整備は必要なものと思われます。よって、陳情第11号、分煙環境整備に関する陳情書に賛成討論といたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、陳情第11号を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択であります。
よって、この採決は起立により行います。
陳情第11号を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立少数であります。
よって、陳情第11号は、不採択と決定いたしました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（木原繁昭） 次は、日程第26、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第6号及び陳情第7号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることは、可決されました。

△ 議案第116号上程

- 議長（木原繁昭） 次は、日程第27、議案第116号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

- 市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第116号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について。

本案は、歳入歳出にそれぞれ8億2,685万円を追加し、歳入歳出予算の総額を292億8,206万6千円にしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

- 総務部長（下吹越寿） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第116号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億2,685万円を追加し、歳入歳出予算の総額を292億8,206万6千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の金額を設定し、追加するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、15ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節1報酬567万円から節18負担金補助及び交付金8億円までの、合計8億2,685万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するための補助金等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金8億2,685万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時52分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第116号（質疑、委会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、議案第116号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 議案第116号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について。

1、住民非課税世帯に対する臨時特別給付金については、国では速やかに生活・暮らしの支援を行うため10万円の現金支給をします。令和3年末まで3か月余りありますが、なぜ繰越明許費を設定するのか。

2番目に、対象者8千世帯になっていますが、実態調査は既に済んでいるのか。

3番目、節1報償費567万円は、何人の会計年度任用職員が何か月働くのか。

④、節4職員手当等851万円、内訳はどのようになっているのか。

⑤、節12委託料236万円の内訳はどうなっているのか。

⑥、節13使用料及び賃借料132万円はどうなっているのか。

以上、6点について、質疑します。

○総務部参与（野元伸浩） まず、繰越明許費を設定する理由ということですが、今回のこの給付金の対象者につきましては、住民税非課税世帯というものと、あと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯というものになっております。この家計急変世帯でございますが、これに対する給付につきましては、申請を受け付ける形になりますが、この申請期限が令和4年の9月30日までとなっているところです。そういった理由から、繰越明許費を設定をさせていただいたところでございます。

続いて、対象世帯の8千世帯でございますが、非課税世帯を7,100世帯、あと、先ほど申し上げました家計急変世帯ですが、こちらのほうを900世帯と見込んで、8千世帯という形で計上してございます。

続いて、報酬の分でございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬ということで、1月から3月までを9人、4月から12月までを4人という形で計上させていただいております。

職員手当につきましては、時間外勤務手当等を充ててございます。

委託料につきましては、支給するに当たってのシステムの改修費、あと、申請を受けるところによりますけれども、代理申請とか、そういう場合も考えられますので、行政書士会への業務委託を考えているところでございます。

あと、使用料及び賃借料につきましては、コピーのカウント料、使用料でございます。

○18番議員（新川床金春） 歳入説明の中の14ページですね、これに子育て世帯臨時特別支援事業補助金となっておりますが、繰越明許費補正では事業名、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業ですが、ここの違いについて、ちょっと分かりませんので、聞かれたときがありますので、説明をお願いします。

先ほど、家計が急変し、生活が困窮している世帯に対して支給するということですが、いつからですね、支給を開始するのか。先ほど、説明では、7,100人はもう把握しているようなことでしたので、7,100人は早急に支払えるのかなと思うんですが、いつから支給をするのか。

2番目に、令和3年11月9日、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり現金10万円給付をする、自民党、公明党の幹事長が合意しました。それから、1月半ぐらい経ちますが、国に申請する段階で、大まかな世帯は把握していると思いますが、8千世帯で間違いないのか、お願いします。

以上で、2回目の質疑を終わります。

○総務部参与（野元伸浩） まず、歳入の項目といいますが、名称が違うのではないかとということですが、この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、国の予算と言いますか、国の事業が子育て世帯等臨時特別支給事業費の中の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金というふうになっておりますので、こちらのほうについては間違いないという状況でございます。

それと、8千世帯につきましては、7,100世帯というのは、税務情報を基に7,100世帯というふうに、私どもは考えているところでございます。家計急変世帯につきましては、情報というか、こちらのほうははっきり分からないところでございますけれども、国において、算出方法を示されておりますので、その国の算出方法に基づいて算出した世帯が900世帯というところでございます。

支給につきましては、今現在、国のほうでこの制度について詳細に設計をしている状況でございます。ですので、国の制度設計が確定した段階において、早急に私どもとしては対象者に対しては支給をさせていただきたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 子育て世帯の臨時特別給付金事業は予算が可決、執行して2日で支給ができるというふうに聞いています。住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給は、7,100世帯は、税務情報で分かっているんだったら、年度内に支給できるのか、伺います。

それと、住民税非課税世帯の7,100世帯の現状を、今、どのように把握し、年内にしない

といけないと思わないのか、答弁を求めます、質疑します。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほども申しましたとおり、詳細な制度といたしますか、そちらのほうは、今、国によって、まだ、検討中でございます。その、確定して通知ができた段階です、ね、早急に支給はさせていただくというふうを考えているところでございます。

○議長（木原繁昭） 次に、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 年度内支給をすべきではないかというふうにして通告をさせていただきましたが、予算書は8億2,685万円を国庫補助で受け入れ、歳入です、ね、歳出では企画費の中で、これ、支出すると。そして、繰越明許費として追加を設定してあると。全額、全て同じであります。これは、国庫補助を受けて、執行は繰越明許ですから、来年度明けてから執行ということで、理解、よろしいかどうかと併せて、年度内執行すべきじゃないかということで伺います。

○財政課長（東忠孝） 今回、全額を繰越明許費で設定しておりますけれども、仮に年度内に執行できるようであれば、その一部を執行した場合には、その残りの部分を繰越明許費で補正をして、3月議会等で補正をして設定してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 最大の設定なので、可能であれば年度内のできるんだということのようですが、例えば事務を始めるということでは、歳出設定をしてあれば、それでやっていくということで、次年度以降になった場合を想定して最大設定してあるということかというふうに思います。それなら逆にですよ、予算を、歳出を組んであるんですから、これで必要なものは歳出予算に基づいて執行しながら、次年度に持ち越さざるを得ないものがあつたとすれば、年度末の、例えば3月の議会で繰越明許費を組むということも可能ではないかというふうに思うんですね。そのことについてはどうですか。

○総務部参与（野元伸浩） 一応、私どもとしまして、早急に、年度内に支給ができればというふうには考えているところです。ただ、家計急変世帯については、どうしても令和4年の9月30日までという申請期限がございますので、こちらのほうに対しては繰越明許費を設定させていただいたところです。これはあくまでも、限度額内で執行するという考え方を持っておりますので、こういった形をとらせていただいたところです。

○13番議員（前之園正和） ということは、限度額の設定なので、可能であれば年度内の支給も含んでいるという理解でよろしいのかどうか。また、併せて、極力年度内に完了する、できるようにね、努力をする。そしてまた、全部間に合ったということもあり得る予算編成、帳簿上です、ね、そういうことでよろしいわけですか。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほどから申し上げているとおり、できる限り年度内に支給をしていきたいというふうには考えているところです。ただ、国からの情報というのが、まだ、不確定な要素が多々ありますので、そういったところを含めて、国がそういった確定ができれば、すぐにでも事務に取り掛かって年度内に支給ができるように努力はしていきたいという

ふうには思っております。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） できるだけ年度内に支払いをするという説明だったわけですが、国の方針が決まれば、年末内にも支払いはできるということによろしいんですか。

○総務部参与（野元伸浩） 国の情報がどうなるか、ちょっとまだはつきり分からない状況でございまして、これから、その国の情報に基づいてですね、システム改修等も必要になってくる所です。ですので、我々としては、できる限り年度内での支給ということで考えているところでございます。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第116号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第117号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第28、議案第117号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決するこ
とに決定いたしました。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

△ 選挙管理委員補充員の選挙

○議長(木原繁昭) 次は、日程第29、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位、高橋國十郎氏。第2順位、徳留博昭氏。第3順位、牟田浩一氏。第4順位、森和美
氏。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位、高橋國十郎氏。第2順位、徳留博昭氏。第3順位、牟田浩一氏。第4順位、森和美氏。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

△ 広報特別委員の補欠選任

○議長(木原繁昭) 次は、日程第30、広報特別委員の補欠選任を議題といたします。

既に設置されております、指宿市議会広報特別委員会の委員に欠員が生じておりますので、委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、東伸行議員を指名いたします。

△ 議員派遣の件

○議長(木原繁昭) 次は、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、令和4年1月18日、鹿児島市で開催されます鹿児島市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長(木原繁昭) 令和3年第4回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

今期定例会は本日までの24日間にわたり、多くの案件を終始熱心に御審議いただき、ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより、執行部におかれましても円滑な審議に御協力いただきましたことに対しまして、感謝を申し上げます。審査の過程において、議員各位から出されました意見、要望等につきましては十分に尊

重し、今後の施策に反映していただきたいと思いを。

さて、来年2月は新市施行後5度目となる市長、市議会議員選挙が行われます。再度の立候補をされる方におかれましては、見事当選の榮譽を勝ち取られますよう、心から祈念いたします。今期を最後に勇退される方におかれましては、指宿市の市政発展に尽くされました御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表します。勇退後も健康に十分留意されまして、ますます御壮健で御活躍されますことを祈念いたします。

最後に、閉会に当たり、改めて御礼申し上げます。本日まで無事に議長の職を全うすることができましたことは感無量であります。この2年間、職責の重さを常に感じる毎日でしたが、充実した時間を過ごすことができました。改めて、皆様方に心から御礼申し上げますとともに、指宿市政がより一層発展されますことを切に願ひまして、御挨拶といたします。

この際、市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 令和3年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいただき、一言、御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました第4回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なる審議を賜り、原案どおり議決していただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。私は12年前、新指宿市の2代目の市長に就任して以来、一貫して市役所は市民に役立つところを基本理念とし、また、現在益よりも未来益、部分益よりも全体益を念頭に、行財政改革、地域経済の活性化、市民福祉の充実及び協働の推進などの重要課題に取り組んでまいりました。その間、議員の皆様から貴重な御意見、御指導を賜りながら市政を運営したことに対しまして、ありがたく感謝しているところであります。今後も、市民が健康で豊かさを実感できる指宿市を実現するため、健幸のまちづくり事業をはじめとする数々の課題に全力を傾けて取り組んでいく所存でありますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。今期をもって勇退される議員の方もいらっしゃいますが、本当にお疲れ様でございました。長年にわたる議員活動の中で、数々の御功績等に対し、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。任期満了直前に当たり、感慨深いものもあろうかと拝察いたしますが、今後とも健康に十分留意され、引き続き指宿市政発展のために、温かい御指導、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き立候補される方々には、議員各位の御奮闘を心からお祈り申し上げ、再びこの本会議場で席を共にし、指宿市議会の活性化と市政発展をさらに進められるよう念願する次第であります。

結びに、皆様方の御健勝と、今後、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（木原繁昭） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和3年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 山 本 敏 勝

議 員 齋 藤 佳 代

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和 4 年 1 月 1 8 日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか 1 8 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。